

192
55

故實
策書
武家名目抄

弓箭部

卷廿七



武家名目抄稿二十七册目次



第二百十四册 弓箭部一上

月	二八四一
御弓	二八四二
御弓	二八四三
御弓	二八四三
天鹿兒弓	二八四三
天羽々弓	二八四三
雷上勳	二八四四
手束弓	二八四四
丸木弓	二八四四
フシ木弓	二八四五
四方竹弓	二八四五
外竹弓	二八四五
梓弓	二八四六
梓真弓	二八四六
檀弓	二八四六
荒木真弓	二八四六
反檀弓	二八四六

武家名目抄稿二十七册目次

腹檀弓	二八四七
白檀弓	二八四七
黒塗檀弓	二八四七
信濃真弓	二八四七
吾田多良真弓	二八四七
安達真弓	二八四八
常陸真弓	二八四八
十津川真弓	二八四八
椶弓	二八四八
角椶弓	二八四八
柘弓	二八四八
楯弓	二八四九
第二百十四册弓箭部一下	
白木弓	二八四九
蛇形弓	二八五〇
羅形弓	二八五〇
側白木	二八五〇
黒漆側白木	二八五一
赤漆側白木	二八五一
側黒弓	二八五一



村精	二八五一
的弓	二八五二
塗弓	二八五三
黒漆弓	二八五三
赤弓	二八五四
赤漆弓	二八五四
二重赤漆弓	二八五四
薄赤塗弓	二八五五
栗色弓	二八五五
塗塗弓	二八五五
膠膠口取タル弓	二八五五
壽繪弓	二八五五
黒塗壽繪弓	二八五五
豊前弓	二八五五
鎌矛弓	二八五五
久賀弓	二八五六
第二百十五冊弓箭部二上	
重藤滋藤	二八五六
眞重藤	二八五八
シコメノ滋藤	二八五八

四足弓	二八五八
弭ニ角入タル重藤	二八五八
村滋藤	二八五九
本滋藤	二八五九
追重藤今元	二八五九
吹ヨ七重藤今元	二八五九
吹ヨ七藤	二八五九
相位弓	二八六〇
笛藤	二八六〇
塗籠藤	二八六〇
塗籠	二八六一
千檀藤	二八六一
所藤	二八六二
二所藤	二八六二
陰陽弓	二八六二
二所藤塗籠タル弓	二八六三
三所藤	二八六三
七所藤	二八六三
福蔵弓	二八六三
第二百十六冊弓箭部二下	

軌打タル弓	二八六四
七曲シタル弓	二八六四
劔穂搔タル弓	二八六五
十所藤	二八六五
尺藤作	二八六五
ヒヤウトウ作	二八六五
纏弓	二八六六
絲裏弓	二八六六
樺卷	二八六六
末々岐弓眞卷	二八六六
革卷タル弓	二八六七
革所々卷タル弓	二八六七
節卷	二八六七
小節卷	二八六八
節藤	二八六八
太平弓	二八六九
世平弓	二八六九
七張弓	二八六九
八張弓今元	二八六九
九張弓今元	二八六九

九錫彫弓	二八六九
角弓	二八六九
夷弓	二八七〇
半弓	二八七〇
彈弓	二八七一
符	二八七一
第二百十七冊弓箭部三上	
荒木弓	二八七二
荒弓	二八七二
藤放シ	二八七二
藤葛放シ	二八七二
拵タル弓	二八七三
不拵弓	二八七三
ヨキ弓	二八七三
手音ヨキ弓	二八七三
大弓	二八七三
握太弓	二八七四
小ホコノ弓	二八七四
強弓	二八七四
弱弓	二八七五

張弓	二八七五
弛シ弓	二八七五
張替弓	二八七五
カヘリ弓	二八七六
折弓	二八七六
伏竹	二八七七
二人張	二八七七
三人張	二八七七
四人張	二八七八
五人張	二八七八
七人張	二八七九
外竹内竹	二八七九
前竹後竹	二八七九
弓節	二八七九
弭	二八七九
奈加弭	二八八一
本弭末弭	二八八一
ホコ	二八八二
鳥打	二八八二

大鳥打	二八八三
イキナヒ	二八八三
弭	二八八三
弭角	二八八三
取柄	二八八三
握	二八八三
握草	二八八三
矢摺藤	二八八四
蕪藤	二八八四
音木今元	二八八四
弓ノハ	二八八五
羽フトイ羽タカイ	二八八五
羽ホソイ羽ヒクイ	二八八五
弓張カホ	二八八五
弓張カハ	二八八五
弓鏢膠折	二八八六
弓力	二八八六
弓ノ村	二八八六
弓杖	二八八六
幾杖	二八八七

第二百十九冊弓箭部四上

幾フクラ	二八八七
幾枝今元	二八八七
幾張幾張	二八八七
弓袋	二八八八
モト袋	二八八二
弓臺	二八九二
弓櫃今元	二八九二
弓筒	二八九二
弓掛	二八九三
シツヒ	二八九三
築	二八九三

柄植弦	二八九五
セキ弦	二八九五
セメノ關弦	二八九六
シメノ關弦	二八九六
卷弦	二八九六
坂弦	二八九六
フセ弦	二八九六
弦輪	二八九六
弦裁出	二八九七
弭絹	二八九七
探	二八九七
弦蕪	二八九七
休メ弦	二八九七
弦ヲサシツク	二八九七
弦咋濕ス	二八九七
弦幾條幾筋幾本幾張幾桶	二八九八
弦袋	二八九八
弦卷	二九〇〇
天鼠	二九〇〇
天鼠皮	二九〇〇

第二百二十冊弓箭部四下

柄	二九〇一
稜威高柄	二九〇一
柄袋	二九〇二
柄緒	二九〇二
碟	二九〇二
手袋	二九〇五
一具碟	二九〇五
諸碟	二九〇六
右碟	二九〇六
的碟	二九〇七
步射碟	二九〇七
馬上碟	二九〇七
八子碟	二九〇七
替碟	二九〇七
手纏	二九〇七
射纏 <small>小</small> 手	二九〇七
弓小手	二九〇八
犬射小手	二九〇八
コミ小手	二九〇九

第二百二十一冊弓箭部五上

矢箭	二九一〇
調度	二九一〇
天羽々矢	二九一一
天加久矢	二九一一
天具鹿兒矢	二九一一
麻可胡矢	二九一二
丹塗矢	二九一二
末利矢	二九一二
輕箭	二九一二
穴穂箭	二九一二
穴穂括箭	二九一二
輕括箭	二九一二
水破	二九一三
兵破	二九一三
鏑矢	二九一三
大鏑大ノ鏑	二九一四
姫鏑	二九一五
小鏑	二九一五
上矢鏑	二九一五

第二百二十二冊弓箭部五下

上差鏑	二九一六
引目鏑	二九一六
ヌタメノ鏑矢	二九一六
ウスヤウ作ノ鏑矢	二九一七
鳴矢	二九一七
三日鳴矢	二九一七
墓目	二九一八
笠懸墓目	二九一八
替引目	二九一九
小笠懸墓目	二九一九
半引目	二九一九
犬射墓目	二九一九
大墓目	二九二〇
小キ墓目	二九二〇
猪子墓目	二九二〇
一束墓目	二九二〇
竹根ノ墓目	二九二〇
繕ヒ墓目	二九二一
目柱	二九二一

第二百二十三冊弓箭部六

ヒシキ目	二九二一
墓目ト、メ	二九二一
墓目幾腰	二九二一
墓目幾束	二九二一
四目	二九二一
一手四目	二九二二
小キ四目	二九二三
神頭 <small>矢頭</small>	二九二三
鐵神頭	二九二四
一手神頭	二九二五
三神頭	二九二六
數神頭	二九二六
神通鏑	二九二六
神頭ノ身	二九二六
簀	二九二七
矢篋	二九二七
矢串	二九二七
矢竹	二九二七
柳篋	二九二七

ウキス篋	二九二七
カタウキス篋	二九二七
堅篋	二九二八
青篋	二九二八
荒篋	二九二八
チク篋	二九二八
佐渡篋	二九二八
簿篋	二九二八
白篋	二九二八
塗篋	二九二九
黒塗篋	二九三〇
黒漆摩飾	二九三〇
節陰	二九三〇
十河節陰	二九三一
管節陰	二九三一
長節陰	二九三一
大節陰	二九三一
小節陰	二九三一
キツ節	二九三一
ウス節	二九三一

節黒	二九三二
節塗	二九三二
節村濃	二九三二
サハシ篋	二九三二
拭篋	二九三二
焦シ篋	二九三三
篋卷	二九三三
沓卷	二九三四
チク卷	二九三五
螻蛄首	二九三五
鏞卷	二九三五
矢束卷	二九三五
カキ卷	二九三五
三節篋	二九三五
四節篋	二九三六
羽中ノ節	二九三六
オツ取ノ節	二九三六
袖スリノ節	二九三六
本矧ノ節	二九三六
篋中ノ節	二九三六

第二百二十四冊弓箭部七

スケ節	二九三六
射付ノ節	二九三七
篋トル	二九三七
筈	二九三七
水晶ノ筈	二九三七
白磨ノ銀筈	二九三八
角筈	二九三八
ヌタ筈	二九三八
節筈	二九三八
削筈	二九三八
ヨ筈今元	二九三八
繼筈	二九三八
オヒ筈今元	二九三八
逆筈今元	二九三八
真羽	二九三九
真鳥羽	二九三九
真鳥ノ大鳥羽	二九三九
大鳥羽今元	二九三九
小鳥羽今元	二九三九

鷲ノ羽	二九三九
黒鷲ノ羽	二九三九
蜂喰ノ羽	二九四〇
石打	二九四〇
クシノ羽今元	二九四〇
切生切符	二九四一
大切生	二九四三
小切生	二九四三
薄切生	二九四三
筋切生	二九四四
三切生	二九四四
逆切生	二九四四
並切生	二九四四
妻切生	二九四四
星切生	二九四四
摺切生	二九四四
地白切生	二九四五
安摩切生	二九四五
真切生	二九四五
シッレ切生	二九四五

布露切生	二九四五
シ切生	二九四五
シキ切生	二九四五
柳地ノ切生	二九四五
子コ切生	二九四五
梅地ノ切生	二九四六
星雨ナシ切生	二九四六
ワカツ切生	二九四六
アヒ切生	二九四六
カヘリ生	二九四六
中黒	二九四六
大中黒	二九四七
一文字大中黒	二九四八
小中黒	二九四八
鬚中黒	二九四八
摺中黒	二九四八
中白	二九四九
摺中白	二九四九
妻黒	二九四九
大妻黒	二九四九

小妻黒	二九四九
摺妻黒	二九五〇
洲濱切生ノ妻黒	二九五〇
妻白	二九五〇
地白	二九五〇
安摩ノ面	二九五〇
溝安摩ノ面	二九五〇
安摩ノ目	二九五〇
安摩	二九五〇
マネアンマ	二九五〇
シキ符	二九五〇
シキ羽	二九五〇
サカリ生	二九五〇
一生	二九五〇
逆一	二九五〇
摺符	二九五〇
豎摺	二九五〇
タカ摺	二九五〇
筆莖	二九五〇
父知ラス	二九五〇

第二百二十五冊弓箭部八上

白尾	二九五三
護田鳥尾	二九五三
摺護田鳥尾	二九五三
高護田鳥尾	二九五三
鷗尾	二九五三
サルナ尾	二九五四
マ子尾	二九五四
矢形尾	二九五四
糟尾	二九五五
黒糟尾	二九五五
シキヒラノ糟符	二九五五
逆フチノ糟符	二九五五
カラ摺尾	二九五五
黒摺尾	二九五五
忍摺尾	二九五五
切生ノ摺尾	二九五五
匠ル夜ノ尾	二九五六
クシハ羽	二九五六
ヒシヤク花	二九五六

第二百二十六冊弓箭部八下

蠅頭	二九五六
碁石	二九五六
黒布露	二九五六
青保呂	二九五六
保呂ノ風切	二九五六
白羽	二九五六
黒羽	二九五七
黒ツ羽	二九五八
染羽	二九五八
無文ノ染羽	二九六〇
肅慎羽	二九六〇
鷹ノ羽	二九六〇
鶴ノ羽今无	二九六一
鶴ノ本白	二九六一
鶴ノ羽	二九六一
鶴ノ霜降	二九六一
鴻ノ白尾	二九六二
白鳥ノ羽	二九六二
鶴ノ羽	二九六三

鶴ノ焦羽今元	二九六三
山鳥ノ羽	二九六三
山鳥ノ尾	二九六三
山鳥ノ引尾	二九六四
雉ノ引尾今元	二九六四
青鷺ノ羽	二九六四
川雁ノ羽	二九六四
雁ノ羽	二九六四
鳥ノ羽	二九六四
鷗ノ石打	二九六四
鶯ノ羽	二九六四
鷓ノ羽	二九六四
雞ノ羽	二九六四
雜羽今元	二九六四
サ、羽	二九六四
サウ々々ノ羽	二九六四
走羽	二九六五
外懸羽	二九六五
弓摺羽	二九六五
遣羽小羽	二九六五
シキリ羽	二九六五
羽房	二九六五
羽フクラ	二九六五

羽タケ	二九六六
外向内向ノ羽	二九六六
スルモキノイッ	二九六六
羽幾尻	二九六六
羽櫃今元	二九六六
ウラ樺本樺	二九六六
上矧本矧	二九六六
眞矧今元	二九六六
樺矧	二九六七
鷺目樺	二九六七
絲矧	二九六七
色絲矧	二九六七
藤矧	二九六七
藤皮ニテ矧タル矢	二九六七
漆矧	二九六七
交セ矧	二九六八
合セ矧	二九六八
三鳥合	二九六九
アラハ矧今元	二九六九
仕切矧	二九六九
コリ矧今元	二九六九

武家名目抄稿第二百十三册

弓箭部

稿檢校保己一編

○弓

和名羅抄云弓四聲字也云弓備美所以道箭之器也

日本書紀云日神本知武健陵物之意

及上三ノ路仍設杖杖一躬帶二十握劔九握劔八

握劔又背上負一較臂者稜威高靴手握弓箭親迎防

禦

又云綴續天至於山陸事畢乃使弓部稚彦造弓倭鍛部天

津真浦造真磨鐵矢部作箭

又云皇紀二十七年秋八月癸酉朔己卯令祠官ト兵器爲

神幣吉之故弓矢及橫刀納諸神之社仍更定神地神戶

以時祠之蓋兵器祭神祇始與於是時也

續日本紀云慶雲元年四月庚午以信濃國獻弓一千四百

張充太宰府

萬葉集云食國乎定賜等鳥之鳴吾妻乃國之御軍士乎喚

賜而千磐破人乎和爲跡不奉仕國乎治跡皇子隨任賜者

大御身爾太刀取帶之大御手爾弓取持之御軍士乎云々

世俗淺深秘抄云武家弓持左文家弓持右依是大將以下

五位以上雖爲武官猶文家也仍如此也但野行幸時次將

及衛府督取左手於弓是秘藏事也

武田弓箭故實云弓之事起ハ黒キ兩頭ノ蛇ヲ見テ是ヲ作ル

神代ニハ月輪ノ如ク中ニテ是ヲ付グ神功皇后ノ御時ヨリ

弓ヲ御多羅枝ト云コトハ多羅樹事也多羅樹ハ則七尺五寸

也絃ハ卷ツルナリ其後天智天皇ノ御宇ヨリ今ノ管ニ切直

ス是則蛇ノ頭ヲオソレオホシメス故ナリ去者隨兵軍陣ナ

トノ弓ハ下地黒クヌリ千且卷ヲスヘシ千且卷ト云コト蛇

ノ體ヲ表スルナリ其上ニ重藤ヲツカフ寸法二寸ハカリ間

五分ハカリ矢摺五分計也ウラ管ハ少長ク本管ハ少短シウ

ラ管本管赤漆ナルヘシ但武田小笠原兩家ハ本重藤ニ握ノ

上三所籐也

供立日記云馬上にて弓を持事禮におる、事有は弓をなを

すとも云て弓を少横にして禮を可申候裏管を人にむけ

しか故なり

家中竹馬記云馬上にて弓を持ほとらひは右の耳をこしこ

さぬほとに持なり但頭を高く持たる馬は左の耳よりも猶

左に弓のうらはすの有やうなる事も有へし惣て馬上にて

弓を持たるはほこみしかく見ゆる也されはよく持たるを
弓を持ころしてと語也

○御タラシ

萬葉集云八咫知之我大王乃朝廷取撫賜夕庭伊織立之御
執乃梓弓之奈加弭乃音爲奈利朝羅爾今立須良思暮羅爾
今他田渚良之御執梓能弓之奈加弭乃音爲奈里云々

萬葉集註釋云ミトラシト云ハ御弓也ミトラシトイフマ
タハミタラシトモイフト、タト同内相通故也或説云ハク
弓ヲミタラシトイフハ天竺ノ多羅葉其長七尺五寸弓ノ長
又七尺五寸也故ニコレヲ多羅子トイフ也サテ文武二道ハ
一雙ノ物ナルカ故ニ筆ノ長モ最長ナルハ六尺或ハ五尺ニ
スル也コレ事ノ外ノ甲乙ナカランカタメ也彼多羅葉黃色
ニシテ莖赤シ故ニ移レ之經教ヲハ黃紙朱軸ニスル也

公事根源抄云白馬けふは兵部省より奉る御弓奏はかり
を内辨も奏聞するなり天竺の貝多羅落は其長サ七尺五寸
也弓のたけも七尺五寸なる故に是をたらしと云申にや
鑑囊抄云弓ヲ御タラシト云ハ何ノ故ソ神功皇后異國征伐
ノ御時多羅樹ノ眞弓ヲ持給故ニ其ヨリシテ御タラシトハ
云也則御弓ト書也年中行事ニ兵部省ノ御弓ト書テラシト
ラシト點シ侍ナリ

平家物語云ゆみ舟のうちよりくまてをもつてはんくは
んのかふとのしころにからりくと二三度打かけ、れは
御かたのつは物ともたちなきなたにてうちばらひくせ
めた、かふいか、はせられたりけんはんくはんゆみをか
けおとされうつふきむちをもつてかきよせくとらふと
らふとし給へはみかたのつは物ともた、すてさせ給へ給
へと申ければはんくはんつゐにとつてわらふてそかへ
られけるおとなともみなつまはしきをしてあな心うやた
とひ千ひき万ひきにかへさせ給ふへき御たらしなりと申
ともいかてか御いのちにはかへさせ給ふへきかと申けれ
は云々
長門本平家物語云景清いか、したりけん弓を懸落され
てうつつふしてこれをとらんとするにすてにしころの上に
熊手をからと打かけたる兵とも後にひかへて御棲枝た、
すて、歸らせ給へやと申せともつひにむちにてかきよせ
て弓をとりて歸り給ふ
按。弓を御たらしといふは萬葉集に御とらしの梓の弓
とあるによりていへる也内相通しかるを多羅葉の長さ
に弓のたけのひとしければなといふ説あるはもとより
據もなき安りことなり

又按、棲枝はたらしと訓へきこと必定なれと此もしを
しか訓んこと疑ふへし和名抄に爾雅注云按音蘇和名太
良と見えたり是によれば棲枝の誤りなるへし

長享元年江州御動座記云常德院殿様御動座之御出立事香
之御拾に赤地之錦の桐唐草の御鏡直垂(中略)御多羅枝は
重藤也

今川大雙紙云主人の弓を御たらしと云也

軍陣聞書云弓を御たらしといふ事は只の人の弓は申し
き也公方様の御弓をは可申なり御矢をは御てうと、可
申也

北上記云御弓と申候よりは御たらしと申あかり候

○生弓

古事記云負其妻須世理毘賣即取持其大神之生大刀與
生弓矢及其天詔琴而逃之出之時

○天梳弓

古事記云天忍日命天津久米命二人取持天之波土弓手挾
天之真鹿兒矢

日本書紀云神代下大伴連遠祖天忍日命帥來目部遠祖天穗
津大來目背負天磐敷臂着稜威高靴手捉天梳弓天羽
羽矢及副持八目鳴鏑又帶頭槌劍而立天孫之前遊

行降來

萬葉集云比佐加多能安麻能刀比良伎多可保乃多氣爾阿
毛理之須賣呂伎能可未能御代欲利波自由美乎多爾蘇利母
多云麻可胡也乎多波左美蘇倍豆於保久米能麻須良多邪乎
乎佐吉爾多豆云々

○天鹿兒弓

古事記云爾思金神答白可遣天津國玉神之子天若日子
故余以天之麻迦古弓白麻下天之波波此二字矢賜天若
日子而遣即天若日子持天神所賜天之波土弓天之加久
矢一射殺其雉

日本書紀神代命曰天國玉之子天稚彥是壯士也宜試之於
是高皇產靈尊賜天稚彥天鹿兒弓及天羽々矢以遣之

釋日本紀云私記曰問此弓矢具體如何答具義未詳但或説
云採天香山之柅木造弓故謂之天鹿兒弓且此卷下一
書文所謂來目部遠祖天穗津大來目手捉天梳弓天羽羽矢
是也謂羽羽矢者以鳥羽波久矢也加重點者言其羽
之矢衆多也又矢者以弓射遣之義也天書第二曰乃授鹿兒
羽一曰此弓箭天之秘寶也可以隨身令軍功對敵臨
戰時三呼其名而射之無不一當百矣
日本紀纂疏云天鹿兒弓一名天梳弓舊説云採天香山之柅

木爲之故命曰鹿兒與香字其訓同矣一說射鹿之弓也誤分作鹿兒

爲兼卿集云弓張月空に在る日口は、矢は見えねとも月や神よの天のかこ弓

○天羽羽弓

舊事本紀云饒速日尊以夢教於妻炊屋姬云汝子如吾形見物即天璽瑞寶矣亦天羽羽弓天羽羽矢復神衣帶手貫三物非歛於登美白庭邑以此爲墓者也

○雷上動

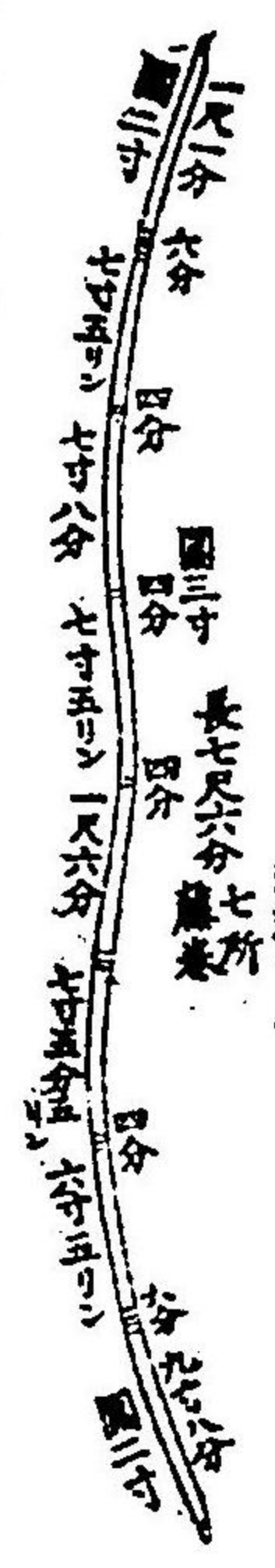
源平盛衰記云三位入道等丁七唱遠江國住人草太ト云二人ヲ相具シタリ唱ハ小櫻ヲ黄ニカヘシタル腹卷ヲキセト六サシタル大中黒ノ矢ノ表ニ水破兵破ト云鑄矢ニヲ指雷上動ト云弓ヲモタセタリ

○手束弓

萬葉集云手束弓手爾取持而朝獨爾者立去奴多奈久良能野爾

萬葉集註釋云ツカユミテニトリモチテアサカリニキミハタチイヌタナクラノニ有抄云ツカユミトハトツカヲオホキニマキタル弓ヲイフトイヘリシカレトモコレハタ、テニトルヲツカトイヘルニヤ此集第五卷ニ哀世間

河内國壹井八幡宮丸木弓



伊勢貞丈藏丸木弓



○フシ木弓

判官物語云忠信吉野山合戦條た、のふはやかて御まへにそ出たりける(中略)大中くろのや廿四さしたるうはやはにはあをほろかふらのめより下六寸はかりあるに大のかりまたすけてさとうのいゑにつたへてさす事なればはちほみのほをもつてはいたるひとつ中さしをよのやよりも一寸はすを出してさしたりけるをかしらたかにおひなしふしきのゆみのほこみしかさいよけなるをもちたりけり

○四方竹弓

尺素往來云梓弓楳弓楓弓四方竹之大弓三人張之勁弓皆悉荒木口之間册研調之

難住歌ノ中ニツカツエコシニタカテトイヘルモチニトリテツキタルツエヲコシニツカヘタリトキコエタリ永久四年百首云賭弓俊頼引ならすたつかたの弓の矢をはやみともねにまとの鳴かはすかな

文明九年七月十七日七首歌合云寄弓戀爲廣卿末つひにわかなはかりやたつか弓ひくてあまたの人はよはらて

○丸木弓

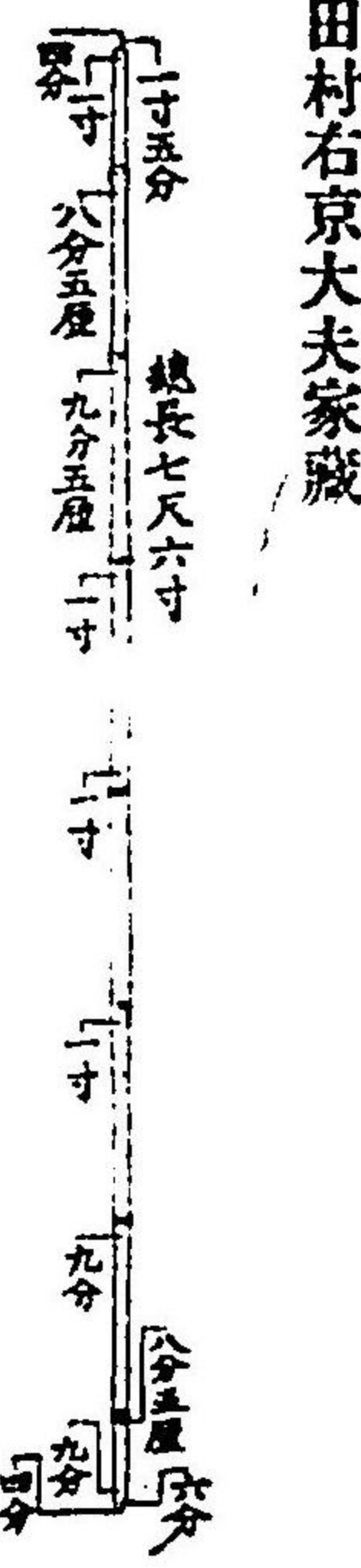
判官物語云忠信吉野山合戦條た、のふはやかて御まへにそ出たりける(中略)大中くろのや廿四さしたるうはやはにはあをほろかふらのめより下六寸はかりあるに大のかりまたすけてさとうのいゑにつたへてさす事なればはちほみのほをもつてはいたるひとつ中さしをよのやよりも一寸はすを出してさしたりけるをかしらたかにおひなしふしきのゆみのほこみしかさいよけなるをもちたりけり

今川了俊道行ふり云生まかる真木の丸木の弓取はすくなくよりも力こそあれ南都法隆寺藏丸木弓



○外竹弓

(引寄關) 田村右京大夫家藏



○梓弓

古事記云爾掛出其骨之時弟王歌曰知波夜比登宇遲能和多理邇和多理是邇多氏流阿豆佐由美麻由美伊岐良牟登許呂波母閉杆伊斗良牟登許呂波母閉杆母登弊波岐美哀游母比傳須惠弊波伊毛袁游母比傳伊良那那久曾許爾游母比傳加那志初久許々爾游母比傳伊岐良受會久流阿豆佐由美麻由美讀日本紀云大寶二年二月己未歌斐國獻梓弓五百張以充太宰府三月甲午信濃國獻梓弓一千二十張以充太宰府延喜兵庫寮式三梓弓一張長七尺六寸楳楳准比長功十五日中功短功遞加一日削成三日削二日削作木一日整理一日造附角裁韋韋附料理稟續絃着弓一日勾木令熟三日塗漆三遍每遍乾二日

又神祇式云凡甲斐信濃兩國所進祈年祭料雜弓百八十張甲斐國神弓百張並十二月以前差使進上

萬葉集云梓弓末中一伏三起不通有之君者會奴嘆羽將息

内宮長曆送官符云梓弓貳拾肆張長各七尺以上八尺以下塗赤漆一本未波須塗黑漆以鹿角爲弓束各纏三縹組一丈五尺一井有絃

平家物語云のかけの餘平次かけたかあまりにさきをかけんとす、みければち、の平三ししやをたて、二ちんのせいのつかさらんにさきかけたらんものにハけんしやう有ましきよし大將くんよりの仰候といひければへいししはらくひかへてもの、ふのとつたへたるあつさゆみ引ては人のかへす物かはと申させ給へとおめいてかく

○梓真弓

永久四年百首云賄弓神祇伯顯仲卿春たてはあつさのま弓引つれて見かきのうちにまとむをそする

○檀弓

和名類聚抄云檀唐韻云檀音理和名木名也

釋日本紀云摩由瀨檀弓也言以兩弓一喻伏兵也

三代實錄云元慶二年五月九日下符令採進但馬國檀弓百枚

○腹檀弓

桂川地蔵記云弓者重藤節卷真弓鑄藤白木赤漆小節卷腹真弓本重藤塗籠藤

○白檀弓

高葉集云天原振離見者白真弓張而懸有夜路者將吉棕橋乃山乎高可夜隱爾出來月乃光ヒカリトモレキ乏寸

源平盛衰記云横笛ハ法輪ヨリ歸テ髮ヲオロシ雙林寺ニアリケルニ入道ノ許ヨリ

白真弓ソルヲウラミト思フナヨマコトノ道ニ入レル我身ソト云タリケレハ女返事ニ

シラマユミソルハウラミト思シニマコトノ道ニ入ソウレンシキ

敦盛草紙云熊谷よくくみてあれはほたいの心をおこりける(中略)きのふまでもけふまでも人によはけをみせしとちからをそへしらす弓今は何にかせんとて三つにきりおり云々

○黑塗檀弓

宇治拾遺物語云これも今はむかし白河院御とのこもりて後物におそはれさせ給ひけるしかるへき武器を御まぐらの上にをくへさとさたありて義家朝臣にめされければま

年中行事秘抄鎮魂歌云サツヲラカモタキノマユミヲクヤマニミカリスランシモユミノハスミユ

長門本平家物語云推古天皇の御守攝政五年癸丑九月十三日はりまのくにいなみ野に七聲鳴鹿あり御門えいらんあらはやと繪言あり佐伯藏本繪言を承て河内國橿明神のまゆみを取て弓につくりていなみ野に分入て伴の鹿を射とめ見參に入

古今著聞集云大殿小殿とてきこえある強盜の棟梁ありけり(中略)小殿たかしこかきおひて真弓打かたけてひらあしたはきて行ける

○荒木真弓

萬葉集云葛木之其津彦真弓荒木爾毛瀨也君之吾之名告兼

新撰六帖云弓知家卿つるなれぬあらしきのま弓そりたかみさでいたつらに引入そなき

○反檀弓

新撰六帖云弓行家朝臣いたつらにまたてもふれぬそりままゆみ人はおしたるはりことなせそ

夫木抄云弓皇太后宮太夫俊成卿うらやましあたちのみねのはりま弓そりはてましを引かへすらん

ゆみの黒ぬりなるを一張まいらせたりけるを御まぐらにたてられてのちおそはせさせおはしまささりければ御威ありて此ゆみは十二年の合戦のときやもちたりしと御たつね有ければおほえさるよし申されけり

○信濃真弓
萬葉集云水鹿尙信濃乃真弓吾引者宇真人佐備而不言常將言可聞

又云三薦尙信濃乃真弓不引爲而強作留行事乎知跡言莫君二

新撰六帖云弓衣笠内大臣いかにせんしなの、まゆみ年をへてなひかぬほと心の心つよさを

萬葉集註釋云シナノ、マユミトイフコトハシナノトイフスナハチシラナ、ハマユミヲイフニモシラマユミトイフコトナレハモトモコトハノタヨリヲエタリ

○吾田多良真弓
萬葉集註釋云
陸奥之吾田多良真弓着絃而引者香人之吾乎事將成陸奥

之トハフカキニタトフアタタラマユミツルスケテトハユミヲハ男ニタトヘツルヲハ女ニタトフヒカハカヒトノワレヲトコトナサムトハユミツルスケテヒクヲ夫婦トナリ

タルニタトフヒクホトニナリテソヒトモサントハヲモハ
シトタトフル也

○安達真弓

古今集云みちのくのあたちのまゆみわかひかはするさへ
よりこしのひくりに

新續古今集云法印守遍かひなしやはや七十にみちのくの
安達のみ弓春にあへとも

古今六帖云人丸みちのくの安達のみゆみたむれとも心こ
はさにやますさりける

○常陸真弓

年中行事歌合云爲盛るひらにはあやめやさしくさしそへ
てひたちのま弓けふや引らん

○十津川真弓

光明峯寺攝政家歌合云寄弓懸家隆わかひしよしの、お
くの山人のつかはま弓ひけとよわらす

○槻弓

和名類聚抄云槻唐韻云槻音槻和名豆木乃木木名堪作弓也

古事記輕太子歌云都久由美能許夜流許夜理母阿豆佐由美
多豆理多豆理母能知母登理美流意母比豆麻阿波禮

日本書紀云神功皇時有熊之疑者爲忍熊王軍之先鋒一則

三代實錄云元慶二年五月九日甲辰是日下符相模國令
採進槻弓百枝安房國百枝信濃國梓弓二百枝但馬國檀弓

百枝備中國柘弓百枝備後國百枝

延喜兵庫寮式云梓弓一張長七尺六寸

○柘弓

和名類聚抄云柘玉簫云柘音柘一音藤漢語抄云閉美木腫節中爲杖也

源順家集云へひ弓のはるにもあられてる花は雪か人
いる人にとへ

欲勸己衆一因以高唱之歌曰

鳥智箇多乃阿邏々麻菟瑟選麻菟選瑪和多利噲祇氏菟
區噲彌瑪末利椰塢多具陪云々

釋日本紀云菟區噲彌瑪槻弓也久與伎五音通

延喜神祇式云凡甲斐信濃兩國所進祈年祭料雜弓百八十

張甲斐國槻弓十八張并十二月以前差使進上

伊勢物語云あつさ弓まゆみつき弓としをへてわかせしか
ことうるはしみせよ

夫木抄云前中納言定家けふみれば弓さるほとに成にけり
うへし岡邊の槻のかた枝

○角槻弓

田丸村草子云御乳母申けるは君の御父は五歳にて越前の
國けいの津にて長サ六丈の蛇をいたかせ給ひぬされは萬
民舌をふりけるとこそ承はれ君はすてに七歳になり給へ
はなにの子細の候へきこれは先祖の御寶とて角のつき弓
しんつうのかふら箭とりそへて奉る日龍殿弓おしはり給
ふにすこしもさはるかたなし云々つの、つき弓神通の編
矢にてさんくに射給へはたちまち大蛇はろひけり

○柘弓

和名類聚抄云柘毛詩注云桑柘音射漢語抄云豆美蘆所食也

武家名目抄稿第二百十四册

塙檢校保己一編

弓箭部 一下

○白木弓

曾我物語云おほみやばたかいかきのひた、れにしらやさけ
たるたけのゑひらとりてつけしらすきのゆみのいよけなる
をうちかたけせこにかきまきねらふところはとこく
そ

太平記云山門本間ト相馬ト二人義貞ノ御前ニ候ケルカ熊
野ノ人共ノ眞黒ニ裏ツレテ攻上ケルヲ遙ニ見下シカラカ
ラト打笑ヒ今日ノ軍ニ御方ノ兵ニ太刀ヲモ拔セ候マシ矢
一ヲモ射サセ候マシ我等二人罷向テ一矢仕テ奴原ニ肝ヲ
ツフサセ候ハント申最閑ニ座席ヲソ立タリケル猶モ弓ヲ
強ク引ン爲ニ著タル鏝ヲ脱置テ脇立計ニ大重ニナリ白木
ノ弓ノホコ短ニハ見ヘケレ共尋常ノ弓ニ立雙ヘタリケレ
ハ今二尺餘ホコ長ニテ曲高ナルヲ大木共ニ押撓ユラ
ト押張云々

高忠聞書云馬の上にてうつほ付て弓持ての時中間に白木

の弓をもたすへかへらすぬりたる弓を一張もたせて其外馬の跡などに白木の弓を持するはくるしからす摠而馬の上にて白木の弓を持事は有へからすむらこきそは白木同前なり

常照愚草云弓をた、しら木とは不可申しら木の弓と可申白木とはいろく白木ある故也曲高弓太平記にあり

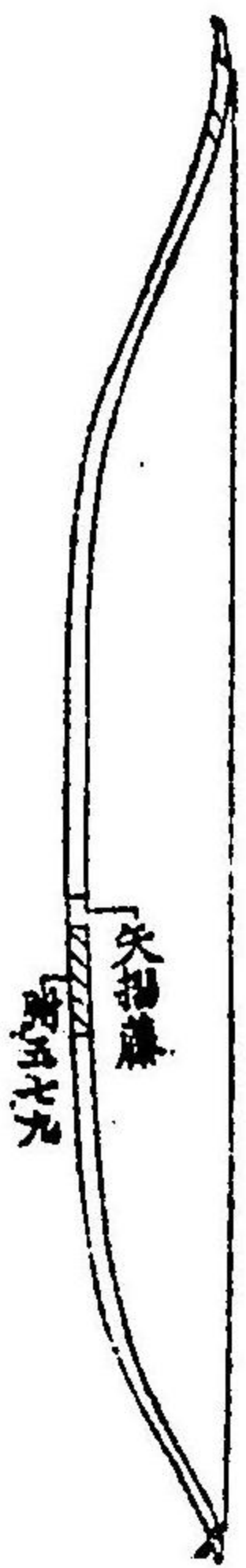
弓馬故實云白木に藤つかふ事有ましき事也若よはき所なとにつかふ事あらは口漆をさすへからす是も晴の的など射る事有ましき也

出陣聞書云また合戦におよはす小具足などにて陣替の時もたするには白木弓袋にいれへし弓袋の拵やう別紙に記置也

閑吟集云小歌とり入ておかふやれしら木の弓を夜露をかぬさきにとりいれうよなふ

○蛇形弓

八帳弓記云蛇形弓白木の弓なり的可射弓也



ノ時ハ弓ノカス十張ナリ張リテ持タスヘシ紐ハ何レモ白弦タルヘシ

弓村創秘傳書云側白木の弓仕立様弓の竹の節をおろさすとくさみかきにして其上をむくの葉にてみかき赤漆にてぬりて側を白木にこそけるなり是又的圓物草鹿挾物以下可不用之騎射に不用之也

○黒漆側白木

○赤漆側白木

佐竹宗三聞書云黒漆にぬりたるそは白木の弓にては的を射也赤漆のそは白木の弓にて射事斟酌有へし

○側黒弓

家中竹馬記云そはくろの弓は竹をぬして皮をおくなり

弓法私書云弓の竹を白く残して節をも落さすしてわきを黒くぬりて藤をつかひ馬上にて持事好さるこしらへ也晴の時には持へかす

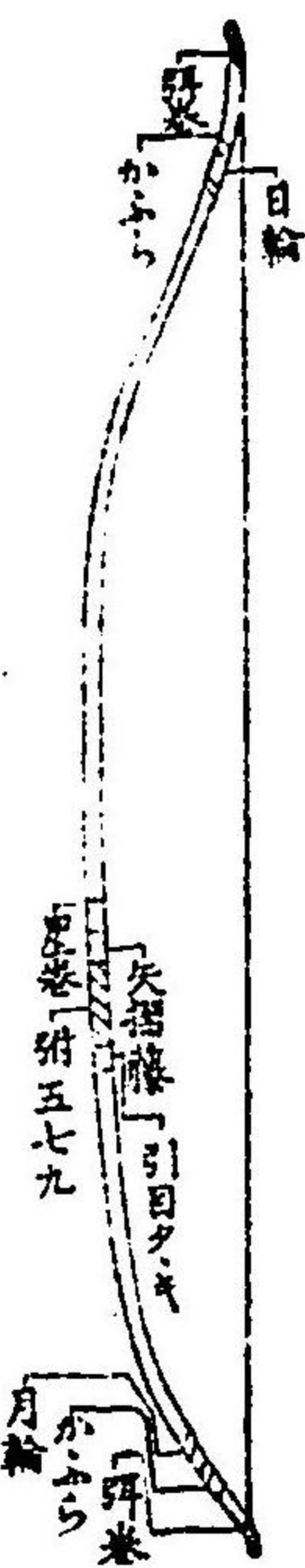
○村摺

尺素往來云繁藤赤漆黒漆白木村摺云々

高忠聞書云弓をむらこきにする事弓のうらの方をうらにきりより上二尺五寸にきり下もとのかた一尺二寸こくへし弓のとはううらはすより下へ二尺五寸こくへしにき

○羅形弓

八張弓記云羅形弓白木の弓に藤をつかひたる弓なり化生の物を可射弓なり



○側白木

高忠聞書云常の引出物に弓はかりをも出すなり白木をしら木むらこきなど出すにはしらつるをかけへし

射御拾遺抄云白木をしらきむらこきこれらは的弓に用へしおなしく丸物草鹿はさみ物にも用へし丸物草鹿はさみ物にも赤うるし若は矢すりなとをつかひたりとも白弦をかけて用てはくるしからす

弓馬故實云そは白木と云事竹を赤くも又黒くもぬりて木を白して置を云也是は的弓なりうつほ付供などの時はゆめく持ぬ弓なり

八廻日記口傳云そは白木に矢すりかふら藤をつかはぬはなき事也自餘の方はともあれかしぬりたる弓ならば是非とも矢すりかふら藤は有へし

武田射禮日記云弓之事白木側白木村コキナルヘシ五度弓

りの下もとはすより一尺二寸こくへしぬりやうは黒くも赤うるしにてぬる也むらこきの弓にて的草鹿圓物の外は射へからす的弓にていへき物をはむらこきにて射へきなりむらこきの弓にて鹿苑殿様かさかけをあそはしたる事有公方様の御事は各別の御事也さりながら小笠原殿に御尋ありしにせめての御事にと申て弓の弦はかりを御ぬりありて一兩とあそはしたると御物かたりあり

家中竹馬記云むらこき弓は異なる秘説也尤賞翫の故に御所的にも數年の弓太郎などといはる聊爾に持事有へからす

弓村創秘傳書云村こき弓の事小笠原信濃守貞宗弓太郎にて建武年中御的の有し時右弓のきはめていろつきたる弓のすこしはりくせ有しを所々こさけてあらためて用ひ被射しなりそれより面白とてわさと弓を赤うるしにてうすくぬりて小刀敷をさためて所々こきしらけて我家の秘事にして被用也其例をしたひて御的弓太郎はいつも村こきの弓を被用也故に自餘の射手は憚りて用之事なし鹿苑殿様御治世に此弓を不殘御てうあい有之て御自身御的被遊時はいつも此弓を此用ひ被成也故彌常人ははかりをもんして不用之御赦免有之人はかく別也さ

(中略)廿八日先參殿下御具持類集

黒漆弓以赤絲卷之取柄上下有金物取柄以黃檀浮線御具持類集

綾一チカヘテ卷之梢上下藤ニカラ卷々之梢上梢下村濃

絲五寸卷之柘下梢下村濃絲四寸三分卷之上下弦以

赤絹卷之鞘革赤革以紫革爲裏弦搜上下村濃絲四寸

七分卷之惣弓長七尺六寸五分内上梢二寸二分

明月記云建久三年三月十四日丙戌午時許參院人々參入

法皇御尊號後白河院云々調幸相中將云諒闇物具等小々

尋申隨身壹九緒鈍色袴袴同之太刀以下裝束無文莖革身

物具同之壹用御具持類集無御具持類集隨本府役一時着

位袍殿上役着鶴波美一行幸之時着位袍關腋平胡録御具持類集

府最勝講出居或着椽人多但下官着位袍了者即退出云

云

家中竹馬記云馬上にて可持弓は黒ぬりに矢すりかふら

とう白くつかひたる本式也其外は所好に隨こと也但め

つらしからんとて目にたちけて成事は見にくき也

○赤弓

清解眼抄引宗金記云寛徳三年十二月廿三日午時計大殿

御既焼亡云々火長隨身白羽胡録并赤弓引率大夫尉以下

府生以上官人等從馬場向北而列立東北中門下云

ても誘也又こき赤漆に木をうす赤漆にしたるをはふたへ

赤漆と云也

○薄赤塗弓

○栗色弓

弓法私書云弓ヲ黒クヌリ栗色ナトノ事ハ本ヨリノ事ウス

赤漆ニヌリタル弓成トモ矢スリカツラ藤タニモフカヒタ

ラハ馬上ニテ持ヘシイカニ黒クヌリ栗色ナリトモ藤ヲツ

カハヌハ馬上ニテ持ヘカラスコシラヘタル弓ニ白弦カケ

ヘカラスヌルヘシ

○溢塗弓

犬追物益鏡云しふぬりの弓につくろひ引目おつとりそへ

てと云事は物語の詞なり當流に定たる儀にあらず

○鏢膠口取タル弓

岡本記云にへ口とりたる引はぬりたるじゆんきよたるへ

し

○時繪弓

古事談云大治五年十月五日參議四人師頼長實宗輔師時等

任中納言于時伊通參議右兵衛督中宮權大夫四人皆上

臍也然而不堪愁緒翌日辭所帶等於大宮大路破横

柳車白晝着褐衣水干袴袴騎馬被渡神崎遊女金

云

御禊行幸服飾部類云仁治三年十月廿一日庚午公光卿記云

劍御具持類集東皮尻御具持類集白羽胡録赤弓

○赤漆弓

鴉鷲物語云野伏の大將をは雀の藤太承てこきふすへ皮の

腹巻に法師甲に柿色の弓小手さして赤漆の弓杖二毛のウ

ツホをかるやかにおひなし一族若黨引つれておとり出

寛正記云赤うるしの弓四月より後の的弓也竹の節をいけ

て幾人ものこふ也節蔭よりはうすくぬる也赤うるしの弓

馬上に持へからす是は白木に准する也

弓馬三冊云自然犬笠懸野山の遊の歸などに不慮に他所に

的丸物射る時は黒ぬり赤漆の弓不苦事也但それも白

弦をかけて可射俄になき時はうら等もと等の弦輪を紙

にて白く巻て射る也故實也常に人不知事也

尺素往來云節卷繁藤塗籠藤十所藤赤漆黒漆作懸坂弦開弦

都合百張

○二重赤漆弓

家中竹馬記云馬上にて可持弓は黒ぬりに矢すりかふら

とう白くつかひたる本式也節卷或は黒漆赤漆の段々或は

そは黒又は竹を黒く木を赤漆又は捲より上と下とをかへ

許又年來所被借置時繪弓返道中院右府トテ八トセ

マテ手ナラシタリシ梓弓返ルヲミテソネハナカレケル

明月記云建曆三年十二月廿九日曉少將退出借給時繪弓

平胡録入

永德行幸記云右大將直衣けんえいおいかけつほをおひま

さるの弓をもたる

物具裝束抄云籠丸緒時繪弓

次將裝束抄云發固四月末參内依上卿召參陣承可發固

由之後卷櫻様相具至解陣日不論束帶宿衣時帶

弓箭鏢櫻出行他所之時猶卷櫻相具弓箭鏢等

也

○黒塗時繪弓

太平記云石清水大理ハ巻櫻ノ老懸ニ赤裏ノ表ノ袴靴ノ沓

ハイテ時繪ノ平鞘太刀ヲ佩アマノ面ノ羽附タル平胡録ノ

籠ヲ負天正本云黒塗時繪弓持云々時繪弓持云々甲斐ノ大黒トテ五尺三寸有ケル名馬ノ

太ク逞シキニイカケ地ノ鞍置テ天正本云銀云々

○豊前弓

尺素往來云豊前弓者屋形住人之所作自鎮西到來候了

○鎌矛弓

會津四家合者云高倉合本ヨリ田舎人ナレハ弓ノ結構箭幹

ノ用意ナントコソキラノシクハアラキトモ握リニ餘リタル鎌矛弓ニツク打テ猫潜ト云大狩俣ノ矢束普通ニ勝タルヲ矢續早ニ射出ス程ノ手利トモ六百餘人一度ニハツト放ケル

○久賀弓

蟠川親俊記云天文七年八月三日甲辰高屋右馬允當年禮上十疋久賀弓遺之
又云天文八年八月九日甲戌久賀弓一張拜領之

武家名目抄稿第二百十五册

塙檢校保己一編

弓箭部 二上

○重藤 滋藤

下學集云重藤トク重或作ノ滋

平治物語云待賢門軍の條さへもんのすけしやうねん廿三あか

ちのにしきのひた、れにはしのにほひのよろひにてうのまるのすそかなものしけくうたせりたつかしらのかふとのを、しめて小からすといふたちをはききりふのやおひしけとうのゆみもちて云々

平家物語云見しふの條よりまさ大しゆの中へいひをくるむねあり其つかひはわたなへのちやうしつとなふとそとなふ其日はきちんのひた、れにこさくらをきに返したるよろひきてしやくとうつくりのたちをはき廿四さいたるしらはの矢おひしけとうのゆみわきにはさみかふとをはぬいてたかひもにかけ神よの御まへにかしこまつて云々

源平盛衰記云興一射の條サラハ興一トテ被召タリ其日ノ裝束

五分也一寸計也卷數小笠原流には不定也

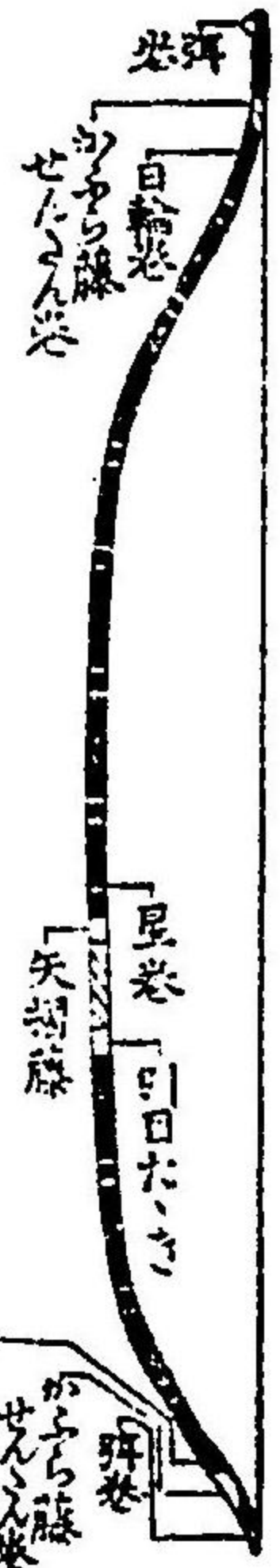
ハ紺村紺ノ直垂ニ火威ノ鏡鷹角反甲居頸ニ着ナシ廿四差タル小中黒ノ矢負ヒ滋藤ノ弓ニ赤銅造ノ太刀ヲ帶梅松論云東の手崎は太宰少貳頼尙五百餘騎皆馬よりをり立て支へたり(將軍)其日は筑後入道妙惠か頼尙を以進之申たりし赤地の錦の御直垂に唐綾威の御鎧に御劔ニあり一は御重代の骨食也重藤の御弓に上矢をさゝる御馬は黒粕毛是は宗像の大宮司か昨日進之申たりしなり古今著聞集云後鳥羽院御時伊與國おふてうの島といふ所に天竺の冠者といふものあり(中略)かの冠者あかとりそめの水干に夏毛のむかはきはきをきしてしけとうの弓にのやおひて竹笠をきたりけり

普廣院殿御元服記云永享二年七月廿五日大將御拜賀供奉行列出仕人々伺候次第并踞踞侍所帶甲貫子時赤松左京大夫弟伊與守義雅其役入道性具依爲三法體酌酌會耶從三十騎召具之義雅者着淺黃絲鏡一帯ニ金刀金太刀一握ニ重藤弓

今川大雙紙云すいひやう軍陣の弓とは下地を黒ぬりにして千たん巻をして其上にしけ藤をつかふへし
弓馬故實云重藤の弓と云事は箆にそふ弓也黒くぬり藤を白くつかふ也

弓箭條々云重藤の弓の誘やう二寸計の藤をつかふ也交は

を赤地のにしきにて巻て紫革にてにきりを十五にまくへ



○笛藤

平治物語云内盛勢次なん中くうのしんともなか十六き(中略)しらのに白鳥のはにてはきたるやおひふえとうのゆみもちて云々

源平盛衰記云高綱渡守高綱ハ褐衣ノ直垂ニ小櫻ヲ黄ニ返タル鎧ニ整模打タル冑ニ笛藤ノ弓ノ真中取り廿四差タル石打ノ征矢頭ヲ高ク負ヒ噴者造ノ大刀帯テ云々

又云射サヲハ十郎ト被_レ召タリ褐ノ直垂ニ洗皮ノ鎧ニ片白ノ甲廿四差タル白羽ノ矢ニ笛藤弓ノ塗籠タル真中トテ緒ヲ下ニサシクツロケテッ参タル

○塗籠藤

保元物語云大將とおほしき者のかちんのひた、れにあるしら地のきにかへしたるよろひきて黒はの矢おひぬりこめ藤の弓を持きかはらけなる馬にかいくらおいてのつたりける

平治物語云清盛の給ひけるはふせく兵にはち有侍かなけ

播州佐用軍記云城中守手陣梶九ハ今年十九歳其長六尺餘リノ大力也(中略)此故ニ政範常ニ近習ニ侍シム其夜ノ出立態ト鎧ヲハ諸共ニ着代タリ塗籠藤ノ弓銀ノ弰打タル五人張十五束ノ征矢森ノ如ニ負ナシタリ

又云十二月十五日川島頼村高島へ申ケルハ(中略)矢頭能候ハンニハ一矢仕ランモノヲト戲ケレハ高島ヲ始小林鶴野何レモ然へウ候ハン敵ニ興ヲサマサセ給へ見物申サント

勅ケリ川島サヲハ仕候ハン射損ナハ御笑種ト頓テ郎從ニ持セタル塗籠藤ノ弓銀弰打タル追捕弓絃喰濕押シ張リ中黒ノ征矢爪搖シテ唯二筋件ノ弓ニ捕添テ矢挾間ヨリ指睨キ居タリキ

○塗籠

長門本平家物語云院義經始九郎義經にあひくして六人そありける残り五人か中一人は島山庄司重忠河越太郎重頼澁屋三郎庄司重國梶原源太景季佐々木四郎高綱重忠より始て次第に名乗し六人の兵とも甲をは皆もたせたり直垂もよろひも思ひくゝに色々にかはりたりけれども弓は皆ぬりこめてそありける

源平盛衰記云尾三郎一辨慶候トテ進ミ参ス裝束ニハ褐衣ノ直垂ニ黒皮威ノ冑ニ同毛ノ甲ニ三尺五寸ノ黒漆ノ大刀

れはこそ是迄敵はちかつくらめいてくゝさらはかけんとてこんの直垂に黒糸おとしの鎧きて黒ぬりの太刀をはき黒ほろの矢おひぬりこめとうの弓持て黒き馬に黒くらおかせてのり給へり

平家物語云山門御十郎くらんとゆきいへはこんちのにしきのひた、れにくろいとおとしのよろひきてこくしつたちをばき廿四さしたるくろほろのやおひぬりこめとうのゆみわきにはさみ云々

源平盛衰記云新八幡覺明其日裝束ニハ褐衫鎧直垂ニ首丁頭巾シテ機織目ノ冑ニ黒ツ羽ノ征矢負テ三尺一寸ノ赤銅造ノ太刀ヲ帶塗籠藤ノ弓脇ニ挾テ左ノ手ニ願書ヲ捧ケ右ノ手ニ筆ヲ以テッ居タリケル

判官物語云頼朝上總の國とう九郎もりなかはかちんのひたたれにくろかはおとしのはらまきくろつはの矢たてぬりこめとうのゆみもちてすけの八郎のもとにそきたりける

軍陣聞書云とうは白き本也ぬりこめとうといふはしけとうの上を赤うるしにてぬりたるをいふなり惣してうるしにてとうのうへをぬる事略儀なり

帶テ黒ツ羽ノ征矢負テ塗籠ノ弓ニ好ム長刀取具テ馬ヨリ下リ將軍ノ前ニアリ

たかたち草紙云龜井の六郎しけきよはひとときはすくれて出立たり(中略)白あやのほろをさつとかけぬりこめのゆみの四人はりせめのせきつるかけさせまん中にきりよこたへ云々

○千檀藤

曾我物語云たけしづいとうかちやくしかはつの三郎そきたりけるおもしろくこそ出たちたれあきの、すりつくししたるあひくゝにひきかきしたるひた、れにまたらのむかはきすそたふやかにきはきなしつるものとしろにてはひたるしらしらへのしらはつたかにおひなしせんたんと

うのゆみのまんなかとりもゑさうらつた竹かさこかしらしにふきそらせ云々

今川大雙紙云すいひやう軍陣の弓をは下地を黒ぬりにして千たん巻をして藤をつかふへし

弓法私書云弓ノセンタ巻ノ事コシラへ様ハ下ヲシケク巻目五步間ヲ五步ハカリオキテ絲ニテ巻テ其上ヲウルシニテヌリコメタルヲセンタ巻ト申也

をすへしせんたん巻といふ事は蛇の體を表する也其上に
しけとうをつかふ藤の寸法二寸はかりあい五分はかり矢
すり五寸許也うらはす少長く本はすは少し短しうらはす
赤かるへし

○所藤

平治物語云内裏勢ちやくしあけけん太よしひらしやうね
ん十九さい(中略)いしうちのををひとところとうのゆみも
ちてかけなる馬のはやりきつたるにか、みくらおかせて
ち、よしどもの馬と同かしらにひつたてさす

源平盛衰記云與一射重忠ハ木蘭地ノ直垂ニ楯目ノ鎧着
テ大中黒ノ矢負ヒ所藤ノ弓真中取り駒馬ノ太ク選ニ金伏
輪ノ鞍ヲキテ判官弓手ノ脇ニ進出テ、畏テ候

○二所藤

保元物語云山田小三郎爲朝これゆきとし廿八身のさかりと
見たり大の男のした、かものなりくろかはおとしの大あ
らめよろひさかりすきたるにくろつのはのやをい二所藤
のゆみもちてかけなる馬にくらをひてそのつたりける
平治物語云源氏勢次男中宮大夫とも(中略)しらのに白鳥
の羽にてはいたる矢おひ二所藤の弓持て云々
源平盛衰記云熊谷尚熊谷ハ楯直垂ニ家ノ紋ナレハ鳩ニ

○二所藤塗籠タル弓

源平盛衰記云平家一説云源氏ノ兵共哀トミル處ニ年三十
ハカリノ男ノ木蘭地ノ直垂ニ黒絲威ノ腹巻ニ二所藤ノ塗
籠スル真中トリ背ヲモキス簇モヲハス矢二三トリソヘテ
云々

○三所藤

太平記云山崎久我尾張守ハ元ヨリ氣早ノ若武者ナレハ今度
ノ合戦人ノ耳目ヲ驚ス様ニシテ名ヲ揚ニスル者ヲト兼テ
有増ノ事ナレハ其日ノ馬物具笠驗ニ至マテアタリヲ輝シ
テ出立レタリ(中略)タカウスヘ尾ノ矢三十六指タルヲ筈
高ニ負成毛利家天正本云三
所藤ノ大弓持云々
岡本記云御參宮の御ともなどには(中略)弓ハくろくぬり
て三所とうたるへし

伊豫國三島社藏



○七所藤

弓箭部 二上

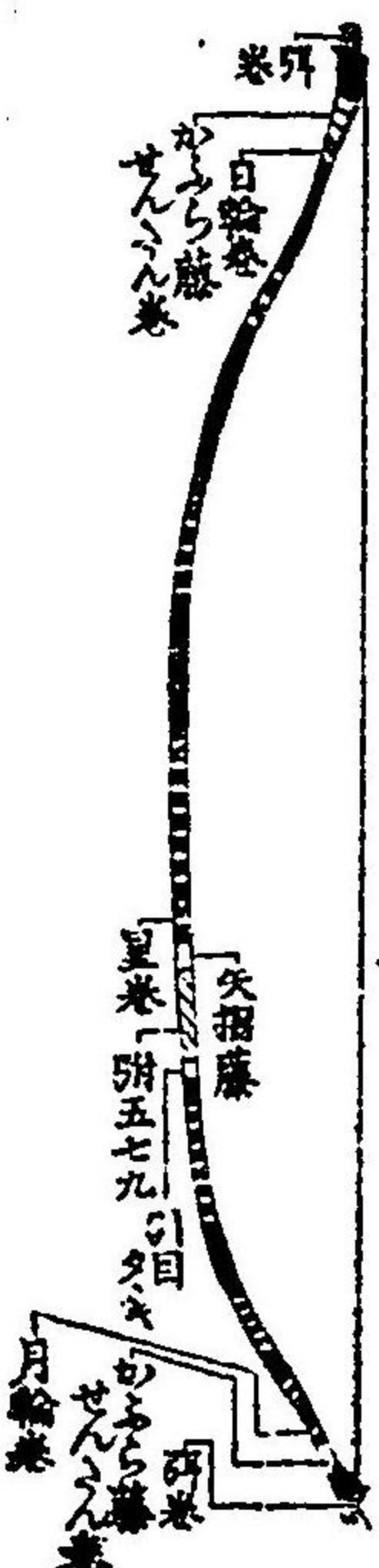
寓生ヲソ縫タリケル黒絲威ノ背ニ同毛甲大中黒ノ征矢ニ
二所藤ノ弓ヲ持チ紅ノ布露ヲ懸ケ權太栗毛ニ乗タリケ
リ
太平記云本間孫四郎重氏上差ノ流鏑矢ヲ拔テ羽ノ少シ廣カ
リケルヲ鞍ノ前輪ニ當テカキ直シ二所藤ノ弓ノ握太ナル
ニ取副云々

義經記云吉野山合修行の代官に河くから法師と申惡僧有(中
略)石打の征矢の廿四さしたるを頭高におひなして二所
藤の弓の真中とりて云々

會我物語云すけつれを五郎かその日のしやうそくには
(中略)つるのもとしろのそやはつたかにおひなし二とこ
ろとうのゆみのまんなかとりかけなるむまにまきさるのく
らをきてのつたり

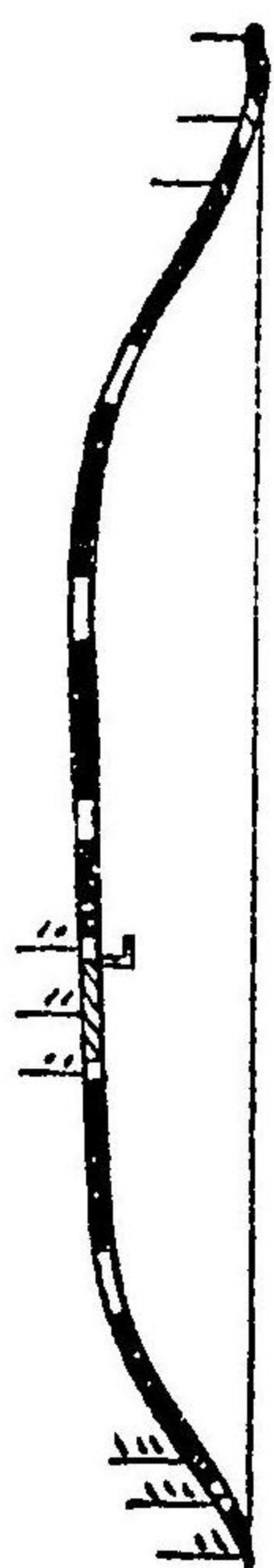
○陰陽弓

八張弓記云陰陽弓聖入女房むかひに行時可
持弓也三所藤これなり



○福藏弓

八張弓卷云福藏弓つくを打軍陣に用る弓
なり七所藤これなり



武家名目抄稿第二百十六册

塙檢校保己一編

弓箭部 二下

○鈎打タル弓

保元物語云^{新院御所門々}か爲朝ハ七尺はかりなる男のめのかと二ツされたるは(中略)五人はりの弓長サ七尺五寸にてつくうつたるに卅六さしたるくる羽の矢おひ云々

太平記云^{公家一統}宮ノ御憤モ散シケルニヤ六月十七日志貴ヲ御立有テ八幡ニ七日御逗留有テ同二十三日御入洛アリ宮ハ(中略)白笹ニ節陰バカリ少シ塗リテ鶴ノ羽ヲ以矧タル征矢ノ三十六指タルヲ筈高ニ負成シ二所藤ノ銀ノ弓ノツク打タル十文字ニ擧テ云々

又云^{本間孫四郎}將軍本間カ矢ヲ取出シテ此矢本ノ矢所ヘ射返サレ候ヘト被^レ仰ケレハ顯信畏テ難^レ叶由ヲ三辭シ申ケル將軍強テ被^レ仰ケル間辭スルニ無處シテ己カ船ニ立歸リ火威鎧ニ鍬形打タル甲ノ緒ヲ縮銀ノツク打タル弓ノ反高ナルヲ帆柱ニ當テキリノト推張船ノ軸崎ニ立顯テ弓ノ弦クヒシメタル有様誠ニ射ツヘクソ見ヘタリケル

らめのよろひにくろつのはのそや廿四さしたるをかしらたかにおひなして七曲したるくろぬりの弓もち三尺五寸の太刀にくまのかはのしりさや入てさけはいたり

源平盛衰記云^{宇治合戦}寺法師筒井ノ淨妙明春ト云者アリ(中略)クロヌリノ箆ニヌリノニ黒ツ羽ヲモテハキタル矢ノ廿四サシタルヲ頭タカニ負ナシツ、七モチリナルマユミノシメ漆ニヌリタルニ漆ツルカケテ真中ヲトリ云々

○劔種撮タル弓

太平記云^{山門}本間ト相馬ト二人義貞ノ御前ニ侍ケルカ熊野ノ人共ノ眞黒ニ裏ツレテ攻上ケルヲ遙ニ見下シカラカヲト打笑今日ノ軍ニハ御方ノ兵ニ太刀ヲモ拔セ候マシ矢一ツヲモ射サセ候マシ我等二人罷向ヒ一矢仕テ奴原ニ膽ヲツフサセ候ハント申最開ニ座席ヲソ立タリケル猶モ弓ヲ強ク引ン爲ニ著タル鎧ヲ脱置テ脇立計ニ大童ニナリ白木ノ弓ノ^{今川家毛利家西源院天正本云}ホコ短ニハ見ヘケレトモ尋常ノ弓ニ立雙ヘタリケレハ今ニ尺餘ホコ長ニテ反高ナルヲ大木トモニ押矯ユラノト押張白鳥ノ^{金剛院本作}鶴羽ニテ作タル矢ノ十五束三伏有ケルヲ百矢ノ中ヨリ只二筋拔テ弓ニ取副ソ、口歌ウタフテ開々ト向ノ尾ヘ渡レハ云々

桂川地蔵記云弓者(中略)三人張五人張弼打タル弓

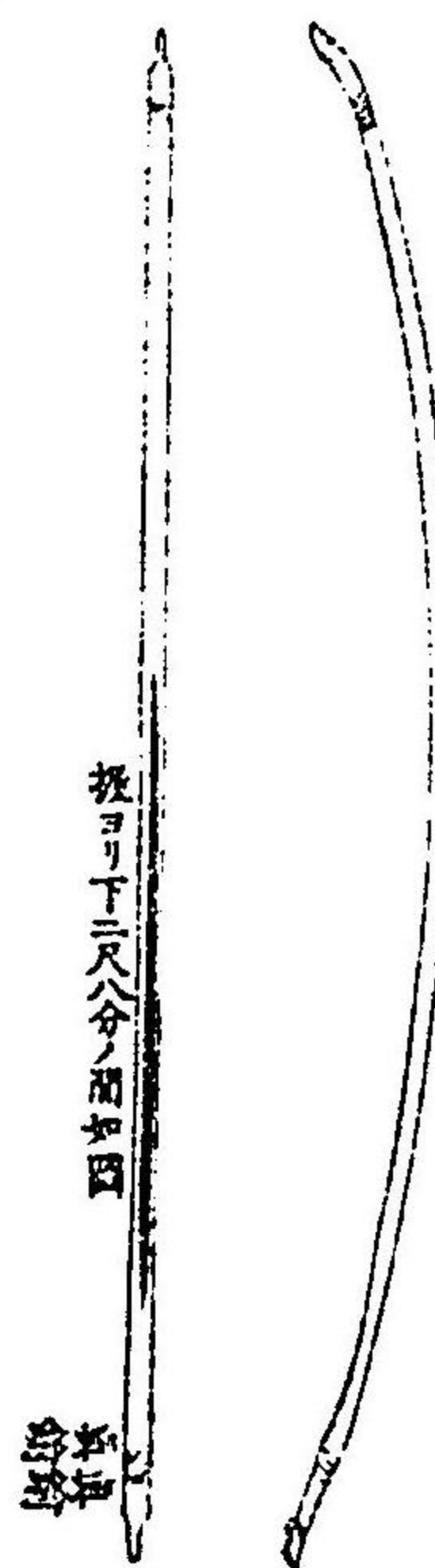
○七曲シタル弓
長門本平家物語云^{橋合}宮の御方に三井寺のあく僧つゝののしやう妙めいしゆひと云者自門他門にゆるされたる者前九年合戦繪巻物



なり橋のうへの手へこそむかひけれめいしゆん事を好て装束たり褐色のよろひひた、れにくろかはおとしの大あ

相模國鎌倉鶴岳八幡宮藏^{相傳云鎌倉右幕下ノ弓}

長六尺四寸五分朱漆



抜ヨリ三尺八寸五分朱漆

長六尺四寸五分朱漆

忠見集云三月櫻の木の本にてかち弓いる

心にもいるひの弓はやまならぬ花のあたりに的をこたふる

○十所藤

尺素往来云節卷繁藤赤漆黒漆白木村枯塗籠藤十所藤並側白木等作懸于板並關弦一

○尺藤作

本間流開書云しやくとう作の弓といふは一尺ノに藤をつかふを云然は尺藤つくりといふ也かふらのそきて間を一尺つ、置て巻へき也矢すりは常のこく成へし

○ヒヤウトウ作

矢鳥草紙云大將とおほしき人のはたには何をかめされけん大くちのそはたかくとおつ取て卵の花おとしのよろひをめしないうちゑはしおつこふて白あやた、むてはち

まきにむつとしめひやうとうつくりの五人はりのまん中にさり手矢はかりおつ取て云々

○糞弓
扶桑略記云寛平六年九月五日對馬島司言新羅賊徒船四十

五艘到着之由大宰府同九日進上飛驒使同十七日記曰(中略)所取雜物大將軍總物甲冑貫革袴銀作太弓糞弓革

胡籛宛夾保呂各一具已上附脚力多米常繼進上

○絲裏弓
判官物語云吉野山川つらのほうけんはその日のもんでい

卅人はかりましくらにうすまひてたちたるうしろよりそ

のたけ六尺はかりなるほうしのきはめていろくろかりけ

るかしやうそくもまつくろにそしたりけるさかつらゑひ

らのやくはりしんしやうなるにつるのにくろはをもつて

はいたるやの篋のふときはふえ竹なんとのやうなるかの

まさよしかみ十四そくにたふくときりたるをつかみさ

しにさしてかしたらたかにおひなしいとつ、みのゆみの九

尺はかり有ける四人はりをつえにつきふし木にのほりて

申ける
庭訓往來云弓者本重藤塗籠絲裏等也加弦卷畢

本多甲馬家藏絲裏弓
紙替藤樺一歟
次將裝束抄云射禮賭射弓場始例束帶相具弓矢眞登弓矢也 件弓付二軒

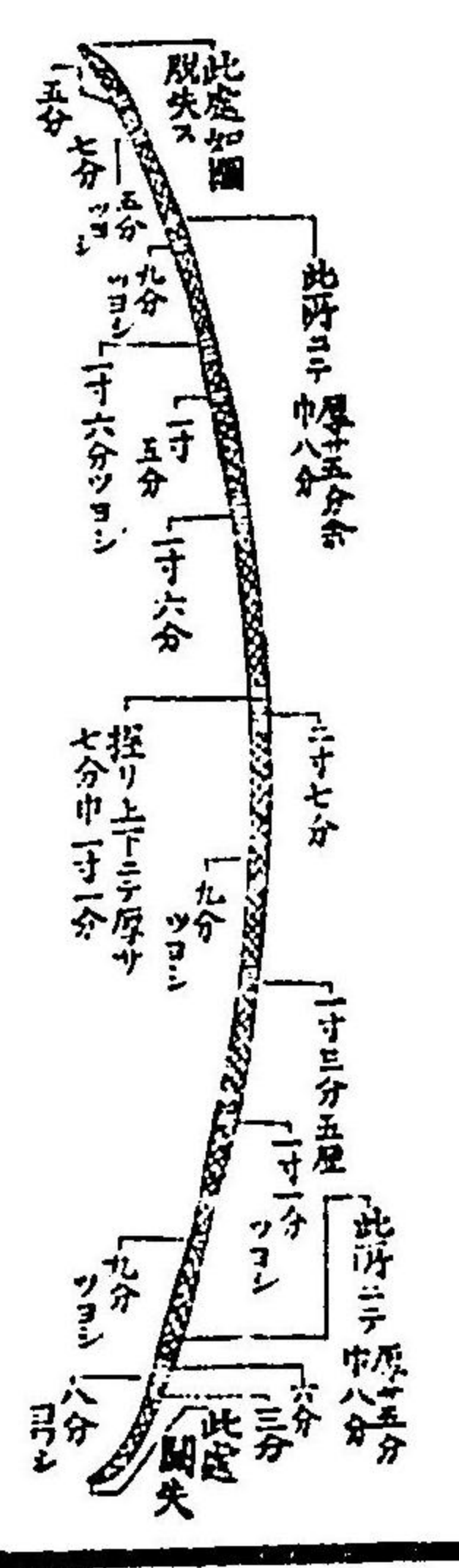
夫木抄琳賢法師
いかにせんま、きの弓のともすれば引はおちつ、あはぬ心を

○革卷タル弓
今昔物語云今昔信濃國口口ノ郡ニ口ノ湯ト云フ所有リ諸

ノ人藥湯也トテ來テ浴ル所湯也而ル間其ノ里ニ有ル人夢

ニ見ル様人來テ告テ云ク明日ノ午時ニ觀音來リ給ヒテ此

ノ湯ヲ浴シ可レ給シ必ス人結縁シ可レ來シト此ノ見ル人間
テ云ク何様ナル姿シテ來給ハムト爲ルント告クル人來テ
云ク年四十許ナル男ノ鬢ケ黒キカ綾蘭笠ヲ着テ節黒ナル
大胡籛ヲ負テ革卷タル弓持テ紺ノ水早ヲ着テ夏毛ノ行騰
白口口ヲ履テ黒造ノ太刀ヲ帶テ葦毛ノ馬ニ乘テ來人有ラ
ハ其レヲ必ス觀音ト知り可レ奉シト告ルヲ聞クト思程ニ
夢ノ覺メ驚キ惟ムテ云々
○革所々卷タル弓
今昔物語云平維茂調藤原諸任一語云餘五出立トテ(中略)
征箭卅許上指膺膀二並指タル胡籛ヲ負テ手太キ弓ノ革所



○樺卷

御秩行幸服色部類云樺卷弓左登種組右登種組常ノ例也又見一家之種組是則周防入道 記而今度以之樺卷一替一種組黒文革替一

又云寛元四年十月廿四日陽龍記云次隨身六人師子變槍袍無彩色蘇芳末渡

又云寛治大府記云殿下御後令供奉給傍馬御隨身内舍人

府生十人番長四人舍人十人左右各五人已上裝束變槍(左師子文右無文)中臂下雙(左腰四右腰)末渡袴

○末々岐弓眞卷
倭名類聚抄云細射唐鹵簿令云細射弓箭今按此間云末

園太曆云文和五年三月廿七日先日或人相尋眞卷弓事引

勘今日遣返狀了正後勘續之康和三年正月十八日左近

次將相具弓矢不持 眞卷弓矢也此弓不限大將口口尋先

日或人被尋云眞卷弓ト號ハ何様哉或説小弓歟或大弓才

學區也愚存如何云々予所存眞弓卷藤及樺弓之眞卷近代以

所卷タルヲ持テ云々
又云東人通花山院御門一語云院ハ寢殿ノ南面ノ御簾ノ内

ニテ御覽シケルニ年卅餘許ノ男ノ鬢黒ク鬢クキ吉キカ顔

少シ面長ニテ色白クテ形チ月々シク(中略)節黒ノ胡籛ノ

膺膀ニ並征箭四十許差タルヲ負タリ蠶簿ハ塗蠶簿ナルヘ

シ黒ノ口口メキテ見ユ猪ノ片股ヲ履タリ革所々卷タル弓

ノ太キヲ持タリ
○節卷
平治物語云内裏勢 さまのかみよしともしやうねん三十七

(中略)くろつのはのやおひふしまきのゆみもちてくろつき

けなる馬にのりくろくろをきてそ日華門にひつたてさ

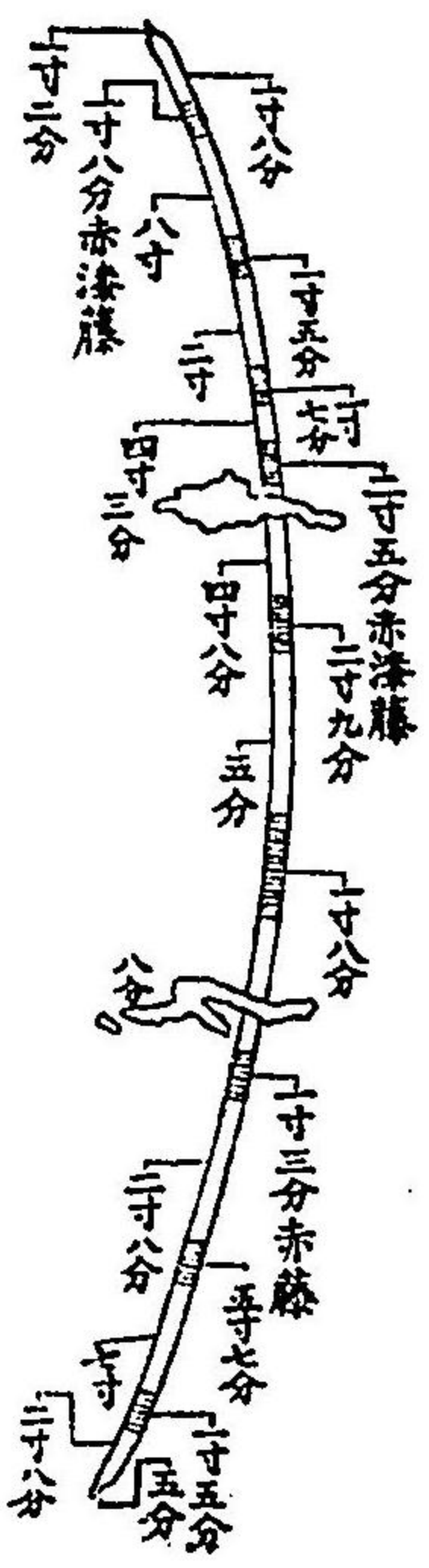
す
源平盛衰記云鷲尾三郎一 柿衣ノニ同色ノ袴節卷ノ弓ニ猿

岡本記云ふし巻の弓はまるふしとふしともまくへし前ふし計人まく事はわろし

弓法私書云弓ヲ節巻又ハ段々ニ赤漆ト黒ナトスルモアリ何モ其人ノ好ミニ依テコシラヘ藤ヲタニ矢スリカフヲ藤ニツカヒタラハ大笠懸ヲモ射常ニハ馬上ニテモ持也藤ヲヌル事略儀也神事笠懸ナト射ヘキ弓ハ必白藤ヲツカフヘシ

家中竹馬記云節巻を巻てぬればおもきとて漆計にて段々にぬりたるも節巻といふへし

松浦某家藏節巻弓 相傳源三位頼政様 烏ヲ射タル弓也



○小節巻

桂川地蔵記云弓者重藤節巻眞弓鑄藤白木赤漆小節巻腹眞弓本重藤塗籠藤

○節巻

十界圖



團的聞書云的扱物草鹿丸物などは白木をば木むらこきなとにて射へし自然白木の弓のなき時はぬり弓にて射へき心得あり先ぬりこめしけとうふし藤などにては事かくるとも射ましき也

○太平弓

弓箭部 二下

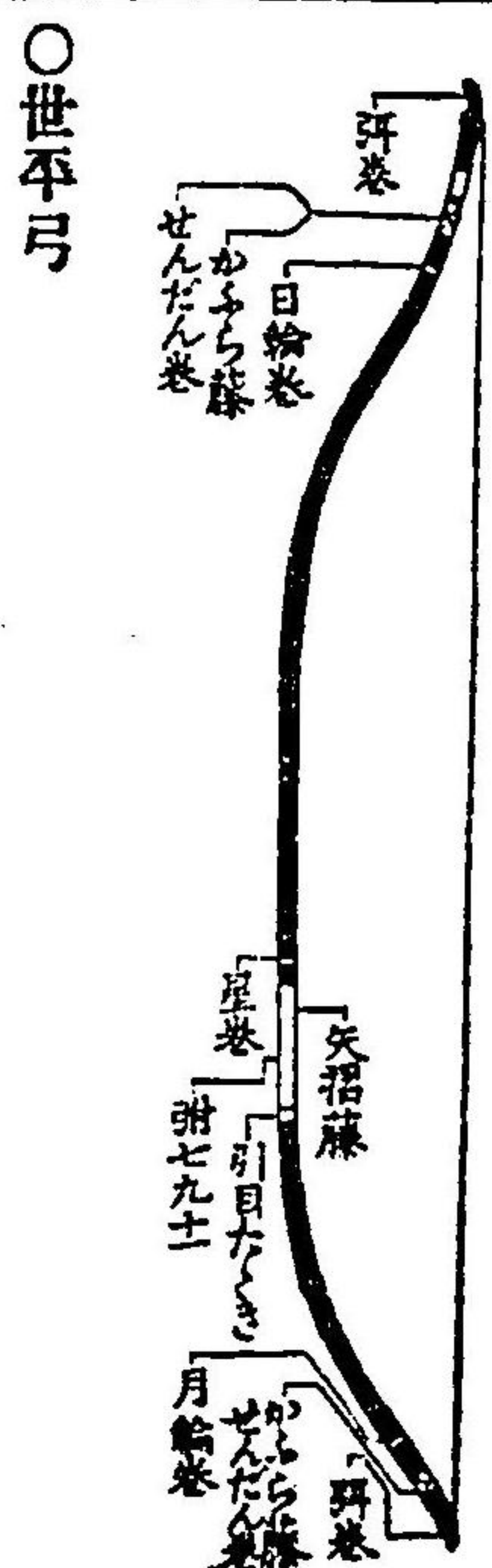
平治物語繪巻物



春日縁起繪巻物



當家弓法集云弓ハ太平弓 八張弓卷云太平弓(四季ノ藤是也)



○世平弓

八張弓卷云世平弓(袋に入弓を云也神事)

○七張弓

甲陽軍鑑云七張の弓と申はまんだうの弓楊弓しやたい弓御たらし弓はうる弓中弓内弓此内弓と申は當世用て持弓の名也其外は弓のたりたちと心得有へし是は恙といふ蛇のかたちなり

○九錫彫弓

吾妻鏡云建保六年六月廿一日辛酉午刻忠綱朝臣令運三件調度等於御所御車二兩(牛)九錫彫弓御裝束御隨身裝束移鞍等也是皆自仙洞被調下云々

○角弓

倭名類聚抄云角弓爾雅注云弭(七)爾反都(能)由美(今之角弓也) 日本紀云(神功皇后)紀(斯摩宿禰)即以(倭人)爾波移與(卓淳)人過古

二人遣于百濟國慰勞其王一時百濟肖古王深勸喜之而厚遇焉仍以五色綵絹各一疋及角弓箭并鐵鏃四十枚幣爾波移

續日本紀云天平七年四月辛亥入唐留學生從八位下道朝臣真備獻唐禮一百三十卷(中略)絃纒漆角弓一張馬上飲水漆角弓一張露面粉四節角弓一張射甲箭廿隻平射箭十隻

日本後紀云弘仁二年春正月壬子御豐樂院觀射蕃客賜角弓一射焉

○夷弓

吾妻鏡云元仁元年二月廿九日去年冬頃高麗人乘船流寄于越後國寺泊浦仍今日式部大夫執進其弓箭以下具足於若君御方則覽之奥州以下群參弓二張假令如常但短似短弓以皮爲太平記云足利直冬は大内舊跡大極殿の額門の跡に敷皮布て座し給ふに鎧弓征矢をは龍崎に持せられ我身は黒皮腹巻に夷弓持て草鞋に差單皮を着せらる

○半弓

甲陽軍鑑云上杉家に盗人はやる或時高野聖半弓にて盗人をひとり射ころしたれば手柄者として則政公へ呼出し千貫

○彈弓

倭名類聚抄云彈弓唐韻云彈徒丹反去聲彈弓俗音暖宮放丸弓也文字集略云竹弦弓也

○弩

倭名類聚抄云兼名苑注云弩音怒和名黃帝造也於保由美日本書紀云天武天皇十四年十一月丙午詔四方國曰大角小角鼓吹幡旗及弩拋之類不應存私家咸收于郡家續日本紀云天平十四年十月壬戌詔大將軍東人令祈請八幡神焉大將軍東人言逆賊藤原廣嗣率衆一萬許騎到板櫃河廣嗣親自率華人軍爲前鋒即編木爲船將渡河于時佐伯宿禰常人安倍朝臣蟲麻呂發弩射之又云承和二年九月乙卯外從五位下島木史真機巧之思頗超群匠欲備邊近兵自製新弩縱令四面可射廻轉易發是日大臣以下執政於朱雀門召集諸衛府以新弩試射之向而發唯聞機發之聲不視矢去之影迹其矢所止不得的知

延喜兵庫寮式云造弩一具單功六百卅三人爲千十二人五分十之世三扶桑略記云寬平六年九月五日對馬島司言新羅賊徒船四十五艘到着之由太宰府同九日進上飛驒使同十七日記云(中略)善友立楯令調弩亦令亂聲時凶賊隨亦亂聲

の知行を給りしかも足輕大將に被成云々

土氣城變廢記云竹内太郎左衛門と云者半弓之上手にて片原ニ隠居テ歩立之侍馬上之侍十四五人射殺し無比類手柄仕

義殘後覺云半弓長刀仕合條備後ノ住ニ今枝有無之丞親重ト云士アリ其譽度々ニ及コト近國ニ知レリ左レハ幼少ヨリ半弓ヲ好テ稽古スルコト尋常ナラス年ヲ追テ修練セシカハクツキヤウノ上手トナレリ生年二十七ノ歳武者修行ニ出テ勢州ニ至リヌユカリヲ尋テ申入ル程ニ國司許容シ玉ヒケル去程ニ諸家中打寄テ半弓ノ雜談ヲ聞テ各弟子トソ成リニケリ

清正記云天正九年六月廿五日いなはの國鳥取の城攻の刻(中略)森のうちより敵廿人計鎧追取々々出ければ彦右衛門處之助々々と聲をかく虎之助常々半弓をえたりければ腰につけたる半弓おつとりかゝる敵を射はらひ射はらひ彦右衛門と言葉をかく敵も半弓に射たてられ手負あまた出来し少しうみためらふ所に云々

東武實錄云寬永三年丙寅五月三日鍋島信濃守勝茂半弓ニ張懸硯二京都二條ノ御城御庭ニ植ラルヘキ蘇鐵一本ヲ獻スルニ依テ奉書ヲ賜ル

即射戰

武家名目抄稿第二百十七册

塙檢校保己一編

弓箭部三上

○荒木弓

萬葉集云

葛木之其津彦真弓荒木爾毛憑也君之名告兼

源平盛衰記云 大介小太郎ヲ招テアノ家忠射ト、メ

ヨト云フ仰セ承ヌトテ立ニケリ三人張二十三束ニフセヲ

ン射ケル荒木ノ弓ノイマタ削治サルヲ押張テスヒキシタ

リケレハチト強キヤラント思ヒケルニ云々

吾妻鏡云建曆二年正月十一日庚申御弓始也云々先召ニ小

國源兵衛三郎頼繼一是無雙精兵也而不帶弓由申之間被

下鎮西以下諸國進納之荒木弓等賜之一五度射之處每

度其絃絶訖射藝又頗可謂養由一

新撰六帖弓知家卿

つるなれぬぬらさの弓のそり高みさて徒に引人をなき

小笠原入道宗賢記云荒木の弓人に出候時なにも結合候

へし定法あらず又かすも何張にかゝるへからず去四

小笠原入道宗賢記云荒木をば藤かつらはなしともいふ也

又一説ふちはなしと云は比興也たゝあら木と云ふへしと

も有

○拵タル弓

高忠聞書云常の引出物に弓はかりをも出すなりこしらへ

たる弓ならはつるをもぬるへきなりにきりより七八寸上

をからよりにて弓とつるの間をちかへてうらの方にてひ

ほむすふことくゆふなりにきりをは巻まじきなりたとひ

巻たりともほとくへし但當座にて所望の弓なとをははり

ても出すへしにきりをも其まゝ置へし

犬追物手組云にきりの巻やうの事(中略)しら木もこしら

へ弓も巻やう同じことなり

○不拵ル弓

異本法量物云うつほにそへ馬上などにてこしらへさる弓

を持へからず同弦もぬらさる弦を不可懸也

○ヨキ弓

今川大雙紙云かちちほむるとてたれくはよき弓にて

候なと申事比興の至なりよきかちち渡るなとほむ

る事也よき弓と申はたゝ弓のきすもなくはりかほもよく

音もうちからもよきをこそよき弓とははめ候へかちた

張とはあるましく候哉三張などはくるしからず

○荒弓

職人盡歌合云ゆみつくりの歌

たまつさもはねのきらるゝあらゆみのをしかへしても

人そこひしき

○藤放シ

伊勢貞助雜記云藤はなしの弓十張或は二十張田舎より進

上の時披露致候藤はなしの弓のこくとくに懸御目候數は

何張も同前結やうとはあるましく候大内家より八朔の

進上如此也

弓張記云藤はなしの弓二張三張も人につかはすへし其こ

しらへやうとして別儀なし細にて二處も三處も弓のはたら

かぬやうにゆひて出すなり細のゆひめいつかたにありて

もくるしからず定る法なし能やうにすへし

吉田流弓記云藤はなしを見るにはかた手にとりて前竹を

上へなして口して真中より本末を見るにつくにも口口そ

りたるを上々といふ總曲の内にひとしほそり高く又はそ

りくほくなと有をば其所に形口村ありとしるへしくほき

所は弱し高き所は強きとは兼てより思ふ

○藤葛放シ

ちをよき弓とは申へからず

○手音ヨキ弓

奉公覺悟記云を木といふまし手をとよき弓と云へし

と也

○大弓

舊事記云持大弓追避其八十神

水左記云康平五年正月廿七日乙亥早旦參大納言殿(中

略)抑二合事密事也不可云人余申之如何候哉謂云某

二合右大弓師藥師等二合當年給之諸卿名也

異本保元物語云爲朝件ノ大弓ニサキ細ノ矢打ツカヒ

太平記云大森彦七長盛今夜何様件ノ化物來リヌト覺ユ遮

テ待ハヤト思フナリトテ中門ニ席ヲ敷テ胃一縮シニ所藤

ノ大弓ニ中指數振散シ鼻引テ化物運シト待カケタル

伯耆卷云今日の合戦を不見候ては何の日を可期候や長

高出向ひ一矢仕懸て可參候とて御前を罷立黒絲威の鏡

に五枚甲の鍬形打たるに二十五指たる黒はろの矢おひ四

尺三寸三尺九寸の太刀二振帶五人して張ける例の大弓杖

につきねり出たる事から樊噲といふとも是には勝れしと

見へたりける

志太草子云よにある人を去うにもちするをたのむときに

こそいのちもおしくおはるれいつまでいきて何とときに世に出へしとおほえす子ともはなきかうちしにをせよ大
夫もこゝろやすく腹きらんと云まゝにれいのおほゆみと
りいたしはりかへあまたもたせ矢ひつ三かうか、せ追手
のやくらにはしりあかつていかにやねうほうこなたへき
てさま引てたべいくさをし見せんと有りしとき云々
甲陽軍鑑云巖なし瀧大弓をもつて落合治部を射殺弟左平
治舎兄治部死骸を引て退

○握太弓

源平盛衰記云源平侍十郎ハ宗長カ矢ヲ取テサラリサラリ
ト爪遣テ此ハ篋誘モ尋常ニ普通ニハ越侍リ遠忠カ爲ニハ
相應セス私ノ具足ニテ可レ仕トテ判官ノ前ヲ立ツ(中略)
白木ノ弓ノ把太ヲ召シ寄テ白篋十四束ニ伏コシラヘタル
ニキリフニ鶴ノ霜雨破合テ羽タル征矢一手トリソヘテ遠
矢ノ船ハイツレソト問フ

奥羽永慶軍記云和賀ノ先手筒井縫殿馬武ノ具一
涯勝レテ出立シカ白木ノ弓ノ握太ナルスヒキシテ扶桑猿
臂奮將軍神箭當時幾策動ソト自讚ニ吟テ中指ノ甲矢十四
束アリシヲ打ツカヒヨツ引兵ト放ツ其矢不レ過一陣ニ乘
タル笹森因獄カ胸板ニ中テ馬ヨリ動ト落テ箭庭ニ死ス笹

岡本記云つよせいひやうと申事は弓もつよく物もよく
ぬくる事也かやうにかわる儀也

又云つよ弓と申事はゆみはつよけれとももの、ぬけぬを
申事也

○弱弓

陸奥話記云鹿鹿狐兎常爲ノ頼義所ノ獲好持弱弓、而所ノ發
矢莫不飲羽縱雖ニ猛獸ニ應必斃

今昔物語云源頼朝臣あやまたす狐のむねにあたりてころ
ころとろひて遙に池の中に落入ぬよはき御弓に重き姿
目なれば云々

○張弓

世俗淺深秘抄云近衛次將及大將惣衛府暨除下臈之衛府
外必弓可持右馬上時爲上其弦一歩行之時爲下也大將
若高年衛府督爾不張弓持之常事也雖次將年老タル或
不張之間々有先規雖公卿年若輩猶張之也

伊勢貞順記云はり弓の事にきりよりかみを持て弦を下へ
なる様にひつさけて持候て又つるをささへなして立ても
持候て但りうによりて様體可相變候間一篇に難申候
也

大友興廢記云城中に張弓十張立をかれしに七張

森六郎父ヲ射サセ當ノ矢ヲ返サント引シホル處ニ筒井乙
矢捕テ打番シハシカタメテ放セハ無慙ヤナ六郎射向ノ板
ヨリ箭先シロク具足ノ引合ニ射貫ク

○小ホコノ弓

義貞記云用心可専事八幡殿貞任退治ノ御歸ノ時彼侍則
任年來契シ妻女ノ許ニ行ヌ女悦事無限其夜則任少臥入
タリケルニ天井ヨリ手鉞ヲ下此女鉞騎ヲ取テ則任カ心胸
ニアツ懸テ上ヨリ思程ニ指貫ヌ去トモ則任少シモサハカ
ス枕ニタテル小ホコノ弓ヲ取テ臥ナカラ手鉞ノ柄ニ添テ
矢ヲ放ツ不レ過上ナル男ノ頸ノ骨ニ立ヌ

○強弓

文德實錄云仁壽三年八月壬午散位從五位下百濟朝臣河成
卒河成本姓余後改百濟長於武猛能引強弓
三代實錄云貞觀十六年四月二十四日壬子從四位上行右兵
衛督兼越前權守清原真人秋雄者右大臣贈正二位夏野之第
四子也秋雄能射藝好引強弓一人無能及者
平家物語云中にも山かの兵藤次ひてとをば九國一の
つよゆみせい兵なり

太平記云九國の住人須々本四郎とて強弓の矢繼き
早

の弦きれて三張はころふ其絃座に散て亡の字の形ちあり
○弛シ弓

長祿二年以來申次記云はつし弓の様體にきりより五寸計
上を水引にてつると弓とのあひにてもちらかして弓の方
にてひもむすひにゆふ也さやうに調候て進上候也

○張替弓

吾妻鏡云建久元年十一月七日丁巳二品御入洛其行列先貢
金唐櫃一合次先陣山次郎重忠次先陣隨兵
判官物語云あはれ御ていかたに人のほりかへの
ゆみや候らんと申せは入て見よと仰らるきさんたはしり
入て見ければまらのにく、ゐのはをもつてはきたるやに
さいたうのむさしはうとやさしるしたるくつまきのうへ
十四束にこしらへてまら木のゆみにきりふとなるをそへ
てそおきたる

太平記云百矢二腰取寄テ張カヘノ弓ノ寸引シテ相模
國住人本間孫四郎資氏下總國住人相馬四郎左衛門尉忠重
二人此陣ヲ堅テ候ソ矢少々ケテ物具ノ眞ノ程御覽候ヘ
ト高ラカニ名乗ケル云々

相國寺供養記云路次行列先陣隨兵一番武田伊豆守源信在

攝副福島山城五郎藤原在量福島肥前彦七郎藤原在直小笠
原又次郎源信長張替中間男天德寺
供養例

鎌倉年中行事云正月十七日御のアリ(中略)射手ハ七間之
御厩へ參テ時分伺申候也御左右アル時可射弓張替之弓
箭筒モタセテ射手ハ敷皮ヲ持テ面ノ御庭弓場へマカリ
出

齋藤親基記云文正元年三月十七日御參宮(中略)御小者六
人左三人此内一
人持御服者

出陣開書云張替も式の弓にこしらへて持へきか本なれと
も略儀に拵ても持なり

笠懸日記云張替の弓二張同弓袋に可入墓目五同かへゆ
かけ一具持すへしひき目は梁より後の方に可置也

武田射禮日記云出仕之次第弓十張五張ツ、番ヒテ持スへ
シ太刀布革ハ左矢筒香ハ右ナルヘシ介添ノ若黨コキ直垂

大帷子ナルヘシ中間七番直垂ナルヘシ番次第右張替同同射
左張替同同馬香
發白シ
射弓太刀

三好記云日吉御
成條巳刺東山慈照寺ヨリ御成アリ御先エ御物
奉行トシテ伊勢守ハ被官堀川新右衛門三山與二郎等馬上
ニテ弓ヲ持ツツホヲ付ハリカヘヲ持セケル

家中竹馬記云弓うつほを我付るか下人に付させるかの時

弦か、りてあらは弓たおしをそとして弓を右へ取てはた
を入左へ弓をとりてつるをはつして地におとしおきて弓
をもちて歸りて云々

○伏竹

頼政卿集云心よりほかにたえたる女のもとへつかはしけ
る

おもはずよ手ならず弓になす竹のひとよも君にはなる
へしとは

新撰六帖信實朝臣

あつさ弓末までとをすふせ竹のはなれかたくも契るな
か哉

○二人張

太平記云義貞
軍條義貞みつから此軍門に罷り向て候也それか
あらぬか矢一うけて知給へとて二人はりに十三束二臥あ
くまでかためてひきまほりつる音高く切てはなつ

高館草子云まのふの庄司か子に小太郎生年十八さいにな
りけるかへんけいか箭のかげ足に父をうたせ便隙をうか
かつて一矢射はやとねらふところにはやこ、にて見つけ
二人はりに十二束取矢をかうと打つかひよつ引てひやう
といる

は張替の弓をもたす持せたりともさしてくるしからず

高忠開書云かすさす事は五と弓にかきりたる事なり是も
十人なり二人つ、五つかひにて五とわる也うしろよりは
一ともいすして五度なから次第々々に前より射るなり同
はりかへをは十張つ、もたする三と弓の時は六張つ、は
りかへを持するなり是は御前の的の事なり

○カヘリ弓

佐竹宗三開書云かへり弓も張弓の如く弓杖をもつきはた
を入れて張弓のことく持て歸りて長つてはりかへを取へ
し

金葉和歌集云公實卿のもとにまかりたりけるに侍らさり
ければ出居に置たりける小弓を取て侍るに是はおろしつ
とふれて出にけりかの卿歸りて弓を尋ねければ時房まう
てきてとりつと申ければ驚きて院の御弓をとくかへせと
いひにつかはしたりければ御弓につけて遣はしける歌藤
原時房

あつさゆみさこそはそりの高からめはるほともなくか
へるへしやは

○折弓

佐竹宗三開書云折弓のたいはいの事うらはすよりおれて

室町殿物語云沼田歸つて御前に參り義長むほんにて候人
數はかたのことくに見え申候大手の門際へ雲霞のことく
詰よせ候人々出合てふせき給へといひすて、おのかふし
とに入てよるひを取出しきる間こそ遅かりけり甲の緒を
しめ二人はりの弓もちて走り出る

○三人張

保元物語云山田小三郎爲朝
の矢に中る條これゆきとし二十八身のさかり
と見えたり大の男のまた、かものなりゆみは三人はりや
つか十三束さけはりをもゐんと思ふものなりけり

源平盛衰記云綱笠合
戰條大介小太郎ヲ招テアノ家忠射ト、メ
ヨト云フ仰承ヌトテ立ニケリ三人張ニ十三束三フセヲソ
射ケル荒木ノ弓ノイマタ削治サルヲ押張テスヒキシタリ
ケレハチト強キヤラムト思ヒケルニ

太平記云隆義自八
幡被符條惡源太比太刀ヲ給ツテナトカ心ノ勇マ
サラン洗皮ノ鎧ニ白星ノ甲ノ緒ヲシメテ只今給ハリタル
金作ノ太刀ノ上ニ三尺八寸ノ黒塗ノ太刀帶副三十六差タ
ル山鳥ノ引尾ノ征矢森ノ如ニトキミタシ三人張ノ弓ニセ
キ絃カケテ嚙シメシ能腦當ヲハセサリケリ

伯耆之卷云六條少將殿宣ひけるは残る處の一族とも面々
如爲持なる弓を射かと仰ければさん候一族ともの中には

大略三人張を仕候と申

今川大雙紙云弓を張へき次第の事そうして弓を張には七八はかりの小人の弓なりとも五人張三人張と心得て大事におもひて張へし人前にて弓を張にを返し又はおれたるははちなるへし云々

高忠聞書云二人はりとは云は二人してはる弓をいふなり三人はりとは三人してはる弓をいふなり一張を四人五人してはる事あるましき事なりされは二人はり三人はりといふへし四人はり五人はりといふ事あるへからず

江北記云弓を五人張といふ事なし二人張三人張とは申也
○四人張
義經記云忠信吉野山合戦條のたけ六尺はかりなる法師のきはめて色くろかりける(中略)いとつ、みの弓の九尺計有けり四人はりをつえにつき

高館草子云龜井の六郎重清はひとときはすくれて出たつたり(中略)五枚かふとにくはかた打てぬくひにき白あやのほろをさつとかけぬりこめの弓の四人はりせめのせきつるかけさせ云々
志田草紙云浮島太郎かけ出るけふを最期とおもへは(中

略)白あやの保呂をさつとかけぬりこめの四人はりせめのせき弦かけさせ

大友興廢記云山崎時志實親次の勢勢條肥前守かくみに蘆雁又之助といふ大の男あり伊勢人にすくれ四人張を曳三尺五寸の矢束なり

○五人張

源平盛衰記云平氏清見關條眞盛なとをよき者と思召候歟弓は三人張五人張矢束は弓に似たる事なれば十四束十五束あきまをかそへて矢繼早し一矢にて二三人射落さん
判官物語云土佐坊堀川警備條ちんせいの八郎御さうしこそ五人はりに十五そくをい給ひ名をあげ給ひしそれよりのちはたえて久しくなかりけりさてはけんしのらうとうの中にへんけいこそかたのことくゆみやとつて人かすにはいはれたり

八島雙紙云大將とおほしき人のはたには何をかめされけん大くちのそはたかたかとおつ取て卵の花をとしのよろひをめしなしうちるほしをつこふて白あやた、んそはちまきにむすとしめひやうたうつくりの五人はりまん中にさりよこたへ手矢はかりおつ取て云々
太平記云後醍醐天皇秀郷ハ一生涯カ間身ヲ放タテ持タリケル

なる心得すこしそはへひねる心也

三好義長亭御成記云御弓ははつし弦をいつものことくかうよりにて中をちかへてひほ結のことく内竹にてむすふへしにきりより七八寸上也貞陸如^レ此被^レ注置也内竹の事前竹共申之歟古注の説には前竹とも在^レ之
供立日記云馬のさきへ弓袋持事惣して張弓をも弦をさきへなして持候如^レ其に袋に入たるをも外竹を我方へなし弦をさきへなしにきり八寸下を可^レ持なり

○前竹後竹

今川大雙紙云はつし弓白木をは前竹を下にして後竹を上にして本等の方をまいらせへき也

家中竹馬記云弓袋の可^レ持様は捲より下を右の手に持て前竹を前へなして肩に添て可^レ持張弓のことくと云々

○弓節

大坪道禪鞍籠之記云弓竹の節數の事外竹は七節是を陽中は陰也又内竹は六節なり是陰也

高忠聞書云弓のふしの名又矢のふしの名あるへく候よし申候間尋申時御返事に弓のふし名さらくあるましく候云々

○頭

五人張ニセキ弦懸テ嘴ヒ温シ三年竹ノ節近ナルヲ十五束

三伏ニ拵ヘテ鐵ノ中子ヲ筭本迄打トホシニシタル矢只三筋ヲ手挟ミテ今ヤ今ヤトソ待タリケル
奥羽永慶軍記云柳田藩城條圓通寺櫓ニ上テ我々カ弓ハ敢テ鐵砲ニモ劣リ候ハシト自讃シテ立タリケル實ニ此ノ法師所

所ノ軍ニ一度モ不覺ヲトラスソレノミナラス弓ハ過ツル高麗御陣ノコロ京ノ弓屋ニ五人張ニ望ミテ作ラセケルニ所藤大弓ニ箭ノ根ハ山北鍛冶打セラサナカラ鍵ノ如クナルニ大名竹ヲ十四束ツ、ニ切手ツカラ拵ヘケルヲ櫓ノ一押セン先陣ノ大將ヲ射テ落ント見ル處ニ云々

○七人張

判官物語云忠信吉野山合戦條ほうけんのかせんにちんせいの八郎御さうしの七人はり十五そくをもつてあそはしたりしによろひきたるものをしたまひしかそれはまやうこの事まつたいにはいかてか是程のゆせい有しとおほえす

○外竹内竹

長祿二年以來申次記云申次御前へ持參申様體の事御弓をは右の手ににきりよりも三寸はかり上をもちて左にては御矢の筥中邊を持つてつくはいてそと掛^レ御目(中略)御弓は外竹の方を我身の方へなすへしはつし弓也弦は御前へ

日本書紀云神代始素盞鳴尊昇天之時溟渤以之鼓盪山岳爲之鳴响此則神性雄健使之然也天照大神素知其神暴惡至聞來詣之狀乃勃然而驚曰吾弟之來豈以善意乎謂當有奪國之志歟便以八坂瓊之五百箇御統繼其髻盤及腕又背負千箇之鞆與五百箇之鞆臂着稜威之高柄振起弓端急握劍柄踏堅庭而陷股若沫雪以蹴散

又云神武天皇紀十有二月癸巳朔丙申皇師擊長髓彥連戰不能取勝時忽然天陰而雨氷乃有金色靈鷲飛來止于皇弓羽其翫光輝煜狀如流電由是長髓彥軍卒皆迷眩不復力戰

又云神武天皇紀十二年秋九月甲辰朔己丑始授人民更科調役此謂男之弭調女之手末調也

萬葉集云

繩法之引者絕登夜散度人之行之長爾鳴兒成行取左具利梓弓弓腹振起志之岐羽矣二手挾離策人斯悔戀思者

又云 丈夫之弓上振起射都流矢乎後將見人者語繼金

吹響流小角乃音母敵見有虎可叫吼登諸人之協流麻低爾

よてをとりくみかたをならへてわたすへし

承久軍物語云まなの、くにの住人かすかきやうふみ三郎ふし一とにうち入わたしけるか子はたちまちまつみてますち、もをし入られしをくかにのこりし良等ゆみのはすを入てさかしけるにそさうなくとりつきて引あけられ川はたに大いきついでを休みける

軍陣圖書云弓のはす地のかしらにたり是をおそれおほしめしいまのはすにつくりなされたり蝮の舌に表すへしとてはつをなく出して弦をかけられたるにより今のよまでも如し此なり黒き地を表するによりて弓は黒木を本とする也その後とうをつかふる蛇の色々に表する也かふらとうは蝮の形なり浦筈は蝮の頭なりくちの色は赤きとて朱をさすへき事本儀なり故豊後守高長普廣院殿教山門御退出の時興雲寺殿御供申出陣いたす時まけとうの弓をもちうらはす本筈に朱をさし持たる也まらぬ人は不審する也

河内國南別井村農家松村藏楠氏弓



四尺五寸

指擧有幡之靡者冬木成春去來者野每着而有火之共靡如久取持流弓波受乃驟三雪落冬乃林爾云々

萬葉集注釋云ナカハズトイフハズトハハシトイフ同言也モノニシタガヒテハツヲツクルニ矢モシ張殿ノシイシナムトノハズヲバナカヲエリテウラウエノハシニツク弓ノハズハ中ニツクルモノナレバ中ハズトイフ又ハズトイフハナツトイフ同言也ハトナト同韻相通ストツト同韻相通也弓ハ兵殊ニカキナツル物ナレバ朝ニハトリナテ給ト詠スル也中ハズノヲトスナリトイフハ弓ノツルハモトハズウラハズニカケテハリタレバツルウチノヲトモタヘナレバナカハズノヲトスナリト詠ナリ

又云アハニツキタルアツサユミヌエノタマナハトハ弓ノハズニハ金玉ヲツクトミエタリソノタマヲアハクツキタルバオチチリテナキニヨソヘテシナカトリアハニツキタルアツサユミヌエノタマナハトツ、ケタリ

平家物語云はしかつあしか、大をんまやうをあけてつよき馬をばうはてにたてよよはき馬をば下てになせ馬のあしのをよふ程はたつなをくれてあゆませよはづまばかいくりてをよがせよ馬のかしらまづまは引あげよいたそひいて引かつくなさからふものをばゆみのはづにとりつかせ

弭ニ組ヲ卷延式類聚

弭ニ錦ヲ卷御禮行幸履師部類

花文握宮儀記

弭ニ綾ヲ卷吉部禮調抄

弭ニ莎ヲ卷夫木集

○奈加弭

萬弦集云

八隅知之我大王乃朝廷取撫賜夕庭伊緣立之御執乃梓弓之奈加弭乃音爲奈利朝獵爾今立須良思暮獵爾今他田渚良之御執梓能弓之奈加弭乃音爲奈里

○本弭末弭

源平盛衰記云宇治合戰足利又太郎眞先カケテ下知シケリ我等渡ストミルナラハ敵ハ矢フスマツクリテ射スラン敵ハイストモ各返シ矢イントテ河ノ中ニテ弓引テヲシ流サレテワラハルナ弓ノモトハス童スカリニ打カケヨ

太平記云三角入道森小太郎高橋九郎左衛門三百餘騎ニテ一陣ニ進タリケルカ此河ノ案内者我ニ勝タル人不可有ツツケヤ殿原トテ只二騎眞先ニ進テ渡セハ二人カ郎等三百餘人三吉ノ一族二百餘騎一度ニ颯ト馬ヲ打入テ弓ノ本弭末弭取違足馬ニ流ラセキ上テ向ノ岸ヘソ懸登タル

異稱庭訓往來云弓五百張征矢五百腰進候縦雖爲不辨
上頭末頭之仁引弦加箭之時者落飛鳥留走獸之重
寶也

小笠原入道宗賢記云人の處へゆき弓立ておく事うらはす
空へ成るにより何と立てもくるしからず候

射御拾遺抄云弓の事おこりは兩頭の蛇を見てこれをつく
る(中略)隨兵軍陣などの弓は下地くろくぬりてせんた巻
をすへしせんた巻といふ事は蛇の體を表するなり其上に
まけとうをつかふ藤の寸法二寸はかりあい五分計矢すり
五寸計なりうらはすは少長くもとはすはすこし短しうら
はすもとはすあかゝるへし

○ホコ

長門本平家物語云高綱字治澁谷右馬允重介佐々木五郎義清
は馬よりおりて橋桁にわたりければ平山武者所未重糟屋
藤太有季をつきたる三百よき矢さきをころへ弓のほこ
をならへて射ければ云々

常照愚草云御前にてはれと所望あらは御前にてはるへし
貴人の方へ後を不成たとへ貴人の方へ後をは成候とも
北へ向て張事あるへからずはりて後すわうの袖にて弓の
ほこを押のこひて可出弦音すこし二三とすへし

ひかへたるはりまのくにのちう人はらたのむまのせうか
くひのほねにあたりてむまより落て死にけり

義貞記云藤鬼ノ鏡弓ノ鳥打ニ長藤ヲ卷事是大將ノ驗也

今川大雙紙云弓の鳥打といふ始りの事人王三十九代めの
天皇の御時まるんのもの鳥にけ、んする弓の上管にて打
ころすによりて此いはれに鳥打と云也鳥打といふは上管
一尺二三寸の内也

軍陣開書云弓の鳥打と云事子細ありな、し鳥をうちころ
したるとなりな、し鳥とは雉子のおん鳥の事なり
夫木抄云小鷹狩信實朝臣

鶉かる秋の草ねのあつさ弓はやとりうちの名こそま
けれ

○大鳥打

了俊大草紙云主人の御弓を張て進事いかに弱き御弓なり
とも二人して張を故質と申なり張時はいかほとも弓の裏
頭をたかく柱にあて、張なりひきく當て張には弓を押を
る事あるなり二人して張には大鳥打の所とうら頭所に
手を副さするまでなりあらくとれは弓ゆかむなり

○イキナヒ

本間流開書云弓のにきりの上一尺二三寸計上の名をいき

武家名目抄稿第二百十八册

塙檢校保己一編

弓箭部三下

○鳥打

平家物語云川字治よしつねその日の装束には(中略)廿四さ
いたるきりうの矢おひまけとうの弓のとりうちの本を紙
ひろさ一寸はかりに切てひたりまきに巻たる是を今日の
大將軍のまるとは見えし

長門本平家物語云義經自關東義經赤地錦のひた、れに蒔黄
のから綾裾紅綴の鏡に鍬形うちたる甲をはきすしてもた
せたり金作の太刀をはきたりける弓のとりうちのほとに
紙を一寸はかりにきりて南無宗廟八幡大菩薩と書て左巻
に巻たりけり

承久軍物語云三うら平九郎判官たねよしをしよせていか
にみつすゑなにとておもてへ見えぬそいかのはうくはん
聞もあへすなんちこそいまゆふかきかたきなりとてよつ
引てはなちければ平九郎はうくはんかもちたりけるゆみ
の鳥うち所をはたといけつりてゆんでのかたにならんで

なひといふなり秘すへし

又云弓杖打事(中略)左にていきなひをとりあつちのきは
一枚はかり置て遠さちかさを知るへし

○附

和名類聚抄名云弓末曰音和名附音和名中央曰音和名附音和名
甲陽軍鑑云にきりをつかといふなり

○附角

延喜式兵庫寮式云造附角長功日十枚中功日八枚短功日
六枚

○取柄

御鞍行幸服飾部類寛元四年十月廿四日陽龍記云隨身六人
銀着左筆尻箱弓巻棒
井細取柄巻青地錦

○握

今川大雙紙云弓の擗をまさ様数は七九十一也外竹のもと
より巻はしめ前竹の内かとにてとめへし
光源院殿御元服記云御弓一張白木也、張シテ捲ノ上ヲ
引合紙二重ニ取り壁紙ニシテ包ミ水引ニテ結弦御テウツ
神頭一手也引合ニテ包之御鞭二筋熊柳ヌリタルト紫竹
ト也何モ朽木民部少輔植綱調進之

伊勢貞順記云人の弓所望の時はにきりをときて可遺候

のはりかはをくらへて見るにはたかき弓まつ矢をつく也
土岐家聞書云弓の張かほを張かほといふはわろし

○弓膠膠折

岡本記云弓のにへおりといふはまたはすをもさらすま
なへても見ぬ弓をた、み又はいたなとにおしあて、する
はすを人にとらへさせてさて弓をおして見る事をにへお
りなと、常に人の申也

職人盡歌合弓つくりの繪詞云

此弓はつるをさらはんするそにへおり大事なるへき

○弓力

高忠聞書云弓の力の事常に二人力三人力一張力一張きな
かなと人いふ事いはれぬことなりいかほと力の人を一
張の力といふへきをやをしたて一張力といふへき事いひ
かたき子細なり物かたりなとには我等か仕候弓二張合し
たるほと三張合たるほと、もいふへきなり

又云弓を一方二方といふ事は弓をけつりたる木竹のくつ
を兩方の手にてかいらにきりて手の内一はいあるを一方
と云なりつよくもにさらすともにさらすよき程にき
るなりされは弓の一ちから二方なと、云事は弓をけつり
てならてはまらぬ事也

ハ坂東八箇國ノ兵ノ中ニハ名ヲ知タル者モ御座候ラン云
又云山門 西國北國東海道ノ船軍ニ馴タル兵共ト覺テ(中
略)漕雙ヘタル船ニ射手ト覺ヘタル兵數萬人搔楯ノ陰ニ
弓杖ヲ突テ横矢ヲ射ント構ヘタリ

今川大雙紙云弓杖をつきて馬に乗るへき事手綱を弓に取
副弓と馬と我か身を三つ鐵輪に立てさて左手綱を同左の
手にて前に執副候て乗るへしさて弓を手綱に取そへなか
ら馬のかしらの上をまはして左の手綱に執からみ持つへ
し

岡本記云水の上にてゆんつえうつ事はおよそ水の上につ
るをおろしてすゑはすのかたに別人にくらをさ、せさ、
せすへしこれ水の上にてゑるしならさる故なりまことに
一段のひし猶口傳有

供立日記云馬上にて弓を持事弓を持下馬の時弓杖をつく
へし然は弦をさきへなしてつくへし乗さきにもつくへき
なり

○幾杖

家中竹馬記云弓杖と打時ははつし弓にて打也弦を取添て
弓の中程を右の手に持て外竹を下へして本弦を先土にあ

家中竹馬記云弓を一方二方つよきよはき杯云事こくうに
は云かたし弓を削てゑるへき事なりされは唯は云間敷也

○弓ノ村

撮藥集云弓のむらをはぬくともまたは弓をけつるともい
ふなりいつれもくるしからす

○弓杖

長門本平家物語云 足利又太郎 三百餘騎一騎もなかさす橋よ
り下五六段計下りてむかへのきしにさつとつきて打あか
りあふみ踏はり弓杖つきて馬の氣つかせてまはらく物の
くの水はしらかす

源平盛衰記云 足利又太郎ハ西ノ岸ニ打上テ鏡フン
ハリ弓杖突キ物具ノ水ハシラカシ鏡突ス鏡赤威ニ金物ヲ
打ツマタ巳時トソミエシ白星ノ甲居頸ニ着ナシ大中黒ノ
廿四サシタル矢首高ニ負ヒ滋藤弓ノ真中取り紅ノ布露懸
テ連鏡草毛ノ馬ノ太ク逞ニ金伏輪ノクラ置テソノリタリ
ケル
太平記云 本國孫四小早河七郎舟ノ軸ニ立出テ類少ク見所有
テモ遊サレル者哉サテモ御名字ヲハ何ト申候ヤラン承
候ハヤト問タリケレハ本間弓杖ニスカリテ其身人数ナラ
ヌ者ニテ候ヘバ名乗申共誰カ御存知候ヘキ但弓箭ヲ取テ

て、扱うらはすを置なり腰をよくか、めて畏はせぬ也あ
つちの有には期より幾杖と打て弓立の遠さをも定むるな
り

○幾フクラ

小笠原入道宗賢記云弓杖に一ふくら二ふくらといふ事あ
り一ふくらとは一杖のこと二ふくらとは二杖のことなり
さやうあれはとて三ふくらなとはいはす三杖よりはいく
つえといふなり

岡本記云弓にひとふくらといふ事はいぬおふ物の時用こ
とはなり然はこれ矢のさたの時ひとつへすきてすつる矢
あれはけんみといてともんたふの時射ることはなり
軍陣聞書云一ふくらといふ事は弓一張のこと也二ふくら
といふは二張の事なり

○幾張

源平盛衰記云 大介ハ敵寄ルナラハ暇アルマシ先ツ
靜ナル時能兵糧ツカフヘシトテ酒肴碗飯昇キ居テ是ヲ勸
ムサテ下知シケル事ハ弓シタ、カニ射者ハ家子モ侍モ舍
人草苅ニ至ルマテ汰置弓ハ一人シテ二挺三張矢ハ四腰五
腰モ用意セヨ

吾妻鏡云文治元年八月廿四日甲戌下河邊庄司行平蒙歸

參御免^二自^一鎮西^二去夜參着^一(中略)今日參^二營中^一獻^二盃酒^一
 二品出御武州北條殿已下群參行平稱^二九國第一^一進^二弓一
 張^一之處仰曰無^二左右^一巨^二領^一納^二之遺^一鎮西^二之東士悉無
 糧而奔^二大將^一軍多以歸參畢汝所領與^二西海^一已隔^二數箇日
 行程^一也全乘馬參上猶可^レ謂^二不思議^一云々
 又云文治三年八月廿日戊子民部大夫行景使者自^二土佐國^一
 參着以^二弓百張并魚鳥干物以下^一積^二一艘船^一進^二上之^一
 判官物語云^一鬼一法御へんはほうけんにもいはいんと仰ら
 れける人かと申ければはさん候何事仰候へきゆみの一ちや
 うの一こしなとの御まよもうかと申ければ云々

○弓袋

倭名類聚抄云弓袋說文云^一鞞^二和名由^一弓衣也唐式云弓袋
美布久呂延喜兵庫寮式云凡後梓弓一張(中略)弓袋料紫表緋裏帛各
 一條^一各長一丈一尺
三寸廣八寸
 平家物語云^一のた新大なこんなりちかの卿はた、のく
 らんとゆきつなをよふて御へんを一方の大將にたのむ
 なり此事おほせつる程ならば國をもしやうをもまよも
 うによるへしまつゆみふくろのれうにとてまろぬの五十
 たんおくられたり
 長門本平家物語云^一兵衛佐殿武
藏へ被^レ誅はたけ山次郎めのとときさい

酒呑童子繪巻物



におよふへからすこく^一推參あるへしと、ゆうはさた
 めてついたうのつかひつかはされぬとおほえ候と申けれ
 は五百よきにて白旗白弓ふくろをさしてまいりてけさん
 にいるへきよしをそ申ける
 源平盛衰記云^一兼野新新宮十郎義盛コソ高倉宮令旨ヲ給リ
 東國ニ下リ白旗白弓袋ニナリカヘリ平家ヲ亡サントスル
 ナルカ那智新宮ノ大衆等源氏ノ方人セントテ用意アルナ
 レ
 吾妻鏡云元暦元年八月八日甲子參河守範頼爲^二平家追討
 使^一赴^二西海^一午尅進發旗差^一旗卷一人弓袋一人相並前行

の六郎なりきよをよひていひけるは當時のせけんあり
 さまはいかなるべしとおほえす父庄司叔父別當六波羅
 にまごうのうへはよそにおもふへきにはあらねども三浦
 の人々と一いくさしてかつはそのしさい三浦の人々にも
 いひおきぬいま兵衛佐殿はんしやうた、こともおほえす
 ひらにすいさんせはやおもふなりいかにといひければ
 なかきよ申けるは佐殿は四代相傳のきみなりとかくの儀
 後三年合戦繪巻物



又云文治五年九月廿日丁丑紀權守波賀次郎大夫等勳功事
 殊蒙^二御威之仰^一但不^レ及^レ賜^二所領^一被^レ下^二旗^一二流^二被^レ仰^一
 可^レ備^二子孫眉目^一之由云々小山下野大丞政光入道郎等保
 志黒次郎永代六次池次郎等同賜^二旗弓袋^一依^二勳功之賞^一下
 賜之由所^レ被^レ加^二銘^一也盛時書^レ之文治五年九月廿日云々
 鎌倉年中行事云弓袋白練黄練菊トチハ黒皮ヲ可^レ用
 今川大雙紙云弓袋の菊とちニツ可^レ付なり三ツ折におり
 て一ツ付また中に一ツ付る事もあり
 撮藁集云弓袋の事なかさは弓のたけたるへしふせぬいに
 すへし布は十九といふぬの也さりながら當世かつてなき
 のなりた、の布のうつくしきを可^レ用うらはすのかた
 を一尺二寸ぬいあましておくへし其たけほとにこめんと
 しやうふかはをかかえて上につくへしこめんを中にかさ
 ねてしやうふかは上にかさねへし二ツになりて折めの方
 にてあなたこなたへもちらかしてそのあなの所を別の黒
 かはにてゆひて上のぬいめによく^一むすひてつくへし
 上のひた十二におりて可^レ付まやうそくかはのひろさ一
 寸二分はかりさきをけんさきにきるへし下を一尺五寸は
 かり弓よりなかくして是もぬいのこして弓のきはにてむ
 すひておくなり色の事つねにはあさきたるへし二所にき

くちをつけへし是もくろかはなりひろき五分計むすひて長さ一寸はかりひたりまへになきやうによくくみてむすふへし又弓袋の下をかはにてゆひておく事もあり私刀記云公方様御弓袋の事遠く御成の時は被_レ持候御富士御参詣の時は御弓袋の色赤様にて御座候つるよし承及候惣別は紫を御用なるへき儀にて候云々

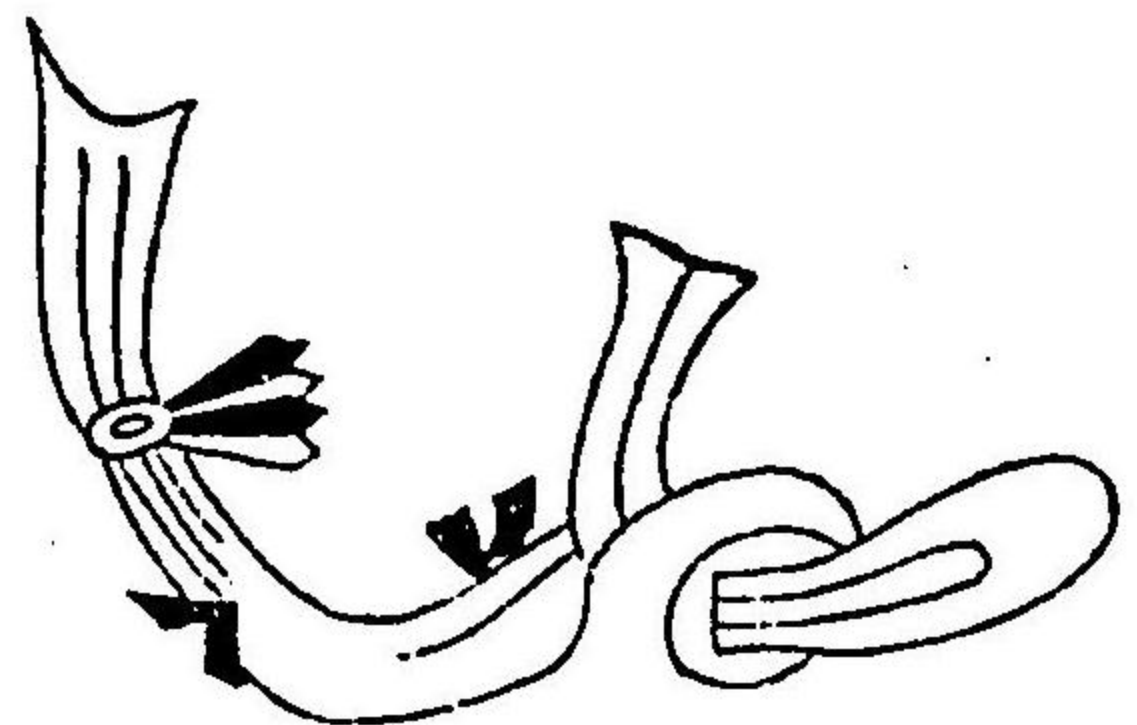
常照愚草云弓袋に入たる弓を下人に持せ候事もはり弓のことし又外竹をささへ成てかたにかつきて持事も在_レ之略義也

高忠問書云弓袋の色の事青黄赤白黒にするなり陣にても弓袋には白布をするなりけまやうかは長さ一尺二寸ひろさ一寸二分革はこめん黒かはなるへしけまやうかはつける布の長さも一尺二寸なるへし菊とちは弓袋を三ツにおりてかとしに付へしきくちのなかき三寸はかりにして絲にてぬひめに付るなり弓袋をは九尺にてまあはするなり公方様の御弓袋をはけまやう皮をは黒かはむらさき皮にもする也弓袋をさむることはた、引むよひてさむるなり又弓袋の結を付る是本なり長さ一尺二寸にして二度おりてけまやう革もちりたるやうにしてぬひ残したるさはの口に付るなり其緒をさむるやうはかた結びにむすふなり

家中竹馬記云紫の色は尋常は浅黄に染たるを用事上下ともに難なし青黄赤白黒何も用なりた、し白きは軍陣の時ならずは不可_レ持黒きは軍陣にも専ら可_レ持常にも用也其外の色を軍陣のときはもたす常に用なり弓袋する様有_レ之

出陣問書云常の弓袋と軍陣の弓袋と長さかわるかの由承候常のとは同前に候軍陣の時は平人の色白く候由
随兵次第云弓袋の事は余の家には持せらる、もあるへし當家にも軍陣の時は持たする也白き布たるへしけまやうかはの付やうとち革などあいかはくろ皮替るへからす同ども所もかはらす本筈のゆい所むすひはせてくろかはにて本はすのきは弓ふくろのうへをゆふなり
射御拾遺抄云弓袋の事まきには布一のにして色白かるへし其外はいろ不定ぬい様はうらはすの方うつたれ一尺二寸なりほころはかすへしこめんくろかはを重ねてひろさ一寸にさきをさんほうかしらにきりてうつたれの長さとおなし様に作るなり是をけまやう革といふなりども所の事三に折て二ところをとつへしまきの弓袋はもとはすの方をむはすしてくろかはにてとちて本はすのきはをゆ

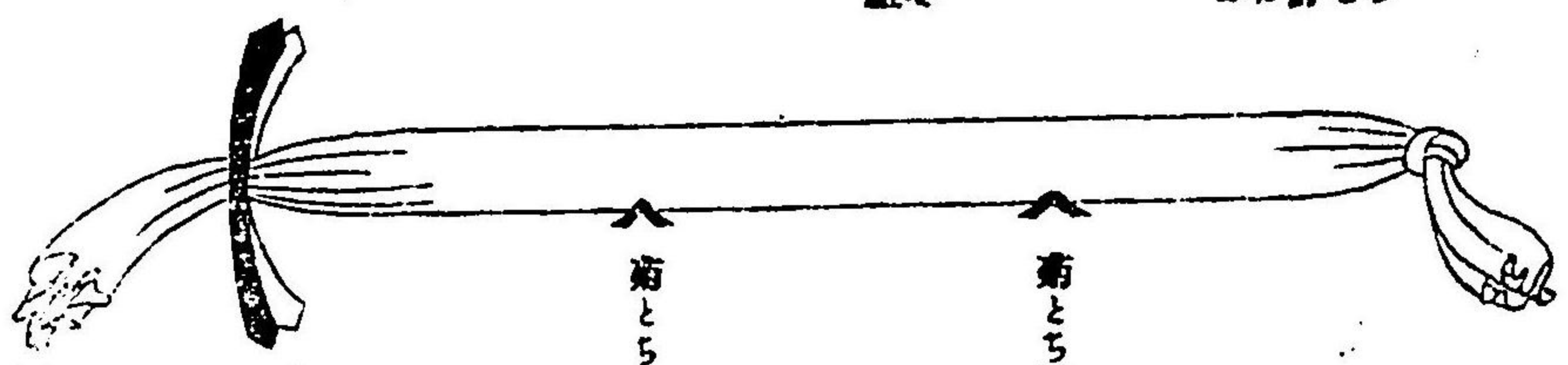
ふなり
武雜記云式の引出物の時そうしやに渡候弓はつし候はんするかのよし承候さやうにあるへきと存候袋に入候事は路次の程の故實たるへき歎かいそへあつかはるへき事勿論候可_レ被_レ渡時はにきりより一尺はかり下を右の手にてとり左の手にては本はすをとりて左のひさをつき請取人の左の方へ出候其時請取人左の手をいたし出す人の左の手本はすにあるへきを猶其下へ右の手をやり候て請取候請取人は右のひさをつき候はつし弓はり弓等替ましく候もちて出候やうはにきりより四五寸上を右の手にひつさけてもちゆみをたて、つるを我身のかたへ成て出候



勝鬨記云弓袋長サ一丈定リ也王ノ御袋ハ紫ナルヘシ野ハ三厨也若背ハ白カルヘシ又ハカキ染ニモスヘシ
軍陣問書云弓袋矢ほろ其外何にても軍はい方の物えたつるに先さきへ刀をやりて建なりかき板には柳を可_レ用陽の木なる故也

弓袋は壹尺貳寸幅の布を水色に染てかたつつかひて三針さいにかつ又は七五三につかふへし口廣多

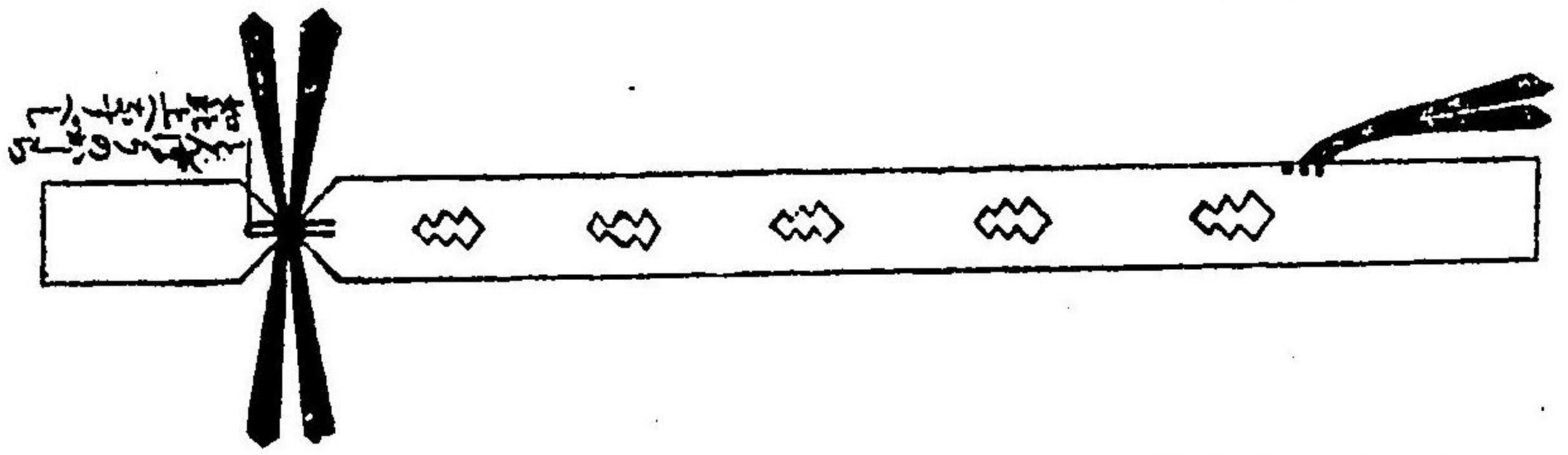
弓袋には我家の紋を三所か玉所にか付組主の好によるへし



けまやう革と云也
こめん革と黒革にてすへし
打垂と云也
壹尺貳寸ばかり

八張弓之卷云世平弓袋に入弓を云也神事上洛杯の時持也
小笠原長時記云弓袋圖之事

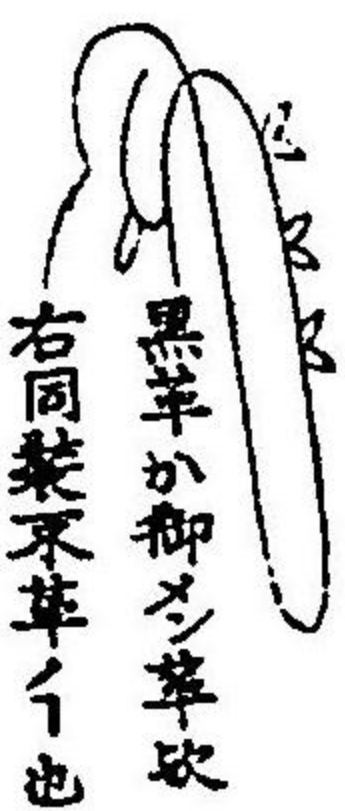
小笠原長時記云
弓袋の形は
上ノクハ
下ノクハ
右ノクハ
左ノクハ
中央ノクハ
各ノクハ
長サ
幅サ
厚サ
色
等
ノ
事
ニ
由
リ
テ
定
ム
ル
事
ナリ



くもりあまし六寸也又八寸
にもする也仕立にて出陣者
組にて酒獻と有るへし
菊とち雨房一寸宛中は八分
合て二寸八分也
廣サ一寸也
地は布色はこひあまき紋も
白く五所付也

ふうたい笠袋と同前也
うつたれ一尺裏表にひた
十二取なり

甲陽軍鑑云裳仕立事



縫十ウハツマミイカ又裕マイニモスル也
黒羊か御之草吹
右同裳不草一也
上ノクハ、イテアマリチン七寸計可出也
下ノクハ、イテアマリチン三寸計可出也
裝束ノ
革ハ黒革御免タルヘシ

○モト袋

小笠原入道宗賢記云弓にもと袋といふ事もさうたいと云
事も不_レ知儀なり

○弓臺

本朝世記云久安三年十月廿九日今日有_二射場始事_一(中略)
南立_二御弓箭臺_一 弓臺_二御弓_一 矢臺_二御矢_一 有_二御箭御弓_一
懸_二御机_一以下所_二繪色_一等_二役之由_一見_二藏人式_一

○弓筒

平治物語云 紀州へ立_二ちくこのかみいへさたなかひつを五
早馬條
十かうおもけにか、せていてきたるか、るはれになかも
ちをもたせすしてなかひつのか、せやうまかるへからす
と人申けるにこ、にて五十りやうのよろひ五十こしのや

聲字苑云様久以_レ火屈_二申木_一也字亦作_レ燧訓無

をとりいたしてたてまつるゆみはいかんと給へはたけ
のふしをつきてゆみを入させたりほろまでようゐをした
りけるいへさはまけめゆひのひた、れにあらひかはの
よろひきてたちわきにはさみ大まやうくんにつかはる、
にはかうこそ候へと申ける

鎌倉年中行事云_二公方様御_一 御沓役力者二人其跡ニ弓筒負タル

中間十人モ廿人モ又ハ六人モ八人モ依_二分限_一可_二召具_一

○弓掛

常照愚草云弓懸に弓をかくるにはすの方北へかけぬこと
なりまたかりそめも北へ向間敷なり

高忠聞書云弓かけに弓をかくるにはうらはすのかたを北
へかけぬなりそのほかは無_二子細_一なり

甲陽軍鑑云弓かけ鍵かけをは亭主の上にはおかぬ物也

○シツヒ

甲陽軍鑑云まつひ長さ三尺六寸廣さは一寸二分兩方の端
をけんさきにつつめ弓のどりうちをゆふへし革の色は白
革中はこめん下は黒皮と心得へし弓たいに立る時も又本
ふくろに立る時も同前也

○聚

和名類聚抄云聚野王按_二徹_一 音_二徹又音_一徹和 所_二以_一正_二弓弩_一也四
名由美太米

武家目名抄稿第二百十九册

塙檢校保己一編

弓箭部四上

○弦

倭名類聚抄云弦說文云弦音與絃同弓弩弦也

延喜兵庫式云新理泉續弦長功五條中功四條短功三條

日本書紀云雄略天皇於尾代從家來會蝦夷於婆娑水門

合戰而射蝦夷等或踊或伏能避脫箭終不可射是以尾

代空彈弓弦於海濱上射死踊伏者二隊云々

萬葉集云梓弓未之腹野爾鷹田爲君之弓食之將絕跡念靈

屋

吾妻鏡云治承四年八月廿五日乙巳大庭二郎景親爲防武

衛前途二分軍兵關固方々之衛俣野五郎景久相具駿河

國目代橘遠茂軍勢爲襲武田一條等源氏赴甲斐國

(中略)各廻響飛矢攻責景久挑戰刺景久等依絶弓弦

雖取太刀不能禦矢石多以中之

○都良緒

萬葉集云梓弓都良緒取波氣引人者後心乎知人會引

犬追物手組云常に引出物に弓計をも可出こしらへたる

弓ならば弦をもぬるへし白木をまら木むらこきなどの

弦はまらつるたるへし

射禮私記云弓の事白木を白木むらこきたるへし五度弓

の時はゆみの數十張也はりてもたすへし弦は何も白弦た

るへし

○塗弦

源平盛衰記云字法合 寺法師筒井ノ淨妙明春ト云者アリ自

門他門ニユルサシタル惡僧ナリ橋ノ手ニソ向ケル明春今

日ハ事ヲ好テソ装束タル(中略)七モチナルマユミノシメ

漆ニヌリタルニ漆ツルカケテ真中ヲトリ

今川大雙紙云白木にぬりつるかけへからす子細有こと也

○旗檀弦

藤葉榮衰記云竹貫中務大輔人數五六百人手ニ付テ皆赤

出立ニテ強弓精兵ヲ勝テ加勢ニ來給フ中ニモ水野勘解由

カ狩俣ノ其間六寸餘リ有リ大弓ニ梅檀弦掛ケ二十間三十

間ニテハ人ノ頭ヲ切程ノ強弓ナリ

○セキ弦

源平盛衰記云新編東 賴繪ハ都ヲ出ケル時ハ紺ノ村千鳥ノ

鏡直垂ヲ着タリケルカ關寺合戰ニハ紫篋子ヲ織付タル直

○宇佐由豆留

日本書紀云神功皇 時武內宿禰令三軍悉令推結 因以號

令曰各儲弦藏于髮中且佩木刀

釋日本紀云于髮由豆流儲弦也異說怨讓也

古事記云建振熊命權而令云 息長帶日賣命者既崩故無

可更戰即絶弓弦欺陽歸服於 是其將軍既信詐弔弓

藏兵爾自頂髮中採出設弦一名云宇佐 更張追擊

○副弦

軍防令云凡兵士每人弓一張弓弦袋一口副弦二條

○替弦

源平盛衰記云八牧 加藤ニ申シケルハ殿原ハ背ヨリ軍ニ

疲レタルラン休ミ給ヘ景廉荒手ナリ一充充テ見ルヘシ健

カナラン楯突ヲ一人タヒ候ヘ其外楯ニ三枚橋ニ渡サムト

テ取り集テ弓ノ替弦ヲ以テ筏ニ組ミ堀ニ打入テ云々

○懸替弦

家中竹馬記云弓袋に入たる弓に掛替の弦を懸そへて持へ

し

○白弦

今川大雙紙云ぬり弓に白弦をかけへからすことに馬上に

て不可持いはれ有事也

垂ニ菊閉シケクシテ(中略)滋藤ノ弓ニセキ弦カケ連錢草

毛ノ馬ニ金伏輪ノ鞍置テソ乗タリケル

太平記云秀郷ハ一生涯カ間身ヲ放タテ持タリケル五

人張ニセキ弦懸テ嚙ヒ濕シ

又云 惡源太此太刀ヲ給テナトカ心ノ勇マサラ

ン洗皮ノ鏡ニ白星ノ甲ノ緒ヲ縮テ只今給リタル金作ノ太

刀ノ上ニ三尺八寸ノ黒塗ノ征矢森ノ如クニトキミタシ三

人張ノ弓ニセキ弦カケテ嚙シメシ能艦當ヲハセサリケ

リ

職人盡歌合云つるめし候へふせ弦も候せき弦も候

金言和歌集序云彼時ほしやといふ物なむ弓のひしりなり

ける又竹田の與次といふ物ありけりほしやは竹田かかみ

にた、む事かたく竹田はほしやか下にた、む事かたくな

むありけるこの人々をきて又すぐれたる人も弓竹の代々

にきこへせき弦のよりくにたへすそありける

三儀集云弦の事塗弓には關弦を掛へし又白木の弓には白

弦也

軍陣開書云しきの弓の弦は卷弦なりぬりやう卷弦は常の

弦の上ををにて太刀のつか巻のことくちかひてまくをせ

き弦といふなり

○セメノ關弦

高館草子云龜井の六郎重清はひとときはすくれて出たつたり(中略)ぬりこめの弓の四人はりせめのせきつるかけさせまん中にきりよこたへ四間のていより中門へゆるき出たる

○シメノ關弦

日置流法要録云しめのせき弦といふこと射しめたる弦をせきたるをいふなり射しめたるならてはせくまじき也
志田草紙云浮島太郎かけ出る其日をさいこと思はれうをぬふたる直垂に(中略)ぬりこめの四人張せめのせき弦かけさせ真中きり横たへ

○巻弦

延喜式兵庫寮式云纏弦纏幅一條尺六
隨兵次第三人に立あふて弓杖突明は諸手にて弓をとらへ弦を外へ成して物を言へし同弦もまさ弦可成軍陣の弓征矢に替るへからす

軍陣開書云しきの弓の弦は巻弦なりぬりやう巻弦とは常の弦の上ををにて太刀のつか巻ことくちかひてまくをせき弦といふなり又一方へまく事もありそれをも巻弦といふ也それは略儀也巻つるをは先能く射ならして後巻てぬ

入て柱に押あて弦わをくはへ弓を靜に押てひさに押あて弦を可懸

○弦裁出

小笠原弓記云弦さいての事歩射の時はうら筈本筈青き緒にてする

岡本記云つるさいてにはものある物をはすましき事也

むらさきなどにかけしろう儀にあらず

○頸絹

甲陽軍鑑云ぬり弓に自然白弦をかくること有へし其時ははづきぬを墨にて染へし白木の時染つるならはまらかみにてすへし

○探

了俊大草紙云犬追物事(中略)弦のはたかきか好なり六寸より今少はたかくするなかさくりの定をは大に巻なり

桂川地蔵記云鋒矣藝目鷹俣征矢中指籠胡録弦卷附彌尻籠握關弦管細 天鼠引鉄者乘學紀次直海甘露等作也

○弦蕪

○休メ弦

今川大覺紙云弓を張へき次第の事柱に弓を押當てやすめ弦をはつし貴人の弓ならばやすめ弦をくはへし平人の

る也

○坂弦

尺素往來云節卷繁藤赤漆黒漆白木村檜塗籠藤十所藤耳側白木等作懸于坂弦關弦
又云豊前弓は屋形住人之所作(中略)作掛坂弦關弦都合百張

職人盡歌合つるうり夕暮の山の端みればまつ坂やつるつるとこそ月は出けれ

○フセ弦

職人盡歌合つるうりたのまめや人をひとりふせ弦のきれぬちきりとおはましかは

○弦輪

高忠開書云弓をはる時はうらはすのつるわをよくみてすくにか、りたは其ま、をきゆかみたらはなをしてすみのはしらに弓のうらはすをあて、左のひさにあて、右の手にて弦を取てくはへて弓をひさに押あて、をして右の手にてつるをかけへし

岡本記云つるの出しやうの事さして法なきと申なからつるわのあるかたを人のかたへなして出すへし
家中竹馬記云弓を張へき様先末頭をみて弦わをすくに能

弓ならば弦かふらをくはゆ云々

○弦ヲサシツク

長門本平家物語云^{轉方三郎}惟能は漆塗の烏帽子に引梯の直垂うちかけて引かたぬいて弓の弦をさしつゝゐていたるところに伊村かへり來れり

○弦咋濕ス

太平記云^{笠置}橋ノ上サマノ陰ニハ射テト覺シキ者共弓ノ絃クヒシメシ矢束解テ押クツロケ中差ニ鼻油引テ待チ懸ケタリ

伯耆之卷云其間矢ころと覺しきに下様に見給へは楯のはつれに四方白の甲着たる者あり田所か弟五郎左衛門尉種直と云者なり長高是を見給て例の大弓弦くひしめし中差取てつかひよつ引ひやうと射る

犬追物手組云弓を張て絃をくひしめすといふこと末はすよりまつくひしめすへし二三すんはかりまめしてさて其口にて本はすをにきりのかたへくひしめす也其後又さくりの下をまめしてゆひにて絃を下へこきさくるやうにして可進也

小笠原入道宗賢記云つるくひしめす事主人貴人の御弓ならばくひしめせも不被仰候者くひしめすへからすくひ

しめすやうは先うらはすのつるわかたのきわよりも下へ
五寸計くひしめ候あへとくひもとして其後もとはすのつ
るわのきわかたより上へ五寸計もくひしめし是も又あ
へくひもとし其後さくりの上より下まで五六寸くひしめ
し是も上へ又くひもとさしてうらはすのかたよりもすわ
ふの袖にても手にてもとはすまてのこふへし

○弦幾條幾筋幾本幾張幾幅

今川大雙紙云絃をは一筋二筋と云へし一ちやう二ちやう
とはいはす一ちやうとは七筋也然る間一筋二筋といふな
り
弓張記云絃を一筋二すち或五十筋百筋と云なり
和翰集要云絃ハ一筋一張分ハ七筋也一桶トハ二十筋ヲ
云

甲陽軍鑑云絃一ちやうと申は七すちの事也其外は一ツ二
ツ又一本二本と理へし

○弦袋

軍防令云凡兵士每人弓一張弓絃袋一口副絃二條征箭五十
隻胡録一具

倭名類聚抄云弦袋唐式云諸府衛士弦袋由美羅
平治物語云兵衛佐殿は大庭か野に十萬よきにてちん取て

おはしける所へくつきやうの百兵計にて参り給ふ佐殿
何ものそととひ給へは源九郎よしつねとなのりまませ
は昔八幡殿のち三年のかつせんの時弟のよしみつ刑部の
せうにておはしけるかつるふくろをちんのさにとめてか
なさはの城へはせくたり給ひけるこそ故入道殿の二たい
いき給ひたるやうに覺ゆるとてよろひの袖をぬらされけ
るところ承れとまきりによりこひ給ひけり
平家物語云天上のやみた、もりのらうとうもとは一もんだ
りしもくのすけたいらのさたみつかまこしんの三郎大夫
いへふさか子にさ兵へのせういへさたといふものありう
すあをのかりきぬの下にもよきをとしのはらまきをきて
つるふくろつけたるたちわきはたみて天上のこ庭にかし
こまつて候ける
源平盛衰記云實盛兵衛佐キ、アエヌ涙ヲ流シ請入給テ
（中略）昔八幡殿ノ後三年ノ合戦ノ時弟ニ兵衛尉義綱ハ折
節帝王ニ事テ候ケルカ兄ノユクエノヲホツカナサニ御暇
ヲ賜リテ罷下ルヘキ由奏聞シケレトモ御免ナカリケレハ
陣家ニ絃袋ヲ懸テ逃下リテ金澤ノ館へ参候シタリケレハ
八幡殿殊ニ悦給テ故頼義朝臣ノ御座タルトコソ覺ユレト
テ涙ヲ流シ給ケリ

又云高倉宮信一人モナカリケレハ只信連ハカリヲ居廻シ
テ繩ヲ付テ六波羅へ参ラント云信連ハ云甲斐ナキ者共哉
マタトヨ侍程ノ者ニ繩カクル事ヤアル況ヤ初負尉ニフイ
テヲヤ無下ナル田舎檢非違使共カナ争カ實ニ知ヘキ己等
ニ物ヲシヘントラ云ケルハ我朝ニ三種ノ神器ノ内侍所ト
申ス御事アリ昔天照大神ノ御時百王ノ末ノ帝マテモ我御
形ヲミセマイラセンドテウツシ留メ御座ス御鏡ナリサテ
絃袋ト云ハ又後ノ内侍所ノ御貌ヲカタトレリ其故ニ百官
悉ク朝ニ召シ仕へ奉ルト云ヘトモ衛府官ハ淺位ナレハ地
下ニシテ奉公ヲ致ス直人ニマカフヘキニ依テ忝モ内侍所
ノ御貌ヲマテヒテ絃袋ヲ給テ左右ノ兵衛尉赤左右ノ衛門
尉藍是ヲ以テ侍ノ品ヲ知ル國王ノ御寶ナレハ非分ノ難ヲ
遁ヘキ笠注ナレ

吾妻鏡云治承四年十月廿一日庚子今日弱冠一人御旅館之
砌稱可奉、謁、鎌倉殿、之由、實平宗遠義實等佐、之不
能、執啓、移尅之處武衛自令、聞、此事、給思、年齡之程、與
州九郎歟早可、有、御對面、者仍實平請、彼人、果而義經主
也即參、進御前、互談、往事、催、懷舊之涙、就、中白河院御
宇永保三年九月曾祖與陸守源朝臣義家於、奥州、與、將軍
三郎武衛同四郎家衡等、遂、合戰、于、時左兵衛尉義光候、

京都一傳、聞此事、辭、朝庭警衛之當官、解、置、絃袋於殿上、
潛下、向奥州、加、于兄軍陣、之後忽被、亡、敵訖、今來臨尤
協、被佳例、之由被、感仰、云々
又云承久三年六月十八日下云六月十四日宇治合戰討、敵
人人秩父平次五郎一人名小笠原四郎一人付
太平記云衛門左報光寺最勝園寺二代ノ相州ニ仕ヘテ引付
ノ人數ニ列リケル青砥左衛門ト云者アリ（中略）出仕ノ時
ハ木鞘卷ノ刀ヲ差シ木太刀ヲ持セケルカ叙爵後ハ此太刀
ニ弦袋ヲソ付タリケル
古今著聞集云管弦源義光は豊原時元か弟子也時秋いまた
おさなかりける時元はうせにければ大食調入調曲をは時
秋にはさつけす義光にはたしかにをしへたりけり陸奥守
義家朝臣永保年中に武衛家衡等をせめける時義光は京に
候て彼合戦の事をつたへき、けりいとまを申てくたらん
としけるを御ゆるしなかりければ兵衛尉を辭し申て陣に
つる袋をかけて馳下りけり
布衣記云太刀扇事太刀は衛府の太刀五位之時は平さやを
も用絃袋をさす次刀はさやまきさけをは鎌倉さけ緒かう
かい同鎌倉次扇如、常みかき付也
按、替弦を巻き收て帶るものを上古は弦袋といひ中古

又の名を弦巻といへり其實は同じ物にて皮あるひは黒葛葉心などにて作りたるなり其後にしへの弦袋を弦巻といひ空穂の蓋にあるを弦袋と呼なせること、はな

○弦巻

御輿行幸服飾部類云康治元十廿六宇槐記云瀧口調度懸十人調度懸不狹尻刺禮胡録如常負但以表帶自左肩一弦巻當胸結之

小笠原入道宗賢記云つるまきの事るひらの時はこしかわのさきにつくる也うつほの時はふたのうちのつる袋に入へき也

軍陣開書云弦巻はえひらの脇皮に付て刀のさやへ引とをして矢をおふなり弦まきのつけやう口傳あり大小はこのみによるへき也中のまるさは刀のさやへくつくとをる程に拵へきなり弦巻を昔はわらすへにてもまたる也近年つ、らにてするを被用也何にてするか本とは不定なり

家中竹馬記云弦巻に弦を巻様は本頭の巻輪よりまき始て其ま、をし入て置也弦巻付たるを刀の鞘を弦巻へ入てうつほを付るなり又まふたきの裏に弦巻の様にしても可

武家名目抄稿第二百二十册

埴檢校保己一編

弓箭部 四下

○鞘

和名類聚抄云鞍蔭切韻云鞍音早和名止毛橋氏漢語抄日本紀在鞍用鞘字俗亦用之本文未詳詳在臂避弦具也毛詩注云裕今案即裕裕之裕也見玉篇櫜也禮弓矢圖云櫜音臂以朱韋爲之

延喜内藏寮式云梓弓一張矢四具鞘一枚

日本書紀云皇紀初天皇在孕而天神地祇授三韓一既產之宍生腕上一其形如鞘是宍皇太后爲雄裝之負釋其名謂魯田天皇上古時俗號稱釋日本紀云宮式以麻皮縫之胡粉塗以墨畫之納持麻笥二合經一尺六寸五分深一尺四寸五分應神天皇紀曰天皇在孕而天神地祇授三韓一即產之宍生腕上一其形如鞘是宍皇太后爲雄裝之負釋其名謂魯田天皇上古時俗號稱韋武多焉

萬葉集云大夫之鞘乃音爲奈利物部乃大臣楯立良思母又云去而亦還見六大夫乃手二卷持在鞘之浦回乎

弓箭部 四下

ノ入

弓張記云つるまきの事はえひらに有物なり弦袋はうつほに有物なりつるまきはかたなのさやへいるやうにゑひらをおふなり

○天鼠

應仁私記云若武者達好絲具足(中略)上花鹿母衣貂皮間塞弦袋付天大和様ノ射手立相効腰小幡思々出立輕一命○天鼠皮

小笠原入道宗賢記云くすねかわの事くすねかわのつきたるかわ也しやうにふはなしよそへの時かはるふくろ也又下人にも可持也

内宮長曆送官符云鞘貳拾肆枚以鹿皮縫之黒漆以胡粉畫之各納袋着緒一處用紫革長一尺七寸廣二分助無智秘抄云賭弓近衛司モトヲシマキエノタチマロトモノオヒ弓矢アヒクスヘシユミニトモヲツクルヤウアルヘ

夫木抄云承久四年賭弓大藏卿有家心あるいてのとねりのけしきかな玉しく庭にとねひ、きて

○稜威ノ高鞘

古事記云會毗良邇者負千入之鞘訓入云能理下效附五百入之鞘亦臂取佩伊都此二字之竹柄而弓腹振立而堅庭者於向股踏那豆美以音云々

舊事本記云大伴連遠祖天忍日命帥來目部遠祖天楯津大來目背負天磐鞘一臂著稜威高鞘一手提天梳弓天羽々矢一及副持八目鏑一又帶頭槌劍而立天孫御前爲前駈一者也

日本書紀神代上云始素戔鳴尊昇天之時溟渤以之鼓盪山岳爲之鳴响此則神性雄健使之然也天照大神素知其神暴惡一至聞來詣之狀乃勃然而驚曰吾弟之來豈以善意乎謂當有泰國之志歟便以八坂瓊之五百箇御統一纏其髻鬘及腕一又背負千箇之鞘與五百箇之鞘一臂著稜威

之高鞆一振起弓彌急握劍柄踏壁庭而陷股若沫雪以登散
年中行事繪卷物

恐非耳

○鞆袋

延喜兵庫寮式云鞆袋折紫表緋裡帛各一條各長二尺三寸廣一尺一寸

○鞆緒

延喜兵庫寮式云鞆緒紫組一條長二尺五寸

○彈

和名類聚抄云彈毛詩注云彈由美加介扶也能射馭一則佩之周禮注云音扶矢時所以持弦之飾也
曾我物語云おにわう道三郎五ツ三ツよりしてさうの御ひさにてそたてられまいらせし御をんわすれかたくこそそんし候へはたのまほりとひんのかみをおと、とものかたみに御らんし候へとて二のみやとのにまいらせよゆみやはんちらにとらするそなきあとのかたみにみかへむ弓とゆかけをは二人のめのかかたへやるへし

義貞記云鎧可着次第事一番浴衣二番小袖三番大口四番髪亂五番鉢巻六番弓懸七番鏡直垂

釋日本紀云私記曰問古事記云竹鞆今此云高鞆其說如何答今既云高鞆即是高大之鞆也古事記云竹鞆即臨字言之其意即高大也或說竹鞆者以竹爲之是似臆說

鎌倉年中行事云正月廿九日雪ノ下今宮へ御參詣アリテ直ニ瀬戸ノ三島大明神へ御社參(中略)御劍御香役如常彼兩人ニ鍵ヲス鍵不付弓ト慕目ニ力者ニモタセ又一



人之力者長刀ヲカツク鞆ヲハ厥者ニ付サセラル、ナリ其外ハ弓鍵ニテ鞆兩方ニサシヒキメ一弓ニ取副慕目力者ニモタセテ妻手ニアヌマセ長刀持タル力者ハ弓手ニアヌマセヘシ

繪川記云御ゆかけ參せ様の事左のゆかけをあをのけてその上に右を置て緒をくるくると巻て手の内に置て手覆と御前へなる様に參へし

隨兵日記云ゆかけはまさふすへ草のゆかけをさすへし但緒のとめやう一段口傳あり

忠高聞書云馬の上にてはいつもゆかけさすへき也弓を持すともさすへしむかしはいつも馬の上にて弓をもたぬ人をはおかしき事にいふなりされは弓を我もたぬ時は人に持する間ゆかけを馬の上にてさすは何時も弓をとりて射へきためなり

又云ゆかけにぬふましき草の事にしき草又何にてもあれ無紋の皮にてぬふましきなりたとひとこと草にてゆひをつくとともそれは略儀なりにしき草とはおもてかはのことなり

又云ゆかけのゆひをつく事頼朝大將の御時富士のまきかりの時久しくかりをせらる、によりて大ゆひとくすしゆ

ひのかはにつるつよくあたる間やふれたり其時大指とくすし指はかりをことかはにてつきはしめられたりそれよりおもしろきとて其後よりくすしゆひとたけたかゆひを二つきて今にいたりてつきたり根本はことかはにて指をつかぬなりさるによりてとも皮にて指をつきたるか本なり

又云ゆかけのゆひ草當世こと草にてつくこと略儀なりゆひをもおなし草にてつくへきか本也をの草には紫草を付へし紫草本にはあらず當世用付たる也ゆかけ草何草とはさたまらぬなりゆかけの草にて緒をもつくる也但見にくさあいた紫草をもちゆるなりゆかけの草とゆひ草とをの草と三色へちの皮にてはせぬことなりゆひの草にても弓懸の皮にてもあれ同じ緒を付へし

岡本記云ゆかけのおにことかくる儀あらはさかはなとすへし口傳あり

家中竹馬記云ゆかけはゆひを同皮にて續事本式也祝言なとには是を用也こと草にて續には必紫草なり何も緒は紫草を用也ゆかけにせぬ草は無紋の草並錦皮具是之面草也又私云此外には是非の沙汰はなけれとも五めん草蒲草などもする事なし軍陣にてはふすへ巻のゆかけを用ゆる事本式

也緒は紫皮緒の留様軍陣にては各別也口傳有之ゆかけと云文字異なる秘説なり縦存知したるとも書札などに可書にあらす若又よそより眞名に書て送る義ありともこなた必假名に可書也

撮藁集云ゆかけにせぬかはの事にしきかは是はおもてかはともいふなりくそくのむないたなにあつるかはのことなりその外むらさきかは惣別むもんのかはにてはせぬなり水まき又まきふすへなとにすへし手のこうに紋をつくる事はわろしくんちんの時なとにわか家のもんをつくるなりさりながら當代のくそくむしやのいてたちにてはそのゆかけさしたるかわろした、つねのゆかけをさすへし

伊勢貞順記云ゆかけなとよそへ書狀にて遣候時はかなに認候歟大略此分にて候但又可依時宜候
犬追物手組云ゆかけをさす時は右よりさしてとる時は左よりとるへし

又云ゆかけを左ばかりさすことは鷹ゆかけならてはあるへからす射手かたの儀にはさらざる事也

射禮私記云ゆかけのさしやうの事先一まき左へまはしてさて手の内にて上より下へ引通し扱手のうちより大指へかけはうしろにかけさすへし

又云石川伯耆は信長へ加勢として近江の國迄行つるか歸りて味方か原へすくにきて首尾にあふ時土岐殿家の侍淺岡と云者に弓法知りたる人有是に向ひ信玄と軍ありて討死したる時穿鑿強敵なれば尸の上にてみられ候はんするに軍陣練の緒とめやうは如何と申候
又云夫決拾といふは天照大神未此國大海なりしに國土の龍神を退治したまひし時國土の龍神の放流矢にて太神の二中指を射きらせ給ふ時帝釋天謀をもつて決拾をさ、せ御申在時則代を切取給ふによつて指數は十家眞空名也緒長主指ニテ二尺八寸也諸の兵具を調ル也軍を行には兵ノ決拾を指事此吉例也緒ノ長さ主ノ指ニテ一寸八也左よりさし右よりぬくへし緒のとめやう口傳に在之十空日檀戒忍進前惠方願力智也



弓箭部 四下

かけて又引とをして右へまはして三まきにまきとめて緒の先を引合てひねりて下より上へをしいる、也

射禮私記云雨雪の日なとにはうるしはきの矢を用意可仕也されは古人はかならず此矢をつ、に入るなり同雪雨にはゆかけぬる、によつておんまやくを粉にしてぬる也

出陣聞書云軍陣のゆかけをは別の皮にてゆひをつくへからす

又云軍陣にてゆかけ緒の留めやうの事三處結て手のかうにて留るなりまきやう猶口傳有こと也

武田射禮日記云弓掛ノ指様先一卷左へ廻シテサテ手ノ内ヨリ大指ニ懸テ右へ廻シテ三卷ニ留メテ緒ノ先ヲ引合セテ下ヨリ上へ押入ルナリ

又云弓カケノ事用意スヘシ草ノ色足レル法有ヘカラス雖然無文紫錦草可有斟酌指ヲ繼事ハ略儀ナリサシテ苦シカラス介添ニモタセ或ハ矢筒ニ付テ持スルナリ

甲陽軍鑑云流鏑馬の決拾先一重まはしてむすひ手の甲より薬指へかくる其上に二重同手の甲にて留也是は中品中生のさしやうと云也

又云ゆかけは一具と云出陣のゆかけは前にかけて歸陣のゆ

○手袋

吾妻鏡云建久二年十一月廿二日公文所送文云馬三疋(中略)むかはき一懸げつてふくろのや一こしゆみ一張高忠聞書云ゆみかけを手袋と云事流鏑馬の時にかけりて手袋といふなり

撮藁集云やふさめの時はゆみかけといはず手ふくろと云ふへしやふさめにかきりたる事なり

按、吾妻鏡に見えたる手袋は即一具鞆にて送文にも書のせられたは普通に去かいひたること疑ふへくもあらず然るを流鏑馬の時にかけりてゆかけをてふくろといふといへるは蓋一具鞆の名出来てより手袋の名人の呼ふことなしたましくやふさめに遣れるなるへし

○一具鞆

高忠聞書云一具ゆかけさして貴人の前へ出ることあらは左ゆかけから兩方なからとりて出へしとるひまなくは左ゆかけはかりとるへし又左右のたおほひをむくりかへしとする也左ゆかけをとる時は右のたおほひをむくるまじきなり

家中竹馬記云一具ゆかけの緒の留様の事先大指の方より手の甲の方へまはして上より下へ引とをして又廻し返す

やうに二巻しめ上より入てわなにしてひねり合て下より上へをしがふ也以上三巻也緒の留様に古實等口傳あり又云一具ゆかけの手の裏をとる事もあり是は年寄て手の内の汁もなきとて略儀にするなりさして苦しからぬ事なり

撮藁集云一具ゆかけさしたる時左りゆかけの手の内きると云事かりの時のことなり是は弓をよくにきりおほゆへきためなり

又云一具ゆかけをとめやうの事右へ一まき巻て上より引とをしてあとへとし又二まきまきて又上より引とをしてかけてわなにしてさきをよくそろへて大指のかたへひねりて上より下へをしがうへしこれもとをしかけてわなになるやうにかうへし但此ときは下よりかいてもくるしからすいづれも兩方上からならは上から又下からならは下よりかうへしかたくつへちくにはかうまじきなりの中にをしがう時ははしめとをしたる所へ大ゆひのかたにをしがふ也

○諸磔

今川大雙紙云ゆかけをは一具ゆかけとはいはすかたくゆかけともいはすもろゆかけと云へし右ゆかけ左のゆか

又云右ゆかけの手のうちにあなをあくる事まとの時おとやをさすへきためなり則おとやさしのあなといふなりそのあけ所の事はわかかつてにおとやをもちて持よき所にあけへし定法なし

○的磔

高忠聞書云的ゆかけも指をつく事略儀なりとも皮にてはつくへしゆかけのをの長ささたまらぬもの也

○步射磔

書禮袖珍寶云武具馬具書様事步射弓懸一具

甲陽軍鑑云步立時片決拾也

○馬上磔

書禮袖珍寶云武具馬具書様事馬上決拾一具

甲陽軍鑑云常の馬乗決拾陰陽とて是も二様有之となり陽は三重なからまはして大指のとをりにて留也陰は二重めに中へとをして前へと又ひとへまはして前にて緒を取そろへて留也

○ハ子磔

岡本記云はねゆかけの事はみちのきになしこれは具足弓をしへ候もの、まいたしたる事也たとへはせみをまなひたる心せひはぬくる心ありこれも矢のみやうせんにかく

けともいふ

家中竹馬記云一具ゆかけを諸ゆかけと云はさしてくるしからす

○右磔

高忠聞書云ゆかけを一具とはいへとも一手ゆかけとはいはす右ゆかけといへともかたくゆかけともかたゆかけともいはぬことなり

又云何にてもあれかちちにている時は右ゆかけ計さすなり其時は大ゆひに緒をかけて三巻まきてとむるなり左のゆかけの緒を大ゆひにかくることあるまじきなり總てはゆかけの緒とむる色々はかちち犬追物笠掛具足さてと流鏑馬の時四色ならてはあるまじきなり犬笠懸の時とむる様は常に間々ゆかけの緒留に候也

撮藁集云右ゆかけの緒のとめやうの事これもまつ左へ一まきまとい上より引とをしさて手のうちより大指にかけ又上より引とをし又右へ二巻まく以上三巻して又上より引とをしかけてこれも一具ゆかけのときのことくわなにひねりて下より上へをしがふへし是も前とをしたる所をまたきてをしがふなり是はかならずさたまりて下よりをしがふなり

のことく又せひはかうよりぬくるともせなかわれ候然はいてもよくひきまはしゆんでめてをかためうしろなるみそをちやうきにしてはなせは矢さきちらぬといふ心也はねゆかけを人のみちへませて申間みちにてなき子細くはしくまゐるしわけ候事也

○替磔

高忠聞書云張替の弓二張同弓袋に在るへし藁目五又は七つ十ゆひてもたすへし同かへゆかけ一具もたすへしあつちより後のかたに引めともをくへし

佐竹宗三聞書云大的の時替の磔は赤小文革にて指を紫革などにてつきたるくるしからす緒は必紫かはたるへし矢筒の緒付の鏝にゆかけのを、引とをし引とくやうに出るに結付るなり一方のくわんに一も付る也兩のくわんに二も付るなり

○手纏

三代實錄云貞觀十二年正月十三日丙寅勅充三壹岐島胃并手纏各二百具彼島元有甲無胃太宰府依島解請充從之

○射鞞體手

和名類聚抄云射鞞說文云鞞古候反和多末射臂沓也

日本書紀云仁德天皇蝦夷叛之遣田道令擊則爲蝦夷所敗以死于伊寺水門時有從者取得田道之手纏與其妻乃抱手纏而經死時人聞之流涕矣

吉部秘訓抄云仁安四三十三太上天皇令參詣高野給(中略)左衛門權佐兼皇后宮大進藤原經房卷櫻冠排袍兩面襖袴一斤染掛時繪劍狩胡錄加弓表帶弦卷小手等如例馬具寸法記云籠手の色は紅梅紅白也其外の色は如何

○弓小手

高館草紙云むさしはうへんけいはよまところへつといりいつもこのむかちんのひた、れに水にをしいたてし三ひきりやうのゆこてさしいまたよろひは着さりけり

狩詞記云野山のかりの籠手とはすはうの袖のちいさき物なり右の袖へぬいつ、けたるものなり指にかくる革もなき也今ほとこの手をはさ、ぬなりむかしの籠手と云は只すはうの左の袖をさくぬいたるなりさる間すはうの紋あるへし

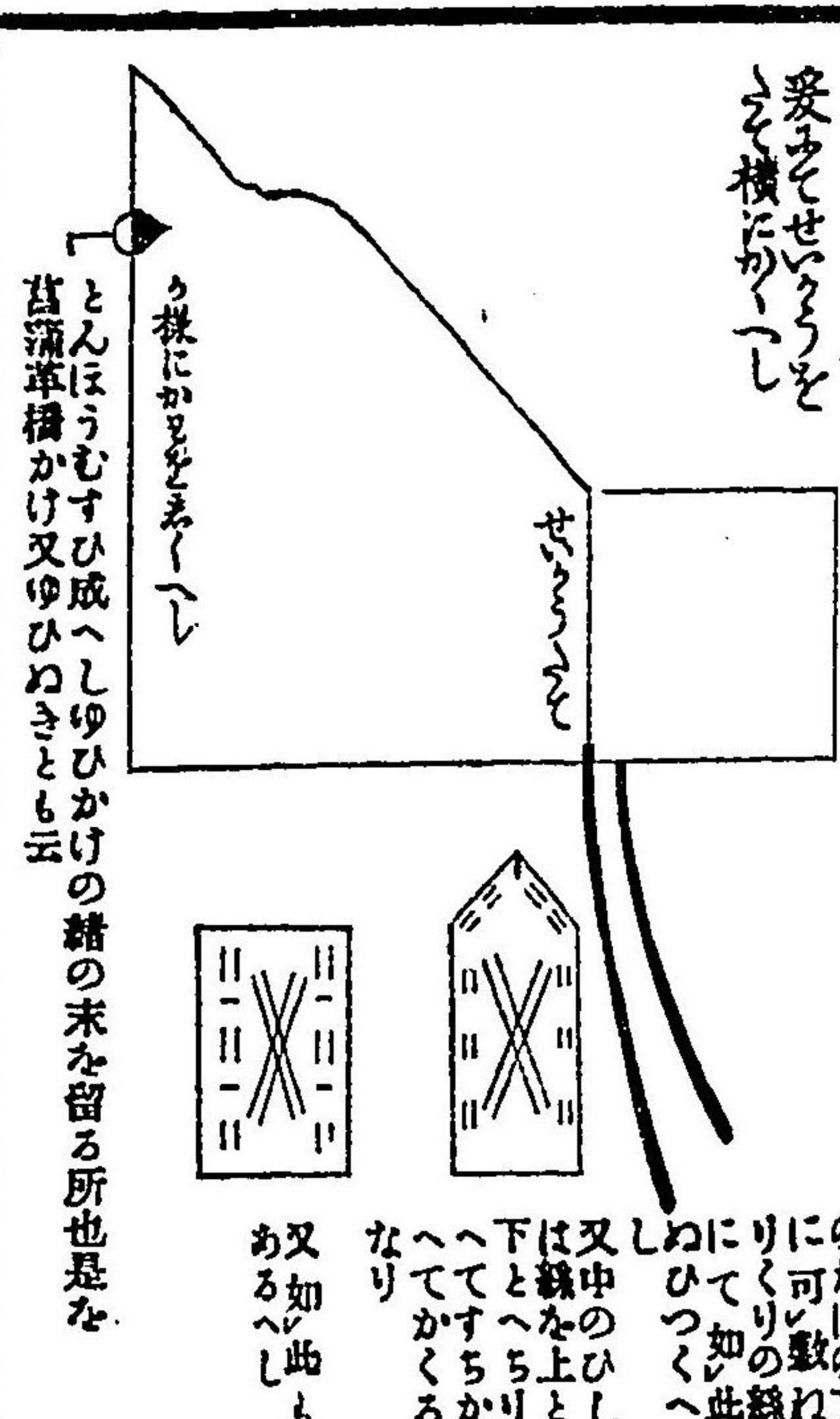
○犬射小手

今川大雙紙云大進物犬射小手は京織と云絹を用也強射手の肩幅の高く見へてわろきなり

左のたおほひをはむくるまじきなりかたゆかけとるひまなくはことさしたりとも兩方なからたおひをむくるへし

犬追物聞書云こての事精好を用へしうらあるへし若人なとは赤き色又ほうたんにせられ候てくるしからす又周防國に候しうらに金仙寺殿す、しのきぬにてこてを用意ありしとて見せ給ひ候し緒葛蒲革たるへし長さ廣さ人によるへし但廣さ一寸はりといふ大かたのこてのなりの繪

家中竹馬記云犬射籠手は一さけと云



弓箭部 四下

射御拾遺抄云犬射籠手の事せいかうぬひてうつたれあるへし後を前をあり前緒といふは革のもんによこしやうふを付たるをいふ也わかき輩などは紅梅もくるしからす略儀也

高忠聞書云犬の時のこての色之事わかき時ははたん又赤もする也まへはまろしせいかうにてする

又云犬の時の小手をとむる事あかりたる人をはあけてとむるた、の人をはさけてとむる也せぬひの通りなるへしひもかはの様にまつ右よりうちかせ結ひて扱又右のかたよりくみはしめて三五にくむ也とめやうは左のかたより右へ廻してひきとをし引まめて結ひていかにもいかにもはつれをそろへてとむる也なかければかうかいていつくにもおしこみてと、めたる口をろひてたにあらは絲にて口をゆふ也

又云犬の時こてさして貴人の前に出ることあらは左ゆかけよりとるへし兩方の緒とくほとひまなくはかたゆかけをとるへしかたゆかけをとる時は右のゆかけとるへしこれは犬追物の時はかりにかきりたること也こてさ、てすはうの時も犬追物の時はかたゆかけとら右をとるへしすはうの時もこてさしたる准據なり右はかりとる時は

○コミ小手

射御拾遺抄云こ見籠手の事五十以後の事也こての中に綿を入たるをいふなり

犬追物聞書云こみてといふ宿老のわたを入たるこてを冬なとさすなり又小袖の上にもさすともいふ猶尋ぬへし大かたの人はさすへからす

武家名目抄稿第二百二十一册

塙檢校保己一編

弓箭部五上

○矢箭

倭名類聚抄云箭釋名云笑音矢和名

日本書紀云皇紀冬十一月神淳名川耳尊與三兄神八井耳

命陰知其志而善防之至於山陵事畢乃使三弓部稚彥

造弓倭鍛部天矢津眞浦造眞鹿鐵矢部作箭及弓矢既

成神淳名川耳尊欲以射殺手研耳命

釋日本紀云佐須能氣師說謂矢也言以刺身之事甚可三恐懼故

欲言君之發語有此辭或說古謂刺古錄之矢爲三刺矢也

隨氣謂矢也

延喜伊勢太神宮式云箭七百六十隻長二尺四寸無餘箭以箭羽

今川大雙紙云矢ハ三儀二儀を表する也三儀とは天地人な

り二儀は陰陽也因茲三尺二寸に用也

又云矢の様躰五節をかた取候地水火風空木火土金水を顯

なり總して矢餘多の習ある也

吉部秘訓抄云箭長二尺四寸内平題前七分羽長四寸以三赤

吾妻鏡云壽永元年正月三日甲戌武衛御行始渡御于藤九

郎盛長甘繩之家佐々木四郎高綱懸御調度在御駕之

傍云々

又云文治五年六月九日丁酉御塔御供養也中略御出儀先

陣隨兵次御歩御劔佐貫四郎大夫廣綱御調度佐々木左衛門

尉高綱云々

又云建久三年七月四日甲戌御産間御調度等今日調進于

御産所三浦介千葉介等差義村常秀令奉行之亦被

定鳴弦役人等梶原源太左衛門尉景季奉行之云々

今昔物語云利仁將川原様ニ打出テ行五位ノ共ニハ賤ノ小

童タニ无シ利仁カ共ニモ調度一人舍人男一人リ有ケル然

テ川原打過テ云々无下ニ人モ无テ然ル遠道ヲハ何カテ行

ント爲ソ怖シ氣ニトイヘハ利仁疵咲テ己レ一人カ侍ルハ

千人ト思セト云ソ理ナルヤ此テ物ナト食ツレハ急キ出ヌ

利仁其ニテソ胡録取負ケル

判官物語云忠信吉野山合戦倭いみやうをよ川のせんしかくはんと申

物にて候かこれに候中さしまいらせてはけんせのみやう

もんとせんせうするに御てうつ給はりてはこせのうつた

んとこそそんし候はんすれと申て四人はりに十四そくを

とつてはけなくなりひきによつひいてひやうとはなつ

絲卷之長六分雉雄羽也無文妻羽也フタツハキ爪々ノ筈

頭一寸弱二分

甲陽軍鑑云矢のこしらへやうせいを絲にてとりてそれを

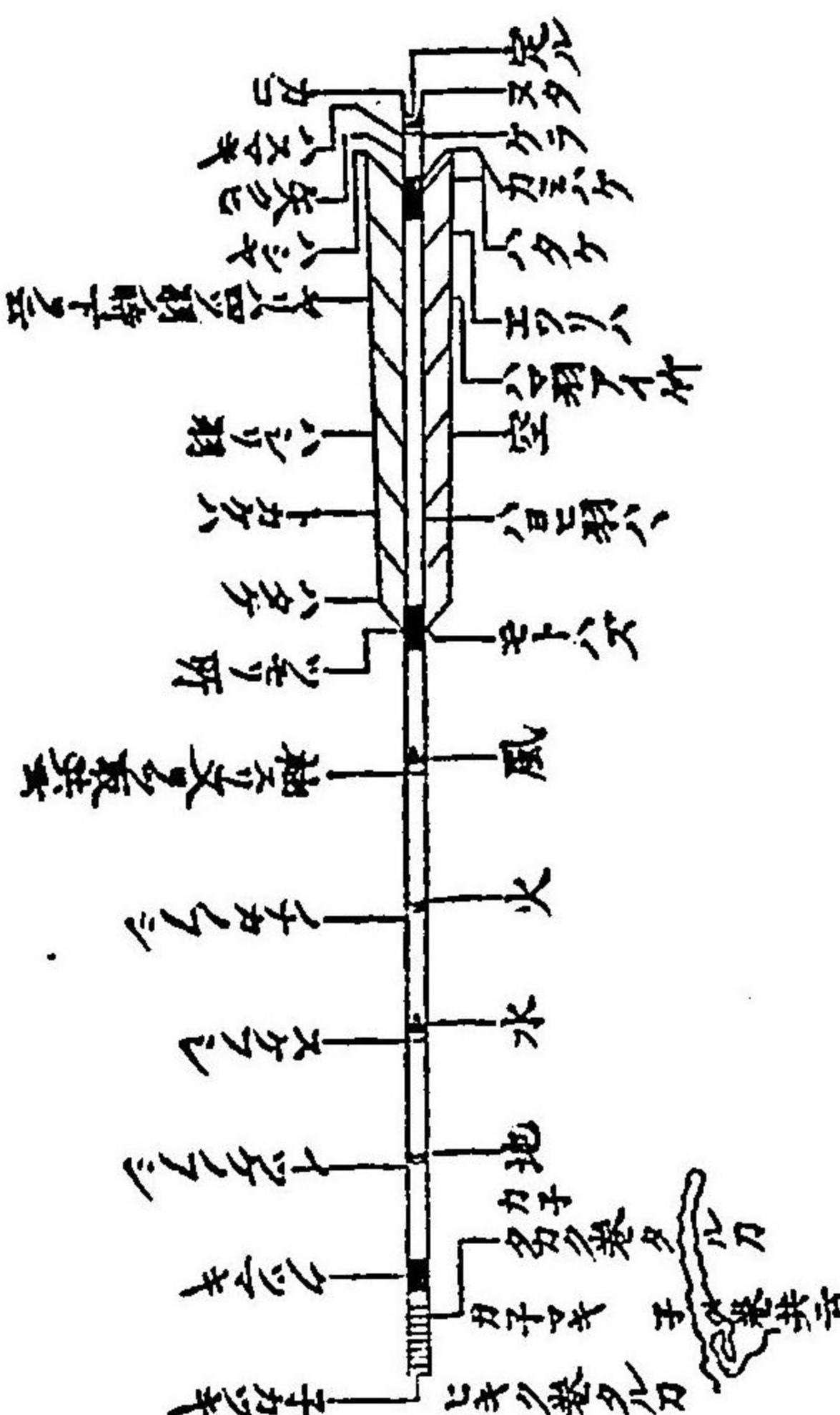
四ツにおり一分にかみ候てきをし三ツに折一分にかみ候

てきをし四ツに折て一分にのけ跡三ツ分にもとはきをし

二ツに折てねたまきをし皆のへてくつまきをしねたまき

の絲は左絲なり

甲陽軍鑑



矢の名所如此けらをかたとる故也

○調度

北上記云御矢と云よりは御てうと申候あかり候

光源院殿御元服記云御弓一張白木也不張シテ捲ノ上ヲ

引合紙二重ニ取り堅紙ニシテ包ミ水引ニテ結弦御テウツ

神頭一手也引合ニテ包之

常照愚草云公方様の御矢をはおんてうつとも又おてうつ

とも申へしおんとも申しおとも申へし習のある也殊犬追

物の時檢見御てうつとよはり申こと在之甲乙の習是な

り

百手次第云檢見放實檢見御所様御てうすと喚申事御てう

すをてうととも可申ならひ有しさひなり甲乙の聲是也

○天羽々矢

日本書紀云神代會日天國玉之子天稚彥是壯士也宜試之

於是高皇產靈尊賜天稚彥天鹿兒弓及天羽々矢以遣

之

釋日本紀云天羽々矢謂三羽々矢者以鳥羽一波久矢也加

重點者言其羽矢衆多也又矢者以弓射遣之義也天書第

二曰乃授鹿兒羽々曰此弓箭天之祕寶也可以隨身令

人軍功對敵臨戰時三呼其名而射之無不一當百矣

○天加久矢

古事記云爾思金神答白可遣天津國玉神之子天若日子

故爾以天之麻迦古弓自麻下三天之波波此二字以音矢賜天若

日子(而道)中略(即天若日子持)天神所賜天之波士弓天
之加久矢(射)殺其雉

○天真鹿兒矢

古事記云故爾天忍日命天津久米命二人取負天之石鞆
取佩頭椎之太刀取持天之波士弓手挾天之眞鹿兒矢
立御前而仕奉

日本書紀云神代一書云天照太神勅天稚彥曰豐葦原中國
是吾兒可王之地也然慮有殘賊強暴橫惡之神者故汝先
征平之乃賜天鹿兒矢遺之

釋日本紀云大間云天鹿兒弓者以天香山柁木作之故有
此號云々鹿兒矢其名如何先師申云就柁弓之古答廻今
案此矢若以天香山之篋作之歟

○麻可胡矢

萬葉集云比佐加多能安麻能刀比良伎多可知保乃多氣爾阿
毛理之須賣呂伎能可未能御代欲利波自由美乎多爾茲利母
多之麻可胡也乎多波左美蘇倍巨云々

○丹塗矢

古事記云三島渟咋之女名勢夜庵多良比賣其容姿麗美故美
和之大物主神見感而其美人爲大便之時化丹塗矢自
其爲大便之溝流下突其美人之富登

之是時太子行暴虐淫于婦女國人謗之群臣不從悉

隸穴穗皇子愛太子欲襲穴穗皇子而密設兵穴穗皇子
復興兵將戰故穴穗括箭括箭始起于此時也

○水破

源平盛衰記云三位入道唱ハ小櫻ヲ黄ニカヘシタル腹卷ヲキ
セ十六サシタル大中黒ノ矢ノ表ニ水破兵破ト云鑄矢ニヲ

指雷上動ト云弓ヲモタセタリ水破ト云矢ハ黒鷲ノ羽ヲ以
羽兵破ト云矢ヲハ山鳥ノ羽ニテ羽タリケリ

○鑄矢

奥州後三年記云未割四郎これ弘隱病の略項に入たる事を
ふかくはちとして今日我剛臆はさたまるましといひて飯
さけおほくくひて出ことはのまにさきをかくる間にか
ふら矢頸の骨にあたりて死す

長門本平家物語云火打源氏の大將軍齊明威儀師平家の勢
十萬よきに及へりかなはしとやおもひけんたちまちにへ
んする心ありてわか城をせめさせけるある時城のうち
より平家のかたへかふら矢一むかけたりあやしとおもひ
てとりてみれば中にむすひたるふみありこれをとりにみ
れば城のうちへよすへきやうをそ書たりける

○末利矢

日本書紀云神功皇時有熊之疑者爲忍熊王軍之先鋒則
欲勸己衆因以高唱之曰烏智箇多能阿還乙麼菟麼還摩
菟麼還理和多利喻祇氏菟區喻彌理末利椰塢多具倍云々

釋日本紀云私記曰師說會矢也稱末利矢者甲冑之間爾伊
禮加久須也今世古津萬伽岐歟

厚顔抄云今案利矢ノ名ニ付テ私記ニ甲冑ノ間ニ入レ藏ス
故ニ云トイヘル意知難シ若シ間入矢ト云ヘキヲ入ヲ上略
セリト意得タル義ナラハ整説ト云ヘシ末利ハ鞠歟鏡歟此
等ノ意ニテ鳴鑼ヲ云歟鳴鑼ノ和訓ノ意ハ蕪ナルヘケレハ

鞠矢トモ鏡矢トモ云ヘキニヤ但シ一旦ノ推量也只其マ、
ニテ昔ノ矢ノ名ト知ヘシ

○輕箭

古事記云百官及天下人等背輕太子而歸穴穗御子爾輕
太子畏而逃入大前小前宿禰大臣之家而備作兵器爾時

穴穗括箭
矢者其箭之內故穴穗王子亦作兵器此三子所作之矢者即今
時之矢也

○輕括箭

日本書紀云安麻天四十二年春正月天皇崩冬十月葬禮畢

源平盛衰記云殿下衆御隨身忠友馬ヨリ下テ御車ノ前ニス

スミテ可有還御一歟ト申ケレハ轅ヲメクラサレケル間
ニ武士鑄矢ヲモテ忠友ヲ射ル忠友ヒラミテ地ニ傾キタリ

ケレハ其矢カシラノ上ヲトアル危キ命トソミエケル
今昔物語下云鎮西女依親音助主ノ男モ二段許ヲ去キテ馬
ヲ引ヘテ立ルニ妻我レ被殺ヨリハ此沼ニ入テ身ヲ投テ

ムト思テ着タリケル衣共ヲ脱キテ其ノ上ニ市女笠ヲ置テ
居タル様ニシテ我レハ裸ニテ竊ニ沼ニ這入ヌルニ此等露
不知ス云々底ヲ這テ行クニ水ノ下ニテ聞ケハ遠ラカニ男

ノ音ニテ荒ラカニ何ト久ハ有ルソ早ク乗ヨト云ナルニ女
ノ音ヲ不爲ネハ蕪箭ヲ以テ射タレハ笠ノ上ヲ射ツルニ
下音モ无ク箭ノ風モ不答シテ空ナレハ男性ミ其レ見ヨ
ト從者ニ云フ云々

高忠聞書云かふら矢のこしらへ様の事はきやうは四たて
にてあるへし走羽は鷹の羽たるへし小羽は山鳥の引尾な
り小羽をもおなく鷹の羽のことくするまてとをすへし
小羽をとをさて羽中にてとむること當流にてはなきこと
なりかふら一の時は内むき外むきいつれもさたまらず何
もくるしからず但外むきを可なり用なり外むきは陽なり一
手の時は一は内むき一は外むきたるへし四たての矢には

何もはしり羽内むきならは小羽も内むきたるへしまた走羽外むきたらば小羽も外むきたるへきなり羽はしらのたへしはすはふしはすなりしら筈本なり但はすのなり例式にはかはる也はすさき征矢のことくたるへし常のふしはすにはかはるへしはさきの事はかた手いにてはきてあかうるしにぬるへしふしは羽中をしやうすへしいくふしとはさたまらぬなり但三ふし可然羽中一所すけふし一所筈中のふし一所以三所なり但羽中のふしとすけふしを本にして四ふし五ふし筈にてくるしからす矢つかの事例式の我矢つかより二ふせをきて矢つか巻とてかた手いにてまきてあかうるしにぬるなりまくひろき三分たるへし二ふせなかくして矢つか巻する事かふらのかうにかきりたることなりこと矢にあるまじきことなり又かふらのきはにねたまきすへしかりまたのねたまき半分たるへしかふら矢にかきりて二ふせ矢つかをなかくして矢つか巻とてまくいはればかふらにてはけしやうの物其外大事の物をならては射ぬことなりわか矢つかをば弓の木中へひつかくるほとにするか本儀なりひつかくれは矢筋もちかひかふらにさへて矢つかもひけぬなりさる間わか矢つかのきはを矢つか巻とて木中へひつかけてかふらには

あたられて矢つかをよくひき心安射へきたために昔より二ふせなく仕来るなり當流の秘説なりかふらのからを筈をさはししする也のこひ筈にもするなりいつれも是は略儀なりはすは節はすなり腰巻にうるしをたむるなりはすのなり口傳あり

書禮袖珍寶云出陣の時願書を籠るには鏑矢にまきて籠也願成就の時願書のことく何事も神へ申て奉る也此時の爲にうつほの上矢にかふらを一さす也常には定法なし

○大鏑 大ノ鏑
保元物語云白河殿美濃國住人平野平太同國住人吉野太郎ト名乗テ懸入ケル所ヲ御曹司件ノ大鏑ヲ以テヒヤウト射給フカ高紐ニヤ弦セカレケン思フ矢坪ニ下リツ、平野平太カ左ノ膺當ヲ射キラレテ馬ノ太腹アナタヘツト射通サルレハ眞逆ニ倒レタリ

陸奥話記云將軍長男義家驍勇絶倫騎射如神胃白刃突重圍一出賊左右以三太鏑矢一願射賊師一矢不空發一所中必斃

判官物語云住吉大物た、のふにさき給りてみつしけめゆひのひた、れにもえきおとしのよろひに三まひかふとおをしめいか物つくりのたちはさうすへうのや廿四さした

るをかしらたかにおひなしてうはやに大のかふら二そさしたりける

曾我物語云おくのいかたきくちはくまぐらのきたのわきをすくるにらちのそとにくまの大なるをみつて(中略)三人はりに十三そくの大かふらやつかひこふしうへにひきかけひやうとはなつとをなりしてみきのおりはねニツ三ツはしりといければかふらはわかれてさつとちりければやしりはいはにかしとあたる

○姫鏑
萬葉集云伊刀古名兄乃君居而物爾伊行跡波韓國乃虎云神乎生取爾八頭取持來其皮乎多多彌爾刺八重疊平群乃山爾四月與五月間爾樂獵仕流時爾足引乃此片山爾二立伊智比何本爾梓弓八多婆佐彌比米加夫良八多婆左彌突待跡吾居時爾佐男鹿乃云々

○小鏑
平家物語云の條頃はさ月廿日あまりまたよひの事なるにぬえた、一こゑをとつれて二こゑともなかりけりめさすともしらぬやみてはありすかたかたちもみへさりければ矢つほをいつくともさためかたしよりまさはかり事にまつ大かふらとつてつかひぬえのこゑしつる大りの上へ

そいあけたるぬえかふらのをとおとろきこくうにしはしひらめきけり二の矢にこかふらとつてつかひひふといきつてぬえとかふらとならへてまへにそおとしける

○上矢鏑
平家物語云そのくわ我身をはしめて十三きかうはやのかふらをぬきくわんしよに取そへて大はさつ御ほうてんそおさめけり

吾妻鏡云文治五年九月十一日戊辰高水寺鎮守者奉勸請走湯權現其傍又有小社二號一號是清衡勸請也此社後有大槻木二品位二彼樹下稱奉走湯權現一令射立上箭鏑二給

承久軍物語云このせへは城入道かうけ給はつてむかひけるか上の山よりめしか一ツおちきたれり兵ともあれやくともさはく所にかひの國の住人平井の太郎たかゆきくつきやうの弓の上手なりければ上矢のかふらうちつかひ三たんばかりにつめよせておもふしらの毛をもを兵といければしかはのけにたふれてしに、けり

義經記云合戦の條山忠信は大申黒の廿四指たる上矢にはあをほろかふらのめより下六寸計有に大のかりまたすけて云々

與一草紙云與一こ、ろに思ふやう女の立たるふんの物な
かさしにいてるときは花みてえたを手折風情とおもひ上
矢のかふらぬき出しさつくとつまよつてみてあればち
つこの矢羽ひろくしはまかせにふかれあしかりなんと
おもひしつわにのりあまへわのはつれにをしめてこしの
かたなをするりとぬきはしり羽二三度さつとつかひて
すてければ源氏平家は御覽してまことの射手をよくする
とほめぬ人こそなかりけれ

梅松論云去程に五月七日卯刻將軍の御勢嵯峨より内野に
充滿す先陣は神祇官を前にあて、東向に控へ六羅波勢は
白河を上りに經て二條大宮を隔て西向にひかへたりしか
は辰の時計に兩陣互に進合て上矢の鏑渡り時の聲きこ
ゆるほとに有し入亂れて互に今日を最後と相戦けり
鴉鷲物語云上矢の鏑の事二色にかはる羽も二の色なり又
羽を四季にわかつ事あり鏑は大將大にかはりて四さし又
二もさす一もさす口傳あり

○上差鏑

太平記云高氏公被稱願書足利殿自筆ヲ執テ判ヲ居給ヒ上
差ノ鏑ヲ一筋副テ寶殿ニ被ノ納ケレハ舍弟直義朝臣ヲ始
トシテ吉良石塔仁木細河今河荒河高上杉以下相順ヲ人々

○ウヌヤウ作ノ鏑矢

長門本平家物語云後二條關白依夜須の郡におはします矢主
の大明神おはしましてまいりて候と申させ給ひければ神
のおんてき降伏せよと仰られければうけ給候ぬとしてし
のにうすやうつくりにつくりたるかふら矢をしけとうの
弓にうちくはせて西へむたまひければそのかふらおひた
たしく京中をなりまいりて二條殿の御所のもやの御みす
のへりにたつとみて夢うちさめてうつ、に聞ければ御殿
のうへのほとよりかふら矢のこゑ出てひるの大たけをこ
へて西をさして行ぬ

○鳴矢

源平盛衰記云石橋山合戦條佐殿ヲ追落シテ明日ハ一向三浦ニ向
テ勝負スヘシト申ス此儀可然トテ三千餘騎聲ヲ調テ時
ヲ造ル佐殿モ同ク時ヲ合テ鳴矢ヲ射通シケレハ山神答テ
敵モ御方モ大勢トコソ聞ヘケレ

又云奈須與一夏山ノ繁キ緑ノ木間ヨリ僅ニミユル小鳥ヲ
不レ殺射ルコソ大事ナレ挿テ立タル扇ナリ神力ニ差副ヘ
タリ手ノ下ナリト思ヒツ、十二束ニツ伏ノ鳴矢拔出シ爪
遣ツ、滋藤ノ弓把リ太ナルニ打食セヨヒキシハン固タ
リ

我モ我モト上矢一ツ、獻リケル間其箭社壇ニ充滿テ塚ノ
如クニ積上タリ

又云筑紫合菊池入道榊田宮ノ前ヲ打過ケル時軍ノ凶ヲヤ
示サレケン又乗打ニシタルヲ御答メアリケン菊池カ乗
タル馬俄ニスクミテ一足モ前へ進ミ得ス入道大ニ腹ヲ立
テ如何ナル神ニテモオハセヨ寂阿カ戰場へ向ハンスル道
ニテ騎打ヲ尤メ給ヘキ様ヤアル其義ナラハ矢一ツ進ラセ
ン受テ御覽セヨトテ上差ノ鏑ヲ拔出シ神殿ノ扉ヲ二矢マ
テソ射タリケル

○引目鏑

源平盛衰記云都波山合戦條去程ニ樋口次郎林富樫ヲ打具シテ中
山ヲ打上リ葎原へ押寄タリ(中略)此黒坂南黒坂引廻シ時
ヲ作り大鼓ヲ打法螺ヲ吹キ木ノ本萱ノ本ヲ打タハメテ鏑
目鏑ヲ射上テト、メキ懸タレハ山彦答テ參千萬ノ勢トモ
覺ヘサリケル

○ヌタメノ鏑矢

軍陣間書云矢ハ十六矢にても廿五矢にても其身の儘たる
へし其外えひらのおもてにぬためのかふらや一手さす也
人の物きたることくかりまたをうちちかひてさすへしか
ふらの拵様別紙に注し置也

今昔物語云西京人見應天豊樂院ノ北ノ野ニ圓ナル物ノ光

ル有ケリ其レヲナム鳴ル矢ヲ以テ射タリケレハ射散スト
見ケレハ失ニケリ

○三目鳴矢

源平盛衰記云齋野新新宮那智ノ大衆此事ヲキ、那智ノ執
行正寺司權寺司羅候羅法橋高坊ノ法眼等同心シテ大衆二
千餘人新宮ノ渚ニ陣ヲトル大江法眼押寄テ互ニ時ヲ造事
三ケ度ナリ三目ノ鳴矢ナリヤム事ナク太刀長刀ノヒラメ
ク影電ノ如シ

武家名目抄稿第二百二十一册

塙檢校保己一編

弓箭部 五下

○墓目

吾妻鏡云承元元年十二月三日甲辰今日御所御酒宴相州大官令等被候其間青鷲一羽入進物所次集于寢殿之上良久將軍家依惟思食可射留伴鳥之由被仰出之處折節可然射手不候御所中相州被申云吾妻四郎助光爲愁申蒙御氣色事當時在御所近邊歎可被召之云々仍被遣御使之間助光頗衣參上挾引目自階隱之陰窺寄弓發矢後矢不中于鳥樣雖見之驚忽墜于庭上助光進覽之左眼血聊出但非可死之疵此箭羽鷹羽連曳鳥之目弓融云々

産所記云引目の矢のなかさ三尺二寸引目は一尺二寸羽は鶴のもと白まゆみはきなり是も又色々の事御入候間能々知たる人なとこしらへ參らせ候

笠掛射手體配記云笠掛射の時馬通へき次第々々を引目關にて定る也引目關をふる事射手いまた馬場本へ打入ぬ先

○替引目

笠掛記云替引目持候數をよそ五よし六は不可持候なりはれのかさかけ神事のかさかけには鶴の羽を不用也

○小笠懸墓目

吾妻鏡云建久元年四月十一日甲午若君始射小笠懸給行平參上獻御弓引目等之上承別仰奉持之云々

高忠聞書云小笠かけ墓目の事はんひきめのことくなるへし引目の目は七九目あるへし然はこかしのなりこかしやうはふしかけのことこかすへき本也又はすはから竹をする也惣てはすをはけらをまなふ也けらくひといふは何と申つる子細と申哉覺此事よりいふなりふしかけをぬりてもする也その時はかはにて羽をもはきす巻なとすると仰候羽たけ四寸也

○半引目

法量物云小笠懸事(中略)引目半引目九こかし籠たるへし犬追物日記云小笠懸事(中略)引目半引目九目こかし籠たるへし

○犬射墓目

了俊大草紙云犬追物事引目は人の好々大小有へし同の絲を片手によりて廣さ一分はかり巻なり

に射手の引目にて屋形の左のつまよりふり初て射手の次第を日記に付る也

○笠懸墓目

宗五大雙紙云正月五ケ日大名出仕の時三職計御太刀金御進上(中略)細川淡路守殿進上の御弓御笠懸引目朔日に主の御持參候て御前に立置候是は殿中にめし置れ候云々今川大雙紙云笠懸的引目は染たる絲にてはくなり羽は切符中黒爪黒等なり河かりと云鳥の羽をも用なり

高忠聞書云笠懸墓目ならてはしらめてと云事なし

笠掛記云笠掛引目しらへて給候へと人の被申事有申人は的をかくる射手はた、みをと云へしまとをは上の繩をはきかけよこ繩をは二人して兩方へ引はるへし先は肩かたぬかて射ると雖も大事の引目袖にもうつ事有肩をぬくへした、みとこのむ事も射はつしもやとの心也こてさすにははたぬくほとはたぬくまじきにもあらずと也弓馬問答云笠懸引目のかははく事本皮半分裏皮をつかふへしねた巻とはす巻と同じ分黒き也羽は鶴のヌッ羽を本とする也

職人盡歌合ひきめくりの歌云わかこひはかさかけひきめぬりこめていとめもみえずなくなみたかな

高忠聞書云引目の本説の事別紙に注置なり笠懸は頼朝の御代よりは射しめらる、也犬追物は先代の時より射はしめられたり其後あまりに引目もこほれ籠もおる、間大儀たるよし皆々申合籠もしらになり引目も黒くさうになされたり引目赤うるし本なり笠懸引目にて射はしめられたるにより赤うるし本也

又云犬は引目のからもこかしてもいる也はれの時は鷹の目なとにてはせぬもの也中くろなとにてすへし

又云夜引いるには犬射引目本なりけしやうの物も笠懸引目より犬射引目におつると古人申ならはしたる也ちかき頭如此のためしおほきなり

又云犬射墓目のたけ四寸二分にするなり

職人盡歌合さいすりの旅の詞云さしちかへのさいもめし候へいぬを物のい、さめも候そ

騎射秘抄云引目大小の事は又昔今殊に懸隔也彼是愚意ににおいてはいつれも不可然其故は昔様とて四五寸の引目餘に見所なく覺ゆまた當世様とてよは弓にさのみの大引目も見にく、おほゆ犬にあたりて矢落もよからすちと遠まはりたる時は力なき風情もありされは昔射手の中に今少引目おほきならは見所ありなんと覺ゆるもあり今時の

射手の中に今少引目ちいさくは猶よからんと覺るも有餘の大小共に不可然但人により弓によるへし無相違は一尺二尺にもすへし弓に餘て引目のかちたるを所制也

○大墓目

伯耆之卷云傍なる男か申けるは嫡子の殿こそ京へは上られて候へ大殿は是に御座候物を左候へはこそ例の大墓目の音は昨日迄も仕候物をと申ければ少力か付て走りける

古今著聞集云天竺冠者はうらをかけり水の面をはしるよし聞へければ當國隣國より人のあつまりきはふ事おひたし院きこしめされてからめられけり神泉に御幸なりて件の冠者をめしすへて大方のきこへ之有とて加茂の神主能久と相撲をとらせけるに能久とりて池の面へ七八尺はかりなけすたりければ水におはれて浮あかりけるをおほ引目にていさせられけり

○小墓目
古今著聞集云中門の下より犬一疋走出てほえけるを宗任ちいさきひきめをもていたりけるに犬いられてきいくなきてはしるをやかておなしさまに矢つきはやに射てけり

目にて的に立たる扇の輪の白き所黒き所をさして射けるなり

○繕ヒ墓目
犬追物益鏡云しぬりの弓につくるひ引目おつとりそへてといふことは物語の詞也當流に定たる儀あらす

○目柱
吾妻鏡云曆仁元年五月十六日庚寅今日將軍家渡御右府御亭御興遊最中若公親王所御給之小鳥飛去自籠内在庭前橋之梢若君周章給之間諸大夫侍等雖馳走無所于欲取或雲客申云將軍家御共大略勇士也召其中弓上手可令射取之給云々仍若宮參御前申此由給此事將軍家殊有御思慮撰小冠召上之上野十郎朝村此鳥不死之様可射取之由被仰合朝村不能辭申取弓與引目進寄于樹下彼木枝葉尤茂小鳥之姿僅雖見于葉之隙枝差違分非養由者輒難獲之歎朝村躡蹠庭上取小刀削引目々柱二之後挾之數反窺廻樹下諸人見其氣色敢不瞬遂發箭鳥止聲箭落庭上朝村即持參件箭鳥所込于引目内也削捨目柱事此用意也被入籠中之處動尾羽嘯鳴堂上堂下感嘆之聲滿耳將軍家令解御衣給亭主被召出御劍各爲朝村

○猪子墓目
了俊大草紙云小笠懸引目はめを向にするなり猪子引目のことし

○一束墓目
了俊大草紙云一束引目と云は五腰なり二十なり其に笠懸引目一小束懸引目ツ副て一束とするなり

小笠原入道宗賢記云引目一束人に出候者おつとりのふしのもとをかわにてゆひて出すへし時代は矢代申也合候様に順にねちたるやうに結合へき也結たる所を右に持左の手をひきめにそへて在て出へし請取事別義なし又一腰の時はいかよりにて結て出へし一束の時は矢結ひのかわにて結也

○竹根の墓目

吾妻鏡云文治元年五月十七日昨日左典厩待後藤新兵衛尉基清僕從與廷尉侍伊勢三郎能盛下部鬪亂是能盛沙汰餉之間基清馳彼旅館之前其後所令持旅具之疋夫進行之處能盛引馬踏基清之所從仍相互及淨論此間基清所從取刀切件馬轍手綱奔行能盛聞此事馳出竹根引目射所殘之疋夫

○ヒシキ目

射御拾遺抄云笠かけ引目も根本はひしきめなし也軍陣聞書云夜引目可射事引目は犬引目たるへしきめのなき引目にて射也

○墓目ト、メ
了俊大雙紙云笠懸的のせいは三六寸横手なり中略引目は染たる絲にてはくなく羽は切符中黒爪黒等なり河かりといふ鳥の羽をも用なり鶴羽の黒く羽崎の白をも用なり引目とめを絲にてまくなり

又云犬追物事中略引目と、めは藍皮をた、みて片結にして兩方のすみをそろへて劔形に切なり

○墓目幾腰
岡本記云ひきめ一こしとは四ツの事なり

○墓目幾束
岡本記云ひきめ一そくととは廿の事也

家中竹馬記云負征矢一をは一こし二腰と云引目を一こしと云は數四ツ也一束は數廿也

○四目
高忠聞書云つねの四目からは白籠たるへしふしはみふし

篋羽中を本とすへし羽は眞羽を付へしうるしはきたるへし
し絲の上をあかうるしにぬるへし色いとてはくはくなり
四目は竹の根にても木にてもすへし何共に不定大小も
不定なりあかうるしにも黒くもぬるへし又こかし篋に
もするなり略儀なり

又云四目をはうつ本の上にもさすへきなり又小者中間に
もさすへし数はしんとう同事也

又云圓物射る矢の事しめしんとうにて射へし

小笠原入道宗賢記云矢にねをすく共いふしめしんとうを
はしすくといふ也やしりさしてとはいはず

伊勢貞順私刀記云先年の御參宮之時貞親は弓に四目を持
そへられたるなり貞親一人はかり此分に候よの御供衆は
如常弓はかり被持候つる歟年寄候得は何事も失念候不
可爲實儀候

狹物記云木鳥の射様の事よこに見て射へし小鳥ならはし
めしとうなとにて射へき也馬上の時は弓手に見て右手へ
引てさかり射る心也馬上かちによらすとかく木鳥にはか
たぬくへし

弓張記云しめをうつほの上にはさす事はなし但これも野山
なとにてはれの時にてならはくはくしからず御供などの時

益の子細あり一手四目一手矢頭も同前

丸物草鹿記云丸物之事一手四目こしらへやう長一寸五分
計りひいら木にて作る目を四ツあくへし又目三ツにもす
る也是は略儀也目の上頭篋口以上三所より絲にて巻てま
さめのみえぬ様に地をしてらう色を取て黒くぬる又さう
にこしらゆる時はあかうるしにぬりて巻めはかり地をし
て黒くぬる也是は略儀なりからはふしかけをとりてぬる
へし羽は眞羽うるしはき也等はつのにもする也
岡本記云ひとしめにている物の事まるものふりくは
となり口傳あり

○小キ四目

高忠聞書云うつら小鳥をはちいさきしめにているなりと
かり矢も四たて成へし鷹の羽にてはく也まとの羽にて
もはくやり羽の事

○神頭

太平記云足助是ヲ聞テ此者ノ云様ハ如何様鏡ノ下ニ
腹卷カ鏢歟ヲ重テ着タレハコソ前ノ矢ヲ見ナカラ此ヲ射
ヨトハ破クラン若鏡ノ上ヲ射ハ篋挫ケ鏢折テ通ラヌ事モ
コソアレ甲ノ眞向ヲ射タランニナトカ碎テ通ラサラント
思案シテ胡録ヨリ金磁頭ヲ一ツ拔出シ鼻ノ油引テサラハ

は無用なり

○一手四目

高忠聞書云一手四目のから前にしるす一手しんとうに少
もかはるましき也ふしかけをとりてぬるへしこれもさう
にこしらゆる時はこのひ篋にもするなり但しんとうのか
らよりは羽たけ少みしかくて少羽をひろく出すへしこれ
ならてはかはることなし四目のすみふせなり目は四ある
へきこと本也四ツあるによりてしめと云也但目を三にも
する也くるしからず是は略儀なり四目にはひいら木よき
なり目のうへかしらのくち三所よりいにて巻てまきめ
のみへぬやうに地をしてらう色を取て黒くぬる也またさ
うにこしらゆる時はあかうるしにぬりて巻目はかりを黒
くぬるなり是は略儀なり

又云一手しめの事しめはうしの角なるへしからは白篋ふ
しをかすははまとり羽いろ絲はき
小笠原入道宗賢記云ひとて四目とは眞に拵たる也た、又
四目と計いふは赤そめなとにぬり草まかの事なり一手四
目と云は一手のはかあるへからす一手つ、あまたはあ
へし
家中竹馬記云惣して的確矢などを人の前にて爪よる事は無

一矢仕り候ハン受テ御覽候へト云

了俊大雙紙云しんとうは本間の人々の様を本とすへしし
んとうの尻を廣くするは比興事云々

十訓抄云七條南室町ノ東一町ハ祭主三位輔親カ家ナリ丹
後ノアマノハシタテマチヒテ池ノ中島ヲ遙ニサシイタ
シテ小松ヲナカクウヘナトシタリケリ寢殿ノ南ノヒサシ
ヲ八月ノ光入ムトテサ、リケリ春ノ始ノキ近キ梅枝ニ
爲ノ定リテ巳時ハカリ來テ鳴ケルヲアリカタク思ヒテ其
ヲ愛スルヨリ外ノ事ナカリケリ時ノ歌ヨミ共ニカ、ル事
コソ侍レト告メクラシテアスノ辰ノ時ハカリニ渡テウセ
給ヘトフレマハシテ伊勢武者ノ殿居シテ有ケルニカ、ル
事ノアルソ人々渡テウンスルニアナカシコ爲打ナムトシ
テヤルナト云ケレハ此男ナシカハ遣ハシ候ハムト云フ輔
親トク夜ノ明ヨカシト待アカシテイッシカオキテ寢殿南
面ヲトリシツラヒテ營居タリ辰時計ニ時ノ歌ヨミ共集リ
來テ今ヤ爲ナクトウメキヌメキシアヒタルニサキサキハ
巳時ハカリ必ス鳴カ午刻ノサカリマテ見ヘテハイカナラ
ムト思テ此男ヲヨヒテイカニ爲ノマタ見ヘヌハ今朝ハイ
マタコサリツルカト問ヘハ爲ノヤツハサキ、ヨリモト
ク參リテ侍ツルヲ歸リケニ候ツル間メシト、メテト云フ

メシト、ムトハイカント問へハトリテ参ラムトテ立ヌ心
モ得ニ事カナト思程ニ木枝ニ爲ヲユイツケテモテ來レリ
大方淺猿トモ云ハカリナシコハイカニカクハシタルソト
問ハ昨日ノ仰ニ爲ヤルナト候シカハイフカヒナクニカシ
候ナリ弓箭トル身ニ心ウクテシムトウヲハケテイヲトシ
テ侍ト申ケレハ云々

高忠聞書云しんとうはめかふ也いかにほしかためてす
る也しんとうの長さ三ふせ也少きり入て三所巻て上へ見
へぬやうに地をしてぬりかくして黒くらう色をとりてぬ
るへししんとうのなり口傳あり

岡本記云しんとうのこんけんの事大りの大ゆかに犬あか
り候まことのけうし也しかればけいくわと申ものをめし
て御いさせ候事なりそうしてしん天などにはちをこほ
し候はす候七しやくほりてのくる事なれば血をこほさぬ
やうにとありし時くらに付たるしほてをぬきてそやのさ
まにすけて射たる事也もとよりけしやうの物なればすな
はちうせにけりそれよりもしんとうははしまると也一段
ひし也

家中竹馬記云矢頭は二共三共云一手しんとう別の事なり
又云うつほの上にはさすへきしんとうは白笹につきはすな

思案シテ胡録ヨリ金磁頭ヲ一ツ拔出シ鼻油引テサラハ一
矢仕リ候ハン受テ御覽候ヘト云儘ニ且鏡ノ高紐ヲハツシ
テ十三束三伏前ヨリモナヲ引シホリテ手答高クハタト射
ル思フ矢坪ヲ不_レ違荒尾彌五郎大甲ノ真向金物ノ上二寸
計射碎テ眉間ノ真中ヲクツマキ責テクサト射籠タリケレ
ハ二言トモ不_レ云兄弟同枕ニ倒重テ死ニケリ

○一手神頭

伯耆巻云二方太郎と申者京都に候ける折山法師陣頭に御
輿振事候き此二方太郎被_レ仰付_レ被_レ御候築地の上に入り
一手矢頭を以て鎧武者二人射殺多の衆徒等を追歸す自
夫彼者の末においては七代迄弓箭の道を免させ給との
勅定にて被_レ成_レ下_レ繪旨_レを家に傳て候

高忠聞書云一手しんとうのこしらへ様の事篋はさししの
たるへしふしかけをとりてぬるへしはすはふしはすなり
腰巻にうるしをためへし羽は眞鳥羽たるへく候はきめは
くろくぬるへし但こき栗色なりふしはすけふしを本にす
へしすけふしのはとらひしんとうのすけきはよりみふせ
たるへししんとうのきはのからを三分計巻てそれをも黒
くぬるへしふしは三ふし篋本なりすけふし一所羽中一所
篋中のふし一所以上三所なり如_レ此こしらゆへきこと一

りすけふしを賞す節よりすけきはまて三ふせなり羽は眞
鳥羽を付へし其外山鳥の尾鶴のすり羽なごをも付也はき
絲はすき漆或はこき色にもぬる也しんとうの長さ三ふせ
計也切入て巻かすは不可_レ定

又云うつほの上に矢頭をさすこと數定らす但三さしたる
が見たる所よきかいくつもさせ必鞭をさしそふるなり鞭
は身そへ也身そへと云は鞭のさきの方身にちかきなりし
んとうと鞭と一度に執て指て矢なみにねちてうつほの上
にならふ様にかしら高にさすへし其後うつほをつけるな
り矢頭一も二もさす四はさ、す五さす時はつかねて羽の
かた上下に二段にみゆる様に指たるかよきなり其時も鞭
は上の方にならひて身そへなるへし矢頭を六さす事不
可_レ有む矢とていむなり小者なとにさ、する時も同前
弓張記云馬上にてうつほの上にしとうさすへき事數は三
ツ二ツもさすへし

○鐵神頭

太平記云^{笠置}足助是ヲ聞テ此者ノ云様ハ如何様鏡ノ下ニ
腹巻カ鐐敷ヲ重テ著タレハコソ前ノ矢ヲ見ナカラ此ヲ射
ヨトハ敵クラン若鏡ノ上ヲ射ハ篋摧テ鐵折テ通ラヌ事モ
コソアレ甲ノ真向ヲ射タランニナトカ碎テ通ラサラント

手しんとうの本也又四ふし五ふしのにてもくるしからす
但略儀なりいくふし篋にてもあれすけふし本なりしんと
うはめかふなりいかにほしかためてするなりしんとう
の長さ三ふせ也少きり入て三所巻て上へ見えぬやうに地
をしてぬりかくして黒くらう色をとりてぬるへししんと
うのなり口傳あり一手しんとうをさうにこしらゆる時は
のこひのにする也其時ははきめあかうるしにぬりていと
めはかりは黒くぬるなり是は略儀なりしんとうの木は
不定ひいら木ふくらしはなともちゆる也

又云一手しんとうにてしきのはさみものを射てはひやう
はたと射てと云也はつしたるときはひやうすつとはつし
てと云なり

又云矢代に出すへき矢の事一手しんとうを出す物也是ま
つ本也唯のしんとうは略儀なるへし
又云一手しんとうの事しんとうの長さ三ツふせ也まき目
二所有へし上見ぬやうにまき目をぬりかくす也しんとう
のなりは引目のかしらをとりのけたるやうにあるへしら
ういろをとりてぬるへし
岡本記云ひととしんとうにている物の事まつはさみも
のくさし、いけなり又このかけ候へはまるものふりふ

りなとをいへし口傳有り
小笠原入道宗賢記云中しとうの事はも一手しとうといふ
時は一手にかざるへし一手つゝあまたはあるへし草に拵
候は一ツも三ツもあるへし

射御拾遺抄云一手しんとうの事ふしかけをぬりて眞羽う
るしはきなりしんとうのなりさきふくらにいとめなしに
くろくらういろをとりてぬるへし

丸物草鹿記云丸物の事一手神頭こしらへやうひいら木に
て作るへし長サ二寸はかり二所巻て絲の見えぬ様にうる
しにて黒ぬるへし筈はさはし筈たるへし又はのこひ筈に
もするふしかけをとりぬるへし筈はふし筈なりこしまさ
うるしたるへし羽は眞羽たるへしはきめはうるしはき也
黒くぬる也但こき栗色也

○三神頭

今川大雙紙云三神動之事早矢二ツ乙矢一ツ三神動と申也
以上三ツ也

○數神頭

空穗次第云四目をも鞆の上にさすへき也又小者中間にも
さすへし數神頭同前なり鞆に矢さしやうの事

○神通箭

武家名目抄稿第二百二十三册

塙檢校保己一編

弓箭部 六

○解

倭名類聚抄云箭釋名云筈其體曰解音解旁曰羽音去
了俊大雙紙云引目からの筈は夏切はわろし竹子の末葉一
二出来末を一尺はかり切捨て八九月のころ其本を用なり
うさすかるにてしかもつよくてよきなり

高忠聞書云笠懸から大射から引目柄これらをからと云へ
し其外の矢ともをはのと云字を入れてかふらのうちかりま
たのから四目の柄征矢のからけんしりのからしんとうの
からなと、いふへきなり

笠懸射手體配記云からの事さむら筈本也のこひ筈は略義
也時の時のこひ筈にては射間敷なり内々にては不苦

○矢筈

延喜兵庫寮式云筈二百廿隻少隻損分大和國雉羽四百廿隻少隻損分

物所
延喜兵庫寮式云平胡録事羽筈箭十六也
此内落箭

田村草紙云君はすてに七歳になり給へはなにの子細の候
へきこれは先祖の御實とてつゝのつき弓神通のかふら矢
とりそへて奉る

○神頭ノ身

矢代記云矢代に神頭の身と云事神頭の内に細ク似合たる
根を神頭の内に作はめて持也自然の時神頭をぬきても亦
ぬかすとも射也大祕事也

新撰六帖矢衣筈内大臣武士のおふてふやの、たむれとも
猶すくならぬわか心かな

○矢串

古事記云於_レ是與_レ登美昆古_一戰之時五瀬命於_レ御手_一負_レ
登美昆古之痛矢串云々

○矢竹

太平記云倭國竹ノ節近ナルヲ十五束三伏ニ拵ヘテ鐵ノ中
ネヲ筈本迄打トホシニシタル矢只三筋ヲ手挾ミテ今ヤ今
ヤトソ待タリケル

○柳筈

延喜民部式云兵庫寮造箭柳筈四百廿華人司袖絹二百隻並
仰_レ大和國_一毎年交易令_レ送_レ箭筈以_レ時採

○ウキス筈

中學集云輕重の事的矢は大形うきすを用なり但面々の好
みなるへしうきすは手を嫌ふものなればこのみによると
なり

矢本秘傳云うきす筈の事今年筈に葉の三計ひらきたる時
分にたつへき也

弓禮秘傳書云一年たちの夏切の筈をうきすといふ

○カタウキス筈

弓禮秘傳書云二年竹を片うきすといふ
矢本秘傳書云二年篋はかたうきすといふ一年篋はうきす
といふ

○堅篋

の出張記云的矢堅篋本にて候自然くしのしたには仕候是
も異にて候なり

弓禮秘傳書云三年竹を堅篋ト云

矢本秘傳書云的矢篋の事二三年篋を夏切の時分たては心
さへて面白く射よきなり三年篋かた篋ト云

○青篋

岡本記云あをのと申候事はほんきにあらすた、しさいく
方のいけうなり

○荒篋

岡本記云あらるといふ事はたちたるの、ま、の事也

○チク篋

中學集云信州知久の一かまといふを用るなりされとも片
うきすにとくおほきなり

職人盡歌合矢さいくのゑの詞云これはちくのとしてあつら
へられて候

○佐渡篋

矢の十三束三ふせありけるにくつまきより一束計を以て
和田小太郎平義盛と漆にて書付たる

源平盛衰記云源平侍三浦義盛十三束二伏ノ白篋ニ山鳥ノ

尾ヲ以テ羽ケルヲ羽本一寸ハカリ置テ三浦平太郎義盛ト
焼繪シタリケルヲヨ引テ兵ト放ツ知盛卿ノ船耳ニ立テ勳
ケリ

判官物語云土佐坊堀川 あはれさていのかたに人のはりかへ
のゆみや候らんと申せは入て見よと仰らるきさんたはし
り入て見ければしらのにく、いのを、もつてはきたるや
にさいたうのむさしはうとやきしるしてたるくつまきの
うへ十四そくにこしらへてしら木のゆみのにきりふとな
るをそへてそおきたる

承久軍物語云か、りける所にうつのみや四郎よりなりか
かふとのはちをいけつりてはちつけのいたにした、かに
矢一すち立けりよりなりやすからす思ひてひきかなくり
て見ればしらのに山鳥羽にてはひたりけるか十三そく三
ふせを候ける

太平記云公家一統 兵庫鎮ノ丸鞘ノ太刀ニ虎ノ皮ノ尻鞘カケ
タルヲ太刀懸ノ半ニ結テサケ白篋ニ節陰計少シ塗テ鶴ノ
羽ヲ以テ矧タル征矢ノ三十六指タルヲ筈高ニ負成二所藤

堀川親俊記云天文七年四月廿一日甲子富春佐渡篋持三來
之

○薄篋

曾我物語云一まんはこわうにゆみやとる身かゆみいね事
に候へきあにか聞てかちわらひわう殿さやうにいふとも
手なれすしてはいか、候へきいてみよとて竹のこゆみに
のはす、きなるさ、はきのやさしつかひあにかしやうし
をかなたこなたにいとをし

○白篋

平治物語云内裏勢 次なん中くうのしんともなか十六さい
くちはのひた、れにをもたかといふよろひをきる又ねは
なしをもたかをしなるほししろのかふとのを、しめう
すみとりといふたちをはきしらのに白鳥のはにてはきた
るやおひふえとうのゆみもちて云々

平家物語云遠矢 和田小太郎平義盛船には乗らす馬に打乗
馬のふと股つかる程にうち入燈のはな踏そらして平家の
勢の中を差つめ引つめ散々に射る三町か内外の者をばは
つさすつよう射けり中にも殊に遠う射たるとおほしき矢
を其矢給らんとそ招きける新中納言知盛卿此矢をぬかせ
て見給へは白篋に鶴の本白鳥の羽わりあわせてはいたる

ノ弓ノ銀ノツク打タルヲ十文字ニ準テ云々

高忠聞書云犬射からは白篋たるへし羽は眞羽本なり
又云一手四目はうしの角なるへし白篋節をこかす

布衣記云弓しこも矢も主にあひにたるやうにこしらへる
なり矢の篋上さしまては白篋たるへきなりの矢はのこひ
うるしたるへし羽はたうの羽にてもはくなり但上さしと
的矢との羽は鷹の羽たるへし上指は四立にはくへきなり
しこには上帯に手皮付へき也

又云弓しこも主にあひたるやうにこしらへる也矢の篋上
刺まては白篋たるへきなり

又云弓矢事次矢黒うるしにさはすや羽は鷲の羽上指白篋
羽鷹羽鷲の羽何にても用四羽にはく也何もはき絲の上を
紙はきにするなり

弓禮秘傳書云白篋に黒うるしさす事なし
騎馬具足次第云狩場に塗篋ふしかけを持こと法にあらす
御調度といへとも白篋を用られ候

射手方聞書云かふら矢かりまたからはは白篋なり

○塗篋

平家物語云ゆみなかしの、國のちう人きそのちうた五き
つれてをめてかくたてのかけよりぬりのにくろほろは

いたる大のやをもつてまつさきす、んたるみおのやの
十郎か馬のひたりのむなかひつくしにはすのかくる、程
にそいこうたる

源平盛衰記云宇治合戦明春今日ハ事ヲ好テッ装束タル中略クロヌリノ旗ニヌリノニ黒ツ羽ヲモテハキタル矢ノ
廿四サシタルヲ頭タカニ負ナシツ、

愚管抄云大將軍清盛はひた黒にさうそきてかちの直垂に
黒草おとしの鏡にぬりのの矢をおひて黒き馬に乗て御所
の中門の廊に引よせて大鏡形の甲取て着て精しめ打出け
れ

清辨眼抄云長徳四年三月廿八日鷄鳴大宮大路東堀河西中
御門南大炊御門北四町焼亡其火飛着ニ神祇官屋ニ焼亡予
馳ニ向彼神祇官ニ装束縫殿不詳革帯巻腰加ニ綬着ニ帯塗篋
斑羽胡篋革緒劔ニ如ニ盗人搜取時装束ニ乗ニ車馳向云々

○黒漆篋
源平盛衰記云源平侍黒漆ノ十四束ナルヲ只今漆ヲチト削
リノケ新居ノ紀四郎宗長ト書付テ云々
飾抄云篋黒漆細能見也上差有ニ水精鑲ニ
逍遙院右府装束抄云箭黒漆也上差ハ水精ノ鑲アリ

○黒漆摩節

弓禮秘傳書云矢に節陰をとる事若竹のかはをかふりて葉
をくめみたるかおもしろし又心もありとてこれをまなひ
て節陰をぬりはしめたるなり

矢本秘傳云矢にふしかけをぬる事若竹のかはをかふりて
枝をめぐみたるを表してぬりはしめたるなり他流にはさ
まさまの説多し當流には不可信之

○十河節陰

十河物語云十河事ハ三好三郎政泰ト申候三好實休末子ニ
テ讃州之十河養子ニ成十河ト云所之城主タルユヘ皆人十
河殿ト申候ヘトモ本之名字假名ハ後ニ三好準人佐政泰ト
申候弓ノ射手箭細工ニヌカレ節陰ヲ取事名人ニテ十河ノ
フシカケト今ニ申候

○管節陰

佐竹宗三聞書云くたふしかけは略儀の矢なり但彼矢にて
御的被レ勤例ありと云々くたふしは上下おなし色に三ふ
せにぬるなり

弓法私書云長くぬりてさつととめたるをはくたふしとい
ふなり(中略)くたふしをは御的の時も用るなり

弓法秘傳聞書云くたふしかけと云は短く塗るを云なり皮
へ腰巻ぬりたるにてはなし

尺素往來云征矢者白篋拭篋或節陰本黒漆摩節

○節陰

太平記云公家一統宮ハ赤地ノ錦ノ鏡直垂ニ(中略)白篋ニ節
陰ハカリ少塗リテク、井ノ羽ヲモテハキタルソヤノ三十
指サシタルヲ管高ニオヒナシ云々

今川大雙紙云ふしかけ執たる矢を取て見るに節陰の上努
努執へからす

高忠聞書云大射からなとをふしかけ取たる事常にはすへ
からすふしかけ取たる矢なと爪よる事あらはうるし付た
るところを爪にあてぬなり

家中竹馬記云節かけぬりたる矢をは漆の上をかりそめに
も手に取へからす又左様の矢爪よる事有間敷也

射御拾遺抄云的矢もふしかけをぬるか本也
本間流聞書云ふしかけと云は洗たる時皮のこりたるはの
こふ漆たまりてくるみたるに篋目と節目にうるしをため
たるを云

又云節の上を月かたのこくこにうるしをたむるなり
上賢抄云ふしかけをとりたる子細の事別の儀なしむかし
篋をあらひて見るにふしの下ひきくありしをうるしにて
おなしとをりにをきあけてしたるより出来事也

矢本秘傳云ふしかけと云はふしのきはを少ぬりたるを云
也またなかくぬりてきつしとぬりこめたるをはくたふし
と云なり

○長節陰

弓法私書云長くぬりてぬりとめをうすくぬりたるをは長
ふしかけと云なり

御弓場始次第聞書云長節影と申も三ふせの事也

○大節陰

扇鏡云長ふしかけ小ふしかけの的矢に可然くたふしかけ
大ふしかけ

○小節陰

弓法私書云ふしかけにこふしかけと云はふしのきはより
少ぬりたるを云也

御弓場始次第聞書云小節陰と云はふしの下に丸やうにぬ
りたる矢なり略儀也晴の的に不用

又云御的射手箭事小節陰くるしからす

○キツ節

○ウス節

佐竹宗三聞書云節陰をこき色にぬりたるをはきつふしと
云うすくぬりたるをうすふしと云是等の矢長さ三ふせに

ぬる也少の短長はくるしからす三ふせより長は作の矢に
てあるへからす指三さしのへて一下のまたみめにくらふ
へし中三のゆひのまたみの事なり此寸法秘説なり

○節黒
御弓場始次第開書云の矢のふしぬるには羽中のふしのあ
る筈にてぬるへし羽中のふし中程よりはふしたけほとさ
けてふしをとるへし

矢本秘傳云ふしをぬる筈にこしまきを残す事かんよう也
先筈を直にためて扱節を少目の方へためなをして洗濯て
目をさすか様にすればかは能やうにのこる也

本間流開書云ふしくろと云はふしの下をぬりまはしたる
なり次第々々に匂ひあるやうにうすくぬりたるをいふ是
も筈目とふしめとにうるしをたむるなり

○節塗
佐竹宗三開書云節塗の事的矢にかきらす征矢一手四目の
柄一手箭頭の矢笠懸柄とかり矢是等なり

○節村濃
尺素往來云征矢白筈拭節村濃或黒漆
○サハシ筈
布衣記云次矢黒漆ニサハス也羽ハ鷲ノ羽上刺ハ白筈懸ノ

御所的などの時は申不_レ及不_レ可_レ然なり
高忠開書云一手しんとうをさうにこしらゆる時はのこひ
のにするなり其時ははきめあるうるしにぬりていとめは
かりは黒くぬるなり是は略儀なりしんとうの木は不_レ定
ひいら木ふくらしはなともちゆるなり

佐竹宗三開書云御所的を拭筈にて勤られたる例度々あり
と云々

上賢抄云かふら矢拵様の事のこひ筈にもするなり略儀な
り

本間流開書云拭云と云はいかにもうすく赤漆にいくたひ
ものこひてぬりたるを云へし

弓禮秘傳書云ぬくひ筈にすきうるしさを事略儀なりしら
筈ぬくひ筈に竹の目をほる事なし

矢本秘傳云惣別ぬくひ筈の類はふ、より取出し申度にを
きためをすへしいく度も可_レ然也如斯すればよくためす
はり候て能なり

弓馬日記云一手神頭をそさうにこしらゆる時はのこひ筈
にするなり其時ははきめ赤うるしたるへし
射手方開書云おひそやにてもうつはからにてもふし陰は
とらすとも拭筈にはすへし

羽

高忠開書云的矢のこしらへ様の事ははし筈たるへしすけ
ふしをしやうすへし

又云笠懸からの事ははし筈本なりふしは羽中をしやうす
へし三ふし筈本也のこひ筈略儀なりはすは的矢のことく
たるへし

岡本記云かりまたからさはしのにする事はこれしらのを
ひしてする心なりほんはしらのなり

又云かふらをもさはしのにする事ありこれまた、ひして
の心なり

上賢抄云一手しんとうの拵様の事筈はさはし筈たるへし
ふしかけをとりてぬるへし

弓法秘傳書云筈をさはしといふこははふしかけぬりたる
矢の事なり

的場出次第云的矢はふしかけぬりたるかほんにて候さわ
しのも不_レ苦候乍_レ去略儀とこ、ろえへし

○拭筈
蟻川親順開書云的矢こしらへ様の事のこひ筈にもするな
り但略儀なりくしの時的時はくるしからすそれも式の
間的なと又は百手などの時はのこひ筈にては射ましき也

○焦シ筈
高忠開書云犬射からをこかし筈にすることくるしからす
但略儀なりまた無用也

又云一手の四目からは白筈たるへし(中略)又こかし筈に
もするなり略儀なり

蟻川親順開書云小笠懸の矢のこしらへ様の事筈はこかし
筈なりはすはから竹の節けつりて其ま、するなり

犬追物日記云小笠懸の事(中略)引目半引目九目こかし筈
たるへし

○筈巻
判官物語云忠信吉野山合戦條川つらのほうけんはその日のもんでい
卅人はかりましくらにうすまひてたちたるうしろよりそ
のたけ六尺はかりなるほうしてきはめていろくろかりけ
るかしやうそくもまつくろにそしたりけるさかつらゑひ
らのやくはりしんしやうなるにつるのにくろはをもつて
はいたるやの、ふときはふえ竹なんどのやうなるかの
まきよるかみ十四そくにたふくそきりたるをつかみさ
しにさしてかしたらたかにおひなし云々

殿中申次記云正月朔日長祿二戊寅御對面記御弓笠懸引
目袋細川淡路守進上之(中略)引目常のことく袋ながら

參候のまきの上紙にてつゝみ候ては進上なく候此時は御弓一張引目一なり

○沓卷

平家物語云の條わたの小太郎よしもり舟にはのらす馬に打のつてあふみのなかふみそらし平家のせいの中をさしつめひきつめさんくにいければ二町かうちどのものをははつさすいけるとそ聞えし其中にこととをういたるおほしきやを其矢給らんとそきまねきける新中なこんとも、りの卿このやをめしてみ給へはつるのもとしろこののはわりあをせてはいたるやの十三そく三ふせありけるにくつまきより一そくはかりをいてわたの小太郎たいらのよしもりとうるしにてそかきつける

吾妻鏡云治承四年十一月二十六日甲戌山内瀧口三郎經俊可被處斬罪之由内々有其沙汰彼老母武衛御乳母聞之爲救愛息之命泣參上申云資通入道仕八幡殿爲延財禪室御乳母以降代々間竭微忠於源家不可勝計就中俊通臨平治戰場驥骸於六條河原訖而經俊令與景親之條其科責而雖有餘是一旦所憚平家之後聞也凡張軍陣於石橋邊之者多預恩赦歟經俊亦蓋被優難時之功哉者武衛無殊御旨可進所預置鏡之由被仰實

○チタ卷

○樓姑首

太平記云正月廿七日合戰條爰ニ妙觀院ノ因幡堅者全村トテ三塔名譽ノ惡僧アリ鏢ノ上ニ大荒目ノ鏡ヲ重テ備前長刀ノシノキサカリニ菖蒲形ナルヲ脇ニ挾ミ篋ノ太サハ尋常ノ人ノ蓑目カラニスル程ナル三年竹ヲモキツケニ押削テ長船打ノ鍔リ五分程程ナルヲ管本マテ中子ヲ打徹ニシテチチスケ沓卷ノ上ヲ琴ノ絲ヲ以テネタ卷ニ卷テ三十六差タルヲ森ノ如ニ負成シ態ト弓ヲハ不持是ハ手術ニセンカ爲ナリケリ

今川大雙紙云矢の卷目の寸法事ねた卷五分沓卷六分本卷六分上卷三分ケラクヒ三分卷目黒ぬりの時はこのひ篋ふしかけたるへし赤うるしの時は白篋なるへし射御拾遺抄云ねたまきといふはくつまきのうへにまくを云なり

弓馬問答云笠懸藤目のかははく事本皮半分裏皮をつかふへしねたまきはす巻と同じ分黒き也羽は鶴のツリ羽を本とするなり

甲陽軍鑑云矢のこしらへやうせいを絲にてとりてそれを四ツにおり一分にかみ候てきを三ツに折一分にかみ候

平々々々持參之開櫃蓋取出之置山内尼前是石橋合戰之日經俊箭所立于此御鏡袖也件箭口卷之上注瀧口三郎藤原經俊自此字之際一切其篋乍立御鏡袖于今置之太以揭焉也

判官物語云土佐房堀川あはれ御ていの御たに人のほりかへのゆみや候らんと申せは入て見よと仰らるきさんたはしり入て見ければしらのにく、いのはをもつてはきたるやにさいとうのむさしはうとやきしるししたるくつまきのうへ十四そくにこしらへてしら木のゆみのにきりふとなるをそへてそおきたる

太平記云正月廿七日合戰條爰ニ妙觀院ノ因幡ノ堅者全村トテ三塔名譽ノ惡僧アリ鏢ノ上ニ大荒目ノ鏡ヲ重テ備前長刀ノシノキサカリニ菖蒲形ナルヲ脇ニ挾ミ篋ノ太サハ尋常ノ人ノ蓑目カラニスル程ナル三年竹ヲモキツケニ押削テ長船打ノ鍔リ五分程程ナルヲ管本迄中子ヲ打徹ニシテチチスケ沓卷ノ上ヲ琴ノ絲ヲ以テネタ卷ニ卷テ三十六差タルヲ森ノ如ニ負成シ態ト弓ヲハ不持

○鏑卷

弓張記云かりまたのねたまきの事かふらまさとも云ねた卷とも云なり

○矢束卷

射御拾遺抄云矢つかまきの事かふらにかきれり其身のあひ矢つかに二ふせなかくしてそのきは巻なりいとにてもかはにても巻てうるしをさすこれを矢つか巻とは云也くつ巻の上に巻をいふなり

弓張記云矢つかまきと云事かふら矢にかきりたる事なりよの矢になき事也かふらより管の方へ少のけて巻たるを矢つかまきといふなり

○カネ卷

射御拾遺抄云かね巻と云はしんとうなとのきはあるいは引目のきさみめなどを巻を云へし矢にかきれり

○三節篋

高忠聞書云弓のふしの名又矢のふしの名あるへく候よし申候間尋申時御返事に弓のふしの名さらくあるましく

候矢のふしはまど矢には三ふしか本にて候又一手しんとう一手しめに三ふしのか本にて有へし残りの矢のふしは以前もちゐる所をは申入ことく由御返事候哉

○四節筈

射御拾遺抄云矢のふしの事四ふし筈もくるしからず

○羽中の節

高忠聞書云大射から笠懸から小笠懸のからかふら矢のからかりまたからなとをは羽中を本にする也

佐竹宗三聞書云的矢のふしぬるには羽中のふしのある筈にてぬるへし羽中のふし中程よりはふしたけほどさけてふしをとるへし

弓張記云筈をつきたる矢は羽中にふしを置物なり

○オツ取ノ節

高忠聞書云とかり矢そや百矢などをはおつとりのふしを本にすへし

今川大雙紙云矢を人に出様之事左の手にては射付の節を取左の膝を立右の膝をつきて渡すへし是はおつ執のふしを可被取也

○袖スリノ節

大友興廢記云宗麟公日伯宗天重代相傳の巴の旗のひほをと

とうの本なり又四ふし五ふしのにてもくるしからず但略儀なりいくふし筈にてもあれすけふし本也

○射付ノ節

小笠原入道宗賢記云しとう的矢に射つけのふしと申事むかしはあつちなくてすなをかきあけて前につくらを黒それに小的を立射たると也其後よりあつち出来するなりそれによりあつちの法量なし又的矢としとうにいつけのふし出来候はつくらをいつけといふにより此譜也

武田弓箭故實云矢ノスケ節ヲ射付ノ節ト云コト的矢ニカキリタルコト也其謂ハツクラヲ射付ト云夫ヨリ的矢ニカキリ射付ノフシト云コトナリ異矢ヲ射付ノフシト云コト有ヘカラス的矢ヲスケ節トモ可言ナリ
弓張記云矢によりてしやうするふしの事的矢は射つけのふし也

中島攝津守宗次記云常に矢の取所と云事は射付の節の事也

○筈トル

岡本記云のるといふ事はたいかひ矢つかをさためてのものとするをきりてさてたむる事をいふ也

○筈

き勝閑の後頭をあつめ塚をついて上に矢一すちを塔婆にもちいてこれをたつるそのときの矢の名ところ射付の節は地すけふしは水筈中は火袖すりは風なり

○本矧ノ節

射御拾遺抄云矢のふしの事征矢はもとほきのふしの矢かふらはすけふし大射から笠懸からは羽中のふし賞翫なり

○筈中ノ節

長祿二年以來申次記云正月朔申次御前へ持參申様體の事御弓をは右の手ににきりよりも三寸斗上をもちて左にては御矢の筈中迄を持つてつくはひて掛御目云々

○スケ節

高忠聞書云的矢しんとうはすけふしを本とする也

又云うつほにさす矢としてこしらへやう別にはなし征矢をさすなりうつほにさしたるを見たるかよきとてすけふしをそろへてするなりさたまれる法にはなきなり

又云ふしはすけふしを本にすへしすけふしのほとらひしんとうのすけふしはより三ふせたるへくしんとうのきはのからを三分斗巻てそれをも黒くぬるへし

又云ふしは三ふし筈本なりすけふし一所羽中一所筈中のふし一所以上三所なり如此こしらゆへきこと一手しん

倭名類聚抄云唐韻云筈古活反箭受弦處也

源平盛衰記云源平侍平家不_レ安思楯突一人弓取一人打物一人已上三人小船ニ乗リ陸ニ押付ケ濱ニ飛ヒ下楯突向ヘテ寄ヨ寄ヨト源氏ヲ招ク判官殿若者共蒐出テ、蹴散ト下知シ給ヘハ武藏國住人丹生屋十郎同四郎等ヲメイテ蒐ク十五束ノ塗筈ニ鴛ノ羽鷹羽鶴ノ本白矯合セタル矢ヲ以テ先陣ニス、ム十郎カ馬ノ草別ヲ筈際射籠ミタレハ馬ハ屏風ヲ返カ如ク倒レケリ

今川大雙紙云筈の名所はかこひ紐持ぬたこしまき内をはゑりと云なり

○水品の筈

大鏡朝光云閑院の左大將朝光と申し、おりすへていみしかりしさよおほみにてさもしらひのほとなことこのほかにきらめきやなくひのすいしやうのはすもこの殿の思ひよりしいて給へるなりなにかしの行幸につかふまつり給へりしにこのやなくひおひ給へりしはあさ日のひかりにか、やきあひてさるめてたきことやははへりしいまはめなれにたればめつらしからず

助無智秘抄云ヒラヤナクヒノ水精ノハスカフラ閑院大將朝光ノシイタシタマヒタリケルトカヤソレヨリサキハウ

シノナノナリ近代大将ノヤナクヒニハ水精ノカフラニテ
アリ近衛司ノハウハサシカフラニヲスルナリ

物具裝束鈔云平胡録事羽箭箭十六也此内箭術水精括須トモ

○白磨ノ銀筥

太平記云關東大勢上落條長崎惡四郎左衛門尉ハ別シテ侍大将ヲ承

テ大手ヘ向ヒケルカ能己カ勢ノ程ヲ人ニ被知トヤ思ハ

ン一日引サカリテソ向ヒケル其行狀見物ノ目ヲソ驚シケ

ル(中路)一部黒トテ五尺三寸有ケル坂東一ノ名馬ニ鹽干

鴻ノ拾小舟ヲ金具磨タル鞍ヲ款冬色ノ厚總懸テ三十六差

タル白磨ノ銀筥ノ大中黒ノ矢ニ本滋藤ノ弓ノ真中握テ小

路ヲ狭シト歩マセタリ

○角筥

長門本平家物語云日吉神典入落條生年三十四たけ七尺はかりなる

おとこのしろくきよけなるか褐衣のよろひひた、れにく

ろかはおとしの大あらめのよりのいかな物うちたるに

へうのかはのしりさやの太刀はきてくろつ羽のそやのつ

のはす入たる廿四さしたるをかしらたかにおいなし云々

○ヌタ筥

岡本記云ぬたはすと申はかは、けつりのこしたるひきめ

からなとのことくなるはすの事なり

武家名目抄稿第二百二十四册

増檢校保己一編

弓箭部 七

○真羽

和名類聚抄云箭釋名云音矢和名夜其體曰音箭夜旁曰音羽去

其足曰音箭或謂之鐵才木三反訓夜佐俗云夜之唐韻云筥古活

波箭受弦處也

源平盛衰記云輜輪關東輜輪ハ都ヲ出ケル時ハ紺ノ村千鳥ノ

鏡直垂ヲ着タリケルカ關寺合戦ニハ紫隔子ヲ織付タル直

垂ニ菊間シケクシテ萌黄ノ絲威ノ腹巻ニ袖付テ五枚甲ノ

絁ヲシテ三尺五寸ノ太刀ニ廿四サシタル真羽ノ矢ノ射殘

シタルヲ負ヒ滋藤ノ弓ニセキ絁カケ連錢葦毛ノ馬ニ金伏

輪ノ鞍置テソ乗タリケル

大友與廢記云鎌倉見御寶殿に寶物多有御矢十筋真羽也筥

は黒し

弓張記云的矢の羽の事當世應のは雉子の羽又は鳥の羽を

付る事ゆめゝあるへからす真羽を付へし

○真鳥羽

○節筥

岡本記云ふしはすとといふ事はまゝ矢のはすのことくけつ

りたるをふしはすと申也これをけつりはすと申人もあ

り

上賢抄云かふら矢拵やうの事筥はしらのたるへしはすは

ふしはすなり

○繼筥

岡本記云次はすの物の事は大射から笠懸から小笠懸のか

ら四目のから常のもとより一手四目のからもすへし又一

手しんとう又こしさしのしんとう常にいたすくしまとの

矢代しんとうかりまたからかふらのからまゝとやなとはみ

なくつくへし

安土日記云節モナク矢筥真鳥ノ羽ヲ付佐々木家ニ代々所

持候ヲ今度布施施三河守求進ニ上之如此珍奇ノ御道具不

可有際限

○真鳥ノ大鳥羽

岡本記云ねんのものゝをいゝる矢につくる羽の事まゝりの大

羽鳥をかならずつけへし

○鷲ノ羽

吾妻鏡云文治五年十一月十八日甲戌還御鎌倉重國進

御引出者御馬一疋鷲羽脇息一脚等也乗燭之程入御營

中云々

又云建久元年正月三日戊午九郎藤次爲飛脚上洛是鷲羽

一櫃所被進仙洞也去年可被進之處自奥州遲到云

又云建久三年十一月廿九日戊戌新誕若君五十日百日儀也

北條殿沙汰之女房不候陪膳江間殿令從之給被

進御贈物御劔沙金鷲羽也

○黒鷲ノ羽

源平盛衰記云三世入道關東殿ノ仰ニ頼光カ末葉頼政器量ノ

仁ニ當レリトテ源兵庫頭ヲ被召ケリ頼政ハ例ノ歌道ノ

御會ニヤト木賊色ノ狩衣ニナリミスマシテ參リタリ深夜

又云山門御木曾はあかちのにしきのひた、れにからあやおとしのよろひきてこかねつくりのたちはき廿四さいたるきりふの矢おひ云々

長門本平家物語云教座録こ、にあかちのにしきのひた、れに赤威の冑きしらほしの甲に滋藤の弓もち切ふの矢おひて金作の太刀をきて月毛なる馬にきんふくりんのくらおきてあつふさのしりかひかけてのりたる武者一人中納言につ、きて打入ておよかせたり

又云日吉神輿源兵庫頭よりまさはきりふのそやにしけとうの弓真中とり云々

吾妻鏡云寛元二年四月廿一日辛卯今日將軍家若君御元服也云々進物御弓箭羽切遠江守朝直白襦袴衣左手持矢右手取立御座傍柱

承久軍物語云こ、に京かたよりあか地のにしきのひた、れにもえきにはひのよろひにすそかな物うつたるをゆらりとさしらほしかふとにきりふのやおひくれなるのほろをかけあしけのうまにうちのつてた、一人かけいてたり

曾我物語云すけつねなるせこをやふりてましくそ三かしらいてきたりければいかにと見るところにかのすけつねこ

第七圖

又云まねきりふ

第八圖

又云にせきりふ

第九圖

○大切生

長門本平家物語云義經始院參録河越太郎重頼しけめゆひのひたたれにいむけの袖には赤地の錦をいろへたるに黒絲綴の冑に大ききりふ征矢のうはやにあまのをもてはきたるをおひたりけり

建治三年記云十二月二日相太守賢息御元服(中略)御劔前武州御弓征矢大切符尾州羽形圖云上品大ききりふ

第十圖

又云上品名同前

そおつすかひては落しけれその日のまやうそく花やかなりふせれうのひた、れに大またらのむかはきにきりうのやおひふきよせとうのゆみのまんなかとり

宗五大雙紙云人の元服の引出物弓征矢遺候に切符の羽の付たる矢不可遺候よし申候

成氏年中行事云公方様御發向録御弓滋藤御征矢切符武田射禮日記云矢之事五手用意スヘシ篋ハ節陰ヲヌルヘシ羽ハ切符中黒以下ヲ可用殊ニ小中黒ハ昔ヨリ執シ來ルモノナリ

羽形圖云上品きりふ

第四圖

又云中上品きりふ

第五圖

又云中品まねきりふ

第六圖

又云一説きりふ

第十一圖

○小切生

建治三年記云十二月二日相太守賢息御元服(中略)御劔前武州御弓征矢大切符尾州御甲冑藤原相模民部大夫御野矢宮下野前司羽形圖云上品こきりふ又とをかりとひふ

第十二圖

又云一説小きりふの上

第十三圖

又云小きりふ

第十四圖

○薄切生

平家物語云那須與一與一其冑はいまた廿八計のをのこなりかちにあかちの錦をもちておほくひはたそていろへたる直垂にもよぎにはひの鍔きてあしまるのたちをはき廿四さしたるきりふのやおひうすきりふにたかのはわりあはせてはきたりけるぬたのかふらをそさしそへたる

羽形圖云うすきりふ上品

第十五圖

○筋切生

羽形圖云一説すぢきりふ

第十六圖

○三切生

羽形圖云一説三きりふ上

第十七圖

○逆切生

尺素往來云征矢者白篋拭篋或節陰或黒漆摩飾而付二輪大
中黒鵬逆切生鶴霜降鶴本白鳩焦羽山鷄尾等
羽形圖云中上品さかきりふ

第十八圖

○並切生

羽形圖云一説なみ切符上

○地白切生

羽形圖云中上品地白きりふ

第二十五圖

又云一説ちしろきりふの上

第二十六圖

○安摩切生

○眞切生

羽形圖云上々品あまきりふ又まきりふと云

第二十七圖

○シツレ切生

羽形圖云一説まづれきりふ上

第二十八圖

○布露切生

羽形圖云一説ほろきりふの上

第二十九圖

第十九圖

○妻切生

羽形圖云中々品つまきりふ

第二十圖

○星切生

羽形圖云上品ほしきりふ

第二十一圖

○摺切生

羽形圖云中品すりきりふ

第二十二圖

羽形圖一説云すりきりふ

第二十三圖

又云すりきりふ上

第二十四圖

○シ切生

羽形圖云中品まきりふ

第三十圖

又云中上品まきりふ

第三十一圖

○シキ切生

羽形圖云まきりふ上品

第三十二圖

○柳地ノ切生

羽形圖云一説柳地のきりふ上

第三十三圖

○ネコ切生

羽形圖云中品ねこきりふ

第三十四圖

又云中上品ねこきりふ

第三十五圖

又云一説ねこきりふ

第三十六圖

又云ねこきりふ上

第三十七圖

○梅地ノ切生

羽形圖云一説むめちのきりふ上

第三十八圖

○星雨ナシ切生

羽形圖云一説ほしたなしきりふ

第三十九圖

○ワカツ切生

羽形圖云上下々品わかつきりふ

第四十圖

又云中品なかくろ

第四十五圖

又云一説中黒

第四十六圖

○大中黒

保元物語云義朝白河殿討條四郎左衛門二十四差タル大中黒ノ矢頭

高ニ負ナシ重藤ノ弓真中取テ月毛ナル馬ニ鏡鞍置テソ乗
タリケル

平家物語云山門御幸條十郎藏人行家ハ紺地の錦の直垂に緋威
の鎧着て金作の太刀をはき廿四さいたる大中黒の矢負塗
籠藤の弓脇に挟みこれも甲を脱て高ひもにわけ畏てそ候
ひける

長門本平家物語云義経自關東始院委の條秩父末葉島山庄司次郎重忠
(中略)大中黒の征矢の籠にはやきゑをしたるをおひた
り

又云足利又太郎宇治河渡けり忠綱もくらんちの直垂にひ
おとしのよろひのおもたかをはかなものにうちたるにく
わかた打たるゑら星のかふとゐくひにきなしてくれなる

○アヒ切生

羽形圖云一説あひきりふかへりふともいふ

第四十一圖

又云あひきりふ

第四十二圖

○カヘリ生

羽形圖云一説かへりふ

第四十三圖

○中黒

高忠聞書云はれの笠懸の時同神事かさかけには鶴の羽の
からにて射へからす其時はきりふ中くろを用へし一段心
得也

笠掛日記云晴の笠掛或は神事笠懸には切符中黒を用ゆべ
し

羽形圖云中黒上品

第四十四圖

のほろをかけ大中黒の廿四さしたるそやかしらたかにお
ひなして云々

源平盛衰記云山門御幸條源兵庫頭頼政は赤地錦直垂に品皮威
鎧着テ五枚甲ニ滋藤ノ弓廿四サシタル大中黒ノ矢負テ宿
緒白毛ノ馬ニ白伏輪ノ鞍オキテ乘リ卅餘騎ニテ固タリ

又云北殿所々合戦條加賀國住人林六郎光明カ嫡子ニ今城寺ノ太郎
光平ト云者アリ褐ノ直垂ニ袖ヲハ紺地ノ錦ヲ付ケタリケ
リ紫絲威ノ鎧ニ大中黒ノ矢頭高ニ負滋藤ノ弓真中トリ八
寸ニアマリタル大栗毛ト云馬ニ白伏輪ノ鞍置テソ乗タリ
ケル

判官物語云義経頼朝に對面條其中にはひ廿四五はかりなる男の色
白くまんなやうなるかあちのにしきのひた、れにむら
さきすそこのよろひのすそかなものうちたるをくさすり
なかにきくたしまらほしの五まひかふとのくわかたうつ
たるをゐくひにきこかねつくりのたちに大中黒のやかし
らたかにおひなしまけとうの弓のまん中とりて云々

太平記云關東大勢上落條長崎悪四郎左衛門尉ハ別ノ侍大將ヲ承テ
大手ヘ向ヒケルカ態ト己カ勢ノ程ヲ人ニ被知トヤ思ヒ
ケン一日引サカリテソ向ヒケル(中略)三十六差タル白磨
ノ銀筥ノ大中黒ノ矢ニ本滋藤ノ弓ノ真中握テ小路ヲ挟ン

ト歩マセタリ
官地論云武者一騎出來青黃綴腹卷ト同毛五枚甲之緒有ニ
三尺八寸一鬼物作太刀熊皮尻緒引籠足緒長結下大中黒之
征矢云々

羽形圖云上品大中黒

第四十七圖

又云一說大中黒

第四十八圖

○一文字大中黒

羽形圖云一說一文字大中黒上

第四十九圖

○小中黒

長門本平家物語云義經始佐々木四郎高綱蒔黃のすちの宵
直垂に小中黒の征矢をそおひたる

源平盛衰記云高綱流宇景季カ装束ニハ木蘭地ノ直垂ニ黒

皮威ノ鎧ニ三枚甲ノ緒ヲシメテ滋藤ノ弓ノ中ヲ取リ廿四

差タル小中黒ノ矢負ヒ練彈太刀帶ヲ鎌倉殿ヨリ給タル磨

第五十四圖

○中白

義貞記云上矢ノ鏑竹ノ根ヲ式トス又一說ニハ格トモ云羽
ハ中白一說ニハ鶴ノ羽一ニハ鶴ノ羽トモ云ヘリ

羽形圖云上品中しろ

第五十五圖

又云一說中しろ

第五十六圖

又云中しろ上

第五十七圖

○摺中白

羽形圖云下品すり中しろ

第五十八圖

○妻黒

源平盛衰記云石橋山與一其日ノ裝束ニハ青地錦直垂ニ赤

墨ニ黒漆ノ鞍置テ乗タリ

又云墨合判官ハ紺地ノ錦ノ直垂ニ紫キ威ノ鎧ニ鍬模打

タル白星ノ甲ニ滋紅ノ布露カケテ廿四指タル小中黒ノ征

矢ニ金造ノ太刀ヲ帶キ滋藤ノ弓真中取リ云々

羽形圖云中黒小中くろ

第五十圖

又云上品小中くろニふしの矢に是をばく

第五十一圖

又云一說小なかくろ

第五十二圖

○鬚中黒

羽形圖云下々品ひけ中くろ

第五十三圖

○摺中黒

羽形圖云下品すり中くろ

威肩白宵ノスソ金物打タル着テツマ黒ノ箭負ヒ長幅輪ノ
劍ヲ帶ケリ折鳥帽子ヲ引立テ弓ヲ平メヒサマツキテ將軍
ノ前ニ平伏セリ

又云熊谷向子息小二郎ハ練貫ニ澤海摺リタル直垂ニ附子

繩ノ宵キテ妻黒ノ征矢重藤ノ弓持テ是皆紅ノ布露懸テ白

波ト云フ馬ニ乗タリケリ

羽形圖云中品つまくろ

第五十九圖

又云一說つまくろ

第六十圖

○大妻黒

羽形圖云上品大つまくろ

第六十一圖

又云一說つま黒上

第六十二圖

○小妻黒

羽形圖云上品小つまくろ

第六十三圖

又云一説つまくろ

第六十四圖

○摺妻黒

羽形圖云中下品すりつまくろ

第六十五圖

又云一説すりつまくろ

第六十六圖

○洲濱切生ノ妻黒

羽形圖云一説すはま切符のつまくろ上

第六十七圖

○妻白

長門本平家物語云院發始梶原源太景季てうめゆひの直垂に薄くれなむ綴の宵きてつましろの征矢おひたり

羽形圖云上品つましろ右大將殿はしめの奥入のときのそやを是にてはくそりはしと名を付る

第六十八圖

又云一説つましろ

第六十九圖

○地白

羽形圖云上々品地白

第七十圖

○安摩ノ面

羽形圖云上々品あまの面

第七十一圖

又云上品あまの面

七十二圖

又云中上品あまのおもて

第七十九圖

○安摩ノ目

羽形圖云一説あまのめ上

第八十圖

○安摩

羽形圖云一説あんま

第八十一圖

又云まねあんま

第八十二圖

○シキ符

羽形圖云中上品まきふ

第八十三圖

○シキ羽

羽形圖云一説まきは

第七十三圖

又云上品まねあまの面

第七十四圖

又云上品にせあまの面

第七十五圖

又云一説あまのおもて

第七十六圖

又云あまのおもての上

第七十七圖

又云あまのおもての上中

第七十八圖

○薄安摩ノ面

羽形圖云上品うすあまのおもて

第八十四圖

○サカリ生

○形圖云一説さかりふの上

第八十五圖

○一生

羽形圖云上品ひとつふ

第八十六圖

○逆一

羽形圖云一説さか一上々

第八十七圖

○摺符

羽形圖云中品すりふ

第八十八圖

○堅摺

羽形圖云一説たつすり上

第八十九圖

○タカ摺

羽形圖云一説たかすり上

第九十圖

○筆莖

羽形圖云ふてくき上品

第九十一圖

○父知ラス

羽形圖云一説ち、まらす

第九十二圖

又云ち、まらすの上

第九十三圖

又云ち、まらすの中

第九十四圖

武家名目抄稿第二百二十五册

塙檢校保己一編

弓箭部八上

○白尾

桂川地藏記云箭者筋切符妻白中黑白尾精尾高尾尾云々

羽形圖一説云白尾

第九十五圖

○護田鳥尾

長門本平家物語云義仲最後七きか中一きは女稱繪と云美女なりむらさき格子のちやのひた、れに萌黄の腹巻に重藤の弓うすへうの廿四さしたる矢おひて云々

平家物語云後継最さてこそたかひのことはた、かひはやみにけれのと殿ふないくさはやうある物そとてよろひひた、れをはき給はすからまきそめのこ袖にからあやおとしのよろひきていか物つくりのたちはき廿四さいたるうすへうのやおひしけとうのゆみもち給へり

御横行幸服色部類云貞應元年十月廿三日禪太記云平胡録

第九十六圖

又云一説うすへ尾

第九十七圖

○摺護田鳥尾

羽形圖云すりうすへ尾

第九十八圖

○高護田鳥尾

平家物語云能登殿あかちのしきのひた、れにからあやをとし能登殿最後継のよろひきてくわかたうつたるかふとのを、しめ

今度鷲羽所見之所偏ウスへ尾也若聊可爲三切生一歟又黒染籠マフタキナト不審仍會閣令申禪閣一給御返事云鷲羽ヲタニ候ハウスへ尾不可有若又籠ノマフタキ色紙也黒染籠常事也仍此定所調也

源平盛衰記云栗津合木曾ハ赤地ノ錦ノ鎧直垂ニ薄金ト云旨着テ射殘シタル護田鳥尾ノ矢負テ歩ハセ出シテ申ケルハ云々

羽形圖云下品うすへ尾

第九十六圖

又云一説うすへ尾

第九十七圖

○摺護田鳥尾

羽形圖云すりうすへ尾

第九十八圖

○高護田鳥尾

平家物語云能登殿あかちのしきのひた、れにからあやをとし能登殿最後継のよろひきてくわかたうつたるかふとのを、しめ

いかものつくりのたちをはき廿四さしたるたかうすへうのやおひまけとうのゆみをもち給へり

又云備後能登殿舟軍はやうある物そとて鏡直垂をは着給はす唐巻染の小袖に唐綾威の鏡きていか物作りの太刀を帯廿四さいたるたかうすへうの矢負滋藤の弓を持たまへり王城一の強弓精兵なりければ能登殿の矢先に廻る者の射落されすといふ事なし

曾我物語云結城十郎かその日のまやうそくにはもよきにはひのうらうちたるたけかさむらちとりのひた、れになつげのむかはきなくひつこうてたかうすへうのししやはつたかにとつてつけまけとうのゆみのまんなかとり云々

羽形圖云下品たかうすへ尾

第九十九圖

又云一説たかうすへふ

第一百圖

又云たかうすへふ上

第一百一圖

下上

○鷗尾

羽形圖云下品しと、尾

第一百二圖

○サルナ尾

羽形圖云さるな尾の上品

第一百三圖

○マネ尾

羽形圖云中品まね尾

第一百四圖

○矢形尾

萬葉集云矢形尾乃麻之路能鷹乎屋戸爾須惠可伎奈泥見都追飼久之餘志毛

萬葉集註釋云矢形尾乃安我大黒爾ヤカヨ尾トハ尾ノフノ矢ノ羽ノヤウニモトノカタサマニキリタル鷹ナリ

羽形圖一説云やかた尾上々

第一百十圖

○カラ摺尾

長門本平家物語云義經始院相模國の住人遊屋三郎庄可重國褐衣直垂に大あらめの洗革の背にからすりをの征矢おひたり

羽形圖云中品からすり尾

第一百十一圖

○黒摺尾

羽形圖云上品くろすり尾

第一百十二圖

○忍摺尾

羽形圖云上品忍ふすり尾

第一百十三圖

○切生ノ摺尾

飾抄云羽大將以下次將切生中院大物理具問答抄曰切生摺尾加點

第一百五圖

又云まねやかた尾

第一百六圖

○糟尾

羽形圖一説云かすふの上

第一百七圖

○黒糟尾

羽形圖云下上品くろかすふを

第一百八圖

○シキヒラノ糟符

羽形圖一説云しきひらのかすふ

第一百九圖

○逆フチノ糟符

羽形圖一説云さかさまふちのかすふ上

○近ル夜ノ尾
羽形圖云上品さゆる夜の尾といふ星あるゆえなり

第一百十四圖

○クシノ羽

本間流開書云角鷹の鈴つけをくしに云といふなり

○ヒシヤク花

○蜚頭

○碁石

本間流開書云角鷹の羽をかさきにまろみのふかく有やうにとるへしはひしやく花といふなり又くろみを殘して羽とりたるを蜚頭といふなりしちとあるやうに羽とりたるを碁石といふ

○黒布露

平治物語云六波羅清盛紺ノ直垂ニ黒絲威鏡著黒塗太刀ヲ帶黒母衣ノ矢負塗籠藤ノ弓持テ黒キ馬ニ黒鞍置セテ乗給ヘリ

平家物語云山門御十郎くらんとゆきいへはこん地のにしきのひた、れにくろいとをとしのよろひきてこくしつものたちをはき廿四さしたるくろほろのやおひぬりこめとう

のゆみわきにはさみかふとをはぬいてたかひもにかけし

源平盛衰記云東使職武藏國住人勅使河原權三郎有房ハ木蘭地ノ直垂ニ黒絲威ノ鏡ニ白星ノ甲廿四差タル黒布ノ露矢黒漆ノ弓ニ黃路馬ニ黒漆ノ鞍置テソ乗タリケル

○青保呂

判官物語云忠信吉野た、のふはやかて御まへにそ出たりける(中略)大中くろのや廿四さしたるうはやはあをほろかふらのめより下六寸はかりあるに大のかりまたすけて云々

○ホロノ風切

平家物語云のぬえよりまさたのえきつたるらうとうとをたふみのくにのちう人井のはやたにほろのかさきりはいたる矢おはせてた、一人そくしたりける

○白羽

平家物語云のぬえけん三位よりまさとなふ其日はきちんのひた、れにこさくらをきに返したるよろひきてしやくとうつくりのたちをはき廿四さいたるしらはの矢おひしけとうのゆみわきにはさみ云々

長門本平家物語云義経四國御曹司しはらく候て心しつかに

申すへき事候へとも京都もをほつかなしましたこそ参り候はめとて下向せらるさふねまいりてしはらくねんしゆせ

られける程に神主いか、思ひけん白羽のかふら矢をひとり出していさ、か夢想のつけ候とてたてまつれば御曹司かしこまつて給ていてられけりさてこそやしまへわたりたまひし時大風にふねもあやうくみえしかは此矢をしらはたのさほにゆひつけられける

源平盛衰記云三位入道大將ノ徳門ノ前ヲ通ルトテ手綱カイクリ鏡フンハリ立アカリ門ノ内ヘノソキ入高聲ニ申シケルハ鏡コン只今御前ヲ罷通侍レ昨日ノ馬鏡悦ヒ存レハ最モ御宮仕申ヘク侍レトモ年來ノ主君入道殿戀ク思ヒ奉リ候ヘハ寺ヘコソ参リ越レヨトヨハ、リテ打過ケリ競ハ瀧口ノナコリヲ惜ミケルニヤ白羽ノ矢ヲソ負タリケル

太平記云多々其後左馬頭ノ陣ヨリハ矢ノ一筋ヲモ射ス鳴ヲ閑メテ透間アラハ切懸ント伺見給ヒケルニ誰カ射トモ不レ知白羽ノ流鏑矢敵ノ上ヲ鳴響テ落所モ見ヘス左馬頭ノ兵共是ハ只事ニ非スト憑敷思勇ヲ不レ成ト云者ナシ

又云烟六郎左烟モ臆當ノ外小手ノ餘リ切レヌ所ソ無リケル少々ノ小疵ヲハ物ノ数トモ不レ思ケルニ障子ノ板ノ外レヨリ肩先ヘ射籠ラレタリケル白羽ノ矢一筋何ト脱キケレ

トモ鐵更ニ不レ脱ケルカ三日ノ間苦痛ヲ責テ終ニ吠ヘ死ニコソ失ニケル

清齋眼抄云廷尉帶白羽矢一事内裏ノ時ハ別當柏夾帶ニ火長箭一定例也又左右様如然之時同柏夾帶火長箭又自里亭參向之時柏夾帶白羽箭一定事也於尉已下者一切不レ然云々(中略)此外自里亭負火丁白羽矢太以不便不レ可有之事也自里亭向火所官人尉志府生之間何無野箭一腰哉必不レ可帶中黒矢爪羽矢又黒ハミタラム箭蓋馳走哉

世俗淺深秘抄云行幸夜若召仰以前有陣中火事者次將須帶平胡蘇是元來所隨身也然者可無難但於公卿將衛府督ハ可然又檢非違使別當廷尉佐ハ平胡蘇不レ可然即永保三年十一月一日之爲房卿之記具註其由解馬唐尾帶白羽矢由云々

○黒羽

保元物語云官軍方大將ト思敷者(中略)黒羽矢負塗籠藤ノ弓ヲ持

平治物語云源氏勢大將左馬頭義朝ハ赤地ノ錦ノ直垂ニ黒絲威ノ鏡ニ鐵形打タル五枚兜ノ緒ヲシメイカ物作ノ太刀ヲ帶黒羽ノ矢負節卷ノ弓持テ黒鞆毛ナル馬ニ黒鞍置セテ

日華門ニ引立タル

判官物語云辨慶討死之條よろひにやのたつことかすをしらすお
りかけくしたりければみのをさかさまにきたるやうに
そありけるくろはしらはそめはのやともいろくに風に
ふかれて見へける

承久軍物語云むかふのきしよりくろかはおとしのよろひ
に月毛の馬にのつたるむしやくろはの矢おひぬりこめと
うのゆみもちたりけるか河のはたの下のたんにうち下て
これへわたるはなにもそのかう申すはしなの、國の住人
大妻太郎兼證かねすみなりとそ名のりける

○黒ツ羽

保元物語云山田小三郎爲朝これゆきとし廿八身のさかりと
見えたり大の男のした、かものなりけりくろかはをとし
の大あらめのよろひさかりすきたるにくろつはのやおひ
二所藤のゆみもちてかけなる馬にくらをひてのりたりけ
る

平治物語云内裏勢

さまのかみよしともまやうねん三十七
ねりいろのきよれうのひた、れにてなしてくろいと
としのよろひにし、のまるのすそかなものをそうちたり
けるくわかたうちたるかふとのを、しめいかものつくり

にはひのはたよせのやうなるよしからくれなぬをめされ
わりぬきにいろくのいとをもつてあきの野に草つくし
ぬふたるひた、れゆん手のてつかいりやうゆんのすねあ
てむらさきすそこの御きせななかねつくりの御はかせ
十六さいたるそめはの矢むらしけとうの弓れんせむあし
毛なるこまになしちまき白ふくりんのくらをかせ御身か
ろけにめされたり

又云あつもり御覽してなかくさひ矢に射あてられ一門
のなをりと思召こまのたつなひつかへしてとをあさにな
りしかはみつまりはつとけたてそめはのかふら打つかひ
かしこそをいし給ひけれ

保元物語云義朝白河安藝守ノ郎等ニ伊勢國住人山田小三郎
伊行ト云ハ又ナキ剛者カタカハ破リノ野猪武者ナルカ黒
革威ノ鎧ニ同毛ノ五枚兜ヲ猪頸ニ着テ十八差タル染羽ノ矢
負塗籠藤ノ弓持鹿毛ナル馬ニ黒鞍置テ乗タリケリ

平治物語云源氏勢右兵衛佐頼朝ハ十三紺ノ直垂ニ源太産
衣ト云鏡ヲ着白星ノ兜ノ緒ヲシメ髭切ト云太刀ヲ帶十二
差タル染羽ノ矢負重藤ノ弓持テ栗毛ナル馬ニ柏ミニツク
摺タル鞍置是モ一所ニ引立タリ

吾妻鏡云建久元年十一月七日丁巳二品御入洛云々二位家

のたちをすきくろつはのやおひふしまきのゆみもちてく
ろつきけなる馬にのりくろくらをきてそ日華門にひつた
てさす

長門本平家物語云日吉神輿となふはくろつ羽のそやのつ
はす入たる廿四さしたるをかしらたかにおひなして云
云

源平盛衰記云高橋渡守信濃國住人根井大彌太行近ト名乗
テ楯直垂油川條に小櫻威腹卷ニ洗皮ノ大鎧ヒ重テ三尺六寸ノ大
太刀ニ廿四サシタル黒ツ羽ノ征矢負テ黒油馬ノ太ク違ニ
金伏輪ノ鞍置テ乗タリケル

判官物語云頼朝上總の國

たれにくろかはおとしのはらまきくろつはの矢にてぬり
こめとうのゆみもちてすけの八郎のもとにそきたりけ
る

承久記云向ノ岸ニ黒皮威ノ鎧ニ月毛ナル馬ニ乗テクロツ
ハノ矢負テ塗籠藤ノ弓持タリケル

○染羽

教盛草紙云しやうくの御をと、つねもりの御子息にむ
くわんの大夫あつもりにてもの、あわれをと、めたりそ
の日の御しやうそくいつにすくればなやかなりむめの

辨慶子孫辨慶丹水千持紅衣
羽野前夏毛行藤馬懸水約毛陸泥

承久記云十五サシタル染羽ノ矢シケ藤ノ矢ヲソモタセタ
ル

承久軍物語云光季判官はちやくし憲王ゆわうくわんしやと
てことし十四になりけるわらはけんふくして光總と申け
るをちふの二郎あやしゆわうに物のくせさせよと申付し
かはうけ給はると申てちゆうけんひた、れこはかまに
もえきにはひのこはらまき十五さしたるそめはの矢しけ
とうのゆみをそもたせける

播州佐用軍記云十二月十五日寄手ノ後陣ヨリ大勢ノ中ヲ押
分押分出來者アリ頓テ堀端ニ立テ此矢一筋受テ見ヨヤト
呼張懸テ染羽ノ矢打番ヨツヒイテ放ツ云々

薩戒記云應永卅二年二月廿七日戊辰天晴今日申尅征夷大
將軍參議正四位下行右近衛權中將兼美作權守源朝臣義盛
春秋十歳去日來不例内損又怨靈放入道大納言所致云々入道
九歳

前内大臣御一子也於三子今考更無相續之人體一天重事
萬人愁傷也後聞彼狀給屋棟染羽鎧矢立又侍所上同筋立云
云

高忠聞書云少人などの犬射からをは皆染羽にてもはくへ
きなり但略儀なり細々の犬などにはくるしからすみな染

羽の矢を檢見といふ時は染羽よとふなりませはきの時はとふましきなり皆染羽にて矢をはく事少人の時犬射からならてはあるましきなり略儀なり

又云染羽には眞羽のしら尾をそむるなり少人のためなには鶴の羽鷺の羽もくるしからす但略儀なりこの白尾をも染るなり

岡本記云惣してそめ羽の事はまとり羽をそめたる事なりこう又たかなとのお羽をそめて矢につくる事はまほのしりお、そめたる心也

○無文ノ染羽

吾妻鏡云建久元年九月十八日己巳佐々木三郎盛綱換野箭一腰進上御上洛料也即覽之無文染羽以鷺目樺換之藤口卷也云々

○肅慎ノ羽

御稔行幸服飾部類云天仁元 權大納言右大將家忠卿隨身如常但熊形繪肅慎羽胡録雖番長不騎馬

○鷹ノ羽

平家物語云三三位入道のとし頃のさふらいにわたなへ源三たき口きはふといふものありはせおくれと、まりたりける日もやうくくれければさいしともをはかし

からなとには鷹の羽付る事本儀なり其はかは略儀なり的矢に付るも略儀なり犬射からのませきの時はしり羽一付てならては矢につけましきなりしんとう笠懸からそや其外何矢にてもあれ鷹の羽付る事あるましき事なり此謂は尋申處昔より如此申來事と被仰候也

○鶴ノ本白

平家物語云和田小太郎平義盛舟には乗らす馬に打乘馬のふと腹つる、程にうち入笠のはな踏そらし平家の勢の中を差つめ引つめ散々に射る三町か内外の者をばはつさすつよう射けり中にも殊に強う射たるとおほしき矢を其矢給らんとそ招きける新中納言知盛卿此矢をぬかせて見給へは白笹に鶴の本白鴻の羽わりあはせてはいたる矢の十三束三ふせありけるにくつまきより一束はかりをいて和田小太郎平義盛と漆にてそ書付たる

長門本平家物語云石橋山 なた文三家安あゆみ出て申けるは(中略)よき人のきたなきふるまひするをこそ人とはいはぬ矢一すちならんとてつるのもとしろの中さしをぬき出してぬりこめの弓に十三そくをよひきてゐたりければ云々

會我物語云五郎かその日のしやうそくにはう

ここ、にたちしのはせ三井寺へといて立ける心のうちこそむさんなれひやうもんのかりきぬのきくとちおほきらかにしたるにちうたいのきせなかひをとしのよろひきてほししろのかふとのを、しめいかものつくりのたちをばき廿四さしたる大中くろの矢おひたきくちのうつほうわすれしとやたかのはてはいたりけるまともや一手そさしそへたる

吾妻鏡云承元元年十二月三日甲辰青鷺一羽入進物所次集于寢殿之上良久將軍家依佐思召可射留伴鳥之由被仰出之處折節可然射手不候御所中相州被申云吾妻四郎助光爲愁申蒙御氣色事當時在御所近邊歎可被召之云々仍被遣御使之間助光願衣參上挾引目自階隱之窺寄弓發矢彼矢不中于鳥樣雖見之驚駭動墜于庭上助光進覽之左眼血聊出但非可死之疵此箭羽曳鳥之目弓融云々助光兼以所相計無違也云々乍生射留之御威殊甚如元可奉呢近之由匪被仰出所下給御劔也

今川大雙紙云鷹の羽にてはきたる矢にて常に的射へからす子細あり

高忠聞書云矢に鷹の羽付る事とかり矢かふら矢かりまたすくれなゐにてうらうつたるひようもんのたけかさまふかにきてからさいみに蝶をニツ三ツところくにつけたるひた、れにこんのはかまあきけのむかはきたふやかにはきくたしつるのもとしろのそやはつたかにおひなし二ところとうのゆみのまんなかとり云々

武家名目抄稿第二百二十六册

塙檢校保己一編

弓箭部 八下

○鶴ノ羽

源平盛衰記云小坪合 鳥山重忠組ムトテ打出ケリ紺地ノ錦ノ直垂ニ火威ノ宵ニ蝶ノスツ金物ヲソ打タリケル白星ノ甲ニ廿四差タル鶴羽ノ翎篋等上ニ取テ付テ云々
判官物語云土佐國細川 あはれ御ていのかたに人のほりかへのゆみや候はんと申せば入て見よと仰らるきさんたはしり入て見ければおらのにく、いのはをもつてはきたるやにさいたうのむさしはうとやきまるしまたるくつまきのうへ十四そくにこしらへてまら木のゆみのにきりふとなるをそへてそおきたる

太平記云公家一統 兵庫鏝ノ丸鞘ノ太刀ニ虎ノ皮ノ尻鞘カケタルヲ太刀懸ノ上ニ結テサケ白篋ニ節陰計少シ塗テ鶴ノ羽ヲ以テ矧タル征矢ノ三十六指タルヲ等高二負成ニ所藤ノ弓ノ銀ノツク打タルヲ十文字ニ舉テ云々
○鶴ノ霜降

○鶴ノ羽

古今著聞集云此むつるの兵衛尉懸矢をはかすとしてたうの羽をもとめけるか不_レ足ければ郎等ともにもしや持たるとたつねければ上六太夫といふ弓の上手聞て此邊にたうやはみ候見よといひければ下人立出て見て只今河より北の田にはみ候といふを聞て則弓矢を取て出たるにたう立て南へ飛けるを上六矢をはけて左右なくも射すいつれかはこかれたるやといひければまりに飛をこかれたるといふを聞てなほいそかすはるかに遠くなりて河の南の岸のうへ飛程になりける時よく引てそはなちたるにあやまたす射落してけり

○山鳥ノ羽

判官物語云忠信後之條 よしつねかすみならしたる所に天まのすみかとならん事うかるへしぬしのためにおもきかつちうをきつればまもりと成てあくまをよせぬ事の有成そとてこさくらおとしのよろひに四はうまろのかふと山鳥のはのや十六さしてまろさのゆみ一ちやうそへておかれたり

武者物語云實檢書大將午の年の人なれば勿論の儀也さなくは午の年の人を大將と首の間に立てむら重藤の弓を持

源平盛衰記云源平侍 十郎ハ宗長カ矢ヲ取テサラリ々々ト爪遣テ此ハ篋誘モ尋常ニ普通ニハ越侍リ但シ遠忠カ爲ニハ相應セス私ノ具足ニテ可_レ仕トテ判官ノ前ヲ立ツ(中略)白木ノ弓ノ把太ヲ召シ寄テ白篋十四束二伏コシラヘタルニキリウニ鶴ノ霜雨破合テ羽タル征矢一手トリソヘテ遠矢ノ船ハイツレソト問フ

難波戦記云泉洲櫻井合戦之條 主馬カ先手ノ大將塙團右衛門直之ハ前後左右ヲ下知シテマツシクニ掛リケルヲ但馬カ先手多胡介左衛門究竟ノ弓ノ上手也ケレハ胡録ヨリ鴻ノ霜降ヲ以矧タル鋒矢ヲ貫出シ打番ヒ能引テ兵ト放ツ

○鴻ノ白尾

岡本記云こののまらおをその矢につくる事なし

○白鳥ノ羽

平治物語云内裏勢 次なん中くうのまんともなか十六さいくちはのひた、れにをもたかといふよろひをきる又ねいなしをもたかをとしなるほしえろのかふとのを、しめうすみとりといふたちをはきまらのに白鳥のはにてはきたるやをひふえとうのゆみもちて云々

太平記云山門 白鳥ノ羽ニテハキタル矢ノ十五束三臥有ケルヲ百矢ノ中ヨリ只二筋抜テ弓ニ取副云々

すへし首の左右に山鳥の羽のかふら矢を二筋立へし首より四尺さり張弓を置へし弓より一丈さり大將ましますなり
○山鳥ノ尾

保元物語云後醍醐河 爲朝三年竹ノ節近ナルヲ少シ押磨テ山鳥ノ尾ヲ以テ作タルニ七寸五分ノ九根ノ篋中過テ篋代ノアルヲ打クハセ暫時持テヒヤウト射ル
平家物語云ねん 我身は二へのかりきぬに山とりのおをもてはいたりけるとかや二すしまけとうのゆみにとりそへてなんてんの大床にまこうす

高忠聞書云山鳥の尾矢に付る事はとかり矢かふら矢かりまたからの小羽に付るなり本儀なり其外皆山鳥の尾にて矢はく事あるへからす但まんとうなどは略儀なれともくるしからす是は近年まんとうに仕來なり

弓張記云山鳥の尾にてはく矢の事前に注す如くかりまたからかふらのからとかり矢のからなと也是もはしり羽やりはに鷹の羽を付て小羽に山鳥の尾を付る也此外別に定りて本式の矢につくる事なしことにみなやまのりの羽にてはく事はなし

射御拾遺抄云山鳥の尾はうつほのみ或はそやなとに一二

之魔障を去りそくる時此羽を用るなり

○山鳥ノ引尾

太平記云陸奥八幡宮 惡源太此太刀ヲ給テナトカ心ノ勇マ
サラン洗皮ノ鎧ニ白星ノ甲緒ヲ縮テ只今給リタル金作ノ
太刀ノ上ニ三尺八寸ノ黒塗ノ太刀帶副三十六差タル山鳥
ノ引尾ノ征矢森ノ如クニトキミタシ三人張ノ弓ニセキ絃
カケテ嚙シメシ態臆當ヲハセサリケリ

○青鷲ノ羽

吾妻鏡云建久元年九月十八日己巳佐々木三郎盛綱挨拶野箭
一腰進上御上洛料也即覽之無文染羽以鷲目樺_一換_之藤
口卷也以青鷲羽_一爲_二表箭_一是義祖將軍天治年中令_レ征_二伐
奥州梟賊_一之後歸路之日用_二此式_一云々

○川雁ノ羽

了俊大草紙云引目は染たる絲にてはくなり羽は切符中黒
爪黒等也河かりと云鳥の羽をも用也

○雁ノ羽

桂川地蔵記云箭者筋切符妻白中黒白尾糟尾高鶴尾鶴本白
雁鶴鳥羽而作_レ之

○鳥ノ羽

○鴟ノ石打

とはいはす一とりといふへし

○走羽

○外懸羽

○弓摺羽

今川大雙紙云矢の羽の事上はやり羽前はゆすり今一ツは
とかけと云也矢の羽の長さは四寸也

高忠聞書云矢に三付る羽の名の事はすのとをりに付るを
は走羽と云外なる方に付るをはゆすりといふなり
又云四たてにはきたる矢ならてはやり羽といふ事なし
たての矢にやりはといふ事あるへからずこれは秘説也

佐竹宗三聞書云矢の羽三の名走羽外かけ弓すりと云外か
けには何の羽弓すりには何の羽を付たると云々

犬追物手組云矢の羽の三付たる事はしり羽とかけの羽ゆ
すり羽と可_二心得_一也

○遣羽小羽

高忠聞書云矢の羽にやり羽といふ事ありとかり矢かふら
矢かりまたからにかきりたる事なりこれは何も四たてに
はく矢なり此時も走羽とかけの小羽弓すりの小羽と云な
り矢をはめたる時走羽のとをりの下に付たる羽をやり羽
といふなり

源平盛衰記云東使戦 武藏國住人勅使河原權三郎有房中
略_一同四郎有則ハヒヲ頼ノ直垂ニ赤威ノ冑同色ノ甲二十
八差タル鴟ノ石打頭ヲ高ニ負ヒ三所藤ノ中取テ黒駿馬ニ
金伏輪ノ鞍置テ乗タリケル

○鷲ノ羽

○鳥ノ羽

○鷄ノ羽

○雞ノ羽

今川大雙紙云矢に不_レ付羽の事焉ふくらふさきの羽を付
べからず

高忠聞書云ふくらふの羽をは何矢にも付ぬ事也人を調伏
する時の矢につくるなり

岡本記云矢にはかぬ羽の事はとひふくらふにはとりあを
さき以下也但口傳あり

○サ、羽

○サウ々々ノ羽

高忠聞書云的矢の羽にうするをつくる事有へからずさ、
羽くるしからずさ、はとはたうの羽の事也よの鳥のはを
はさう_一の羽と云なり人の方よりさ、羽なとこはれん
時はたうのはと心得よの鳥の羽をさ、はとてやる事あ
るへからずさう_一の羽とてやるへしさ、はの時は一尻

○サウ々々ノ羽

又云かりまたの四ツたてをはひろき羽をはやり羽と云ち
いさき羽を小羽といふなりやり羽にはたかの羽を付小
羽には山鳥の尾を付る也山鳥の羽をばはまやうの物ま
るんの物をいるなり

佐竹宗三聞書云四付たるをけ上を走羽下のをやり羽と云
外かけの小羽弓すりの小羽といふ

○シキリ羽

羽形圖云一説まきり羽

第百十五圖

○羽房

長門本平家物語云能登守 武藏國住人竹岡兵衛經忠とてお
めひてよせければ能登守よくひきてはなち給へは經忠か
よろひのひき合羽房までこそ射こうたれまはしもたまら
すおちにけり

○羽フクラ

判官物語云土佐房堀川 きさんた申けるは名もなきけらう心
のかうなるによりてこよひのさきかけを承り候也生ねん
廿三我と思はんものはよりてくめやとを申けるとさばう
これを聞てやすからす思ひければとひらのきはにあゆみ

○羽フクラ

判官物語云土佐房堀川 きさんた申けるは名もなきけらう心
のかうなるによりてこよひのさきかけを承り候也生ねん
廿三我と思はんものはよりてくめやとを申けるとさばう
これを聞てやすからす思ひければとひらのきはにあゆみ

かゝりていたのすきよりねらひ十三そくよつひきひやう
といるきさんたゆんでのたちうちをはふくらせめてつ、
といとをしようすてなれはかいかなくりてなけすてらはお
しつけむないたくれなをなかつやうにそありける

北條五代記音矢軍 北條美濃守氏親家中に鈴木左京亮は
すくれたる強弓なり先登に進みかれかはなつ矢はふくら
をのますといふ事なく忽射殺す所の者多し

○羽タケ

高忠聞書云矢の羽たけの事四寸本なりといへとも是は子
細ありて申事なり矢によりて見はからひてつくへしそや
などの羽たけは五寸あまり可、然候さて笠懸かり犬射か
らの羽たけは四寸二分可、然かねの定たるへし

射御拾遺抄云羽長の寸法の事犬射からにかきり四寸二分
なり

○外向内向ノ羽

軍陣聞書云矢は白篋ニ鶴の羽を作る也はきやうは白きえ
り絲にてもはくべしかははきも不、苦但略儀なり絲のえ
りゆう秘事なりはす巻とかみはきを左えりの絲にてはく
へしもとはきは右えりの絲にてはく也箭をは三ッ拵へし
二ッは用意の爲なり三ッの内二ッを外面のはを付へし一

作のま弓のかはの上まかせて射儀秘事也餘所よりみれば
うるしはきの的矢とみゆる也的矢と絲にてはかせて赤染
のかはき色々ぬらせてもたすへしこの矢大に秘する事
也

○權矧

判官物語云住吉大物合戦 かねかたおかまろきひた、れにま、ちのよ
ろひきてわさとかふとはきさりけりおろほしにゑほし
かけしてまらきのゆみわきにはさみてやひつを一かいて
せかいのうへにからとおきふたをとりてのけ口れなへて
のたはかりをまなをしてふしのうへをかきこをきては
おはきりてかははきにはいたるやのいちいとくつしろか
しとつよけなる所をこしらへてまはり四寸なかさは六寸
にこしらへてきもつてきつのきわりを五六十そいれたり
ける

○鷲目樺

吾妻鏡云建久元年九月十八日己巳佐々木三郎盛綱換野箭
一腰進上御上洛料也即覽之無文染羽以鷲目樺一換之藤
口巻也

○絲矧

笠掛記云かけから犬射からまめのからかははき絲はきの

ツは内向のをは可付射る時は外向の矢にて可射也

○スルモキ ノイツ

高忠聞書云羽のほそきかたをするもきとも又のいそとも
云也

鴉合戦物語云よせての大將真黒絲の大鎧(中略)鴻の
するときつけたる矢の四十二さしたるをおひて黒ぬりの
弓持て云々

○羽幾尻

小笠原入道宗賢記云羽一尻といふ事真鳥羽鷹羽にかきる
事也大鳥羽は十四枚小鳥羽は十二枚也鷹羽も十二枚な
り

蟻川親俊記云天文八年七月廿四日己未奥州笠置同名赤萩
伊豆守貴殿へ御禮にまいる御太刀一腰御馬一疋小鳥羽十
尻進上之云々

○ウヲ樺本樺

了俊大草紙云犬追物事矢から樺をは黒絲にてはきて本樺
をは真木皮にてはきたる面白なり

○上矧本矧

佐竹宗三聞書云同御的の時雪雨ふる事あらは作絲を栗梅
に染させてくすねを引てくたに巻て持て當座にかみ作本

事かははきか本也

○色絲矧

出法師落書云まことや當國の行事のまことに又四郎とやら
んは染羽ませたるいろ絲はきのからに雪の下とかやのこ
て夏毛のむかはきの星おほきなる出立仕合これはいかさ
ま抜群の人の御指南をまもりたるかともへたる装束のや
うとしの程に相應なり

○藤矧

京師本保元物語云新院御所各門々因縁 爲義長絹直垂ニ黒絲威鎧ヲ
着(中略)矢ハ三年竹ノ極テ節近ニ金色ナルヲ洗ヒ磨カハ
性弱リナントテ節ハカリコソケ木賊ヲ以テ磨キ猶モ輕ク
テ折モヤセントテ鐵ヲノヘテ篋中過ルマテ節通シテ入タ
リ羽ハ鷲身鷄ノ羽ヲ嫌ハス藤ハキニ巻タリ管コラヘスシ
テ破碎ケル間角ヲ續テ朱ヲ指タリ

○藤皮ニテ矧タル矢

参考保元物語云牛井本義朝白河殿夜討條 爲朝ハ白地ノ錦ノ直垂ニ唐綾
威ノ鎧龍頭ノ兜長覆輪ノ太刀ハキ山鳥ノ尾ノ藤ノ皮ニテ
ハキタル矢二十四指タル前ニ一ツハ射タリ節巻ノ弓握リ
フトニテ八尺五寸ヲ持云々

○漆矧

高忠聞書云うるしはきの事的矢笠懸から大射から是はみなかははきの矢たる間何もうるしはきをして持へきなり雨雪俄にふらは可射ためなりいとの上を何もこき赤うるしにぬるへき也雨ふらぬ時うるしはき射ること有へからず

又云矢筒に的矢三手其外にうるしはきの的矢一手入へし是は自然雨雪のときの用心なり又一手しんとう一手入へし

弓張記云的にうるしはきの矢を用事有とは的の時候に雨なと降事あり其時射へきためなり

射禮記云雨雪の日なとはうるしはきの矢を用意可仕也されは古人はかならず此矢を筒に入る也同雪雨にはゆかけぬる、によつておんまやくを粉にしてぬる也

武田射禮日記云雨雪ノ日ナトハ漆ハキト矢ヲ用意シテ可仕ナリサレハ古人ハ必此矢筒ニ入ルナリ

○交セ矧

平家物語云の條 新中なこんとも、り脚このやをめしてみ給へはつるのもとまろこうのはわりあはせてはいたるやの十三そく三ふせありけるにくつまさより一そくはかりをいてわたの小太郎たいらのよしもりうるしにてそか

さしぬ十二そく三ふせに口まさより一そくあけて白篋に

和田小太郎義盛と燒書をこそまたりけり

○三鳥合

源平盛衰記云 源平侍判官ハ若者共蒐出テ、蹴散ト下知シ給ヘハ武藏國住人丹生屋十郎同四郎等ヲメイテ蒐ク十五束ノ塗篋ニ鷲ノ羽鷹羽鶴ノ本白矯合セタル矢ヲ以テ先陣ニス、ム十郎カ馬ノ草別ヲ筈際射籠ミタレハ馬ハ屏風ヲ返スカ如ク倒レケリ

弓張記云常に人のわり合のからと云事なき事なりゆめゆめいふましき事なりませはきといふはませはきの内に三とり合と云こと有鷹の羽染羽などにてはきたるを三鳥合といふ也羽は何羽にてもあれ三色の鳥の羽にてはきたるを三鳥合といふなり

○仕切矧

小笠原入道宗賢記云四立の時まきはきとてゆすりとかけのこはを羽中にてはきとめたるをいふ他流也不可不用之た、當流には小羽をも上はきまてにおす也

きつけ、る

高忠聞書云ませはきのからとはいふなりわり合のからと云事いふましきこと也但鷹の羽まとり羽染羽をわり合てませはきにして仕て候など、いふへきなりた、わり合のからと云ましき也

弓張記云ませはきにするとおもいつれも眞羽一ツ入たるかよし鷹の羽も入たるか本也但ませはきなどは本式になき間何としてくるしからず

○合セ矧

異本保元物語云からはまらのに山とりのはをあはせはきにこうのまもふりをましくてもと四たちにそはきにける

平家物語云あふきの與一其ころはいまた廿はかりのをのこなりかちにあかちのにしきをもちておほくひはたそていろへたるひた、れにもよきにはひのよろひきてあしまろのたちをさ廿四さしたるきりふのやおひうすきりにたかのはわりあはせてはきたりけるためのかふらそさしそへたる

長門本平家物語云 先帝二位殿 中納言此矢をめしよせて見給へは鷹の羽染羽中くろわりあわせてつくりたりけるか、

明治三十七年六月廿五日印刷
明治三十七年六月三十日發行

(故實叢書第三輯第十三回)



印發行
者兼

吉川半七

東京市京橋區南傳馬町
一丁目十二番地

印刷所

東京活版株式會社

東京市京橋區新榮町
五丁目三番地

發行所

吉川弘文館

東京市京橋區南傳馬町
一丁目十二番地

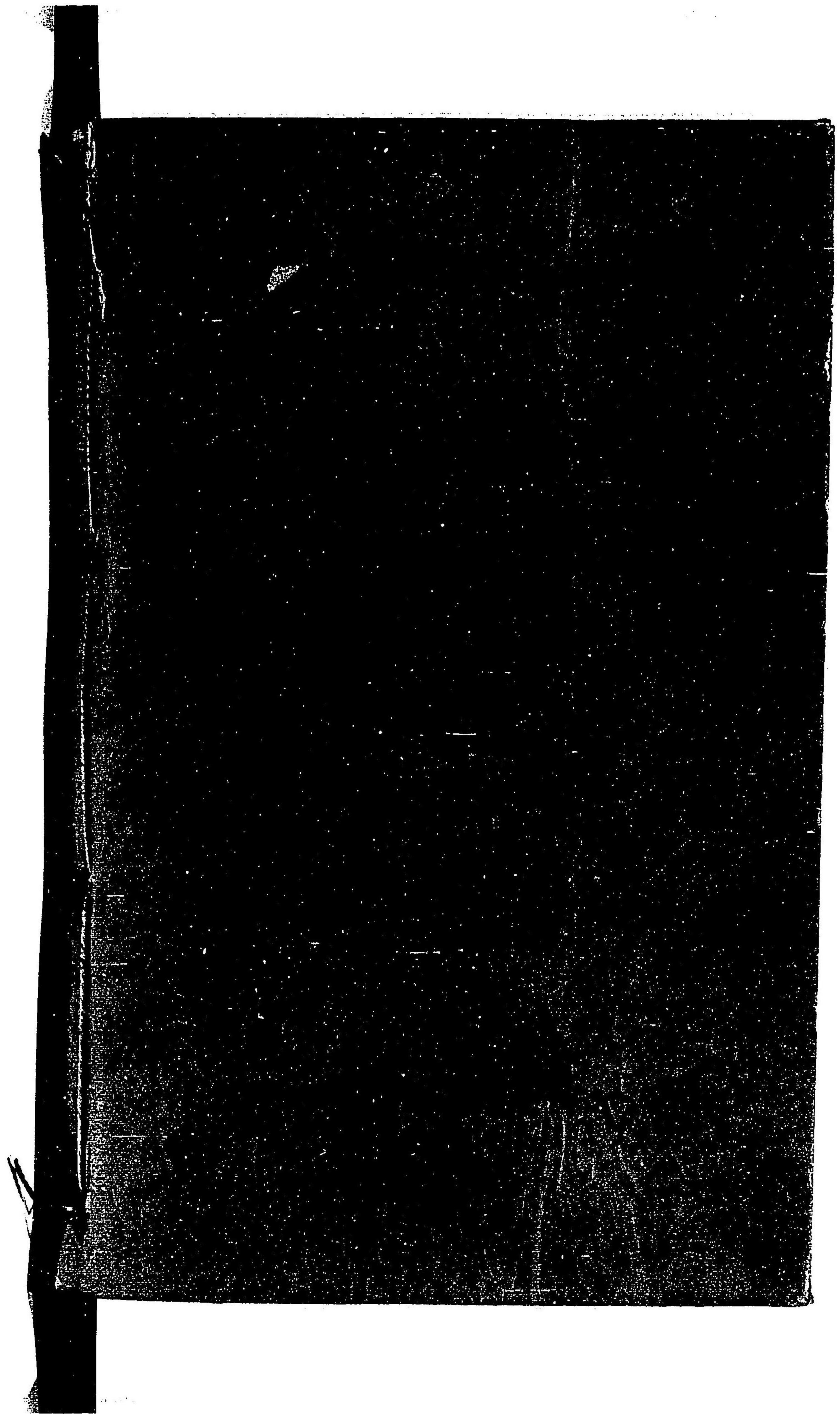
192

55

192
55

Handwritten notes in cursive script, possibly including the words "Curtain" and "Curtain".

Handwritten notes in cursive script, possibly including the words "Curtain" and "Curtain".



武家名目抄

子部

二七

